

中止の不便を來すことなきも只だ多少の過不足を生ずるは蓋し已むを得ざるの數なりとす、加之豫算の不成立の如きは事の變體にして成立は其常體なり、天下の事豈に變體を主位とし常體を客位に置くを得ん哉、論者又或は云はん不幸にして不成立兩三年度を繼續せば即ち如何然れども斯の如きは既に正當の代理者を定め其代理者に疾病事故あるときは如何と云ふが如きものにして固より是れ杞人の憂たるを免れず、豈に堂々論戰を爲すの價値あらん哉、抑々事を論ずるは常況に據らざるを得ず、偶發天下の大勢に關係なき孤獨の事項を促へ來て之を論據とし、或は實際有り得可らざる事項を想像し以て立脚の地を得んと欲するが如きは是れ徒らに言を好む者に非ずして何ぞ哉

五 繼續費の増進及其年割額變更の實況

斯の如き繼續費の効用は國運の進歩を圓滑にし國家の大計に於て固より必要缺く可からざるの設備なりと雖も、利のある所弊害之に伴ふの弊に漏れず其濫用は財政の屈伸を妨げ市場を誘惑す、而して其方法如何に依りて或は政畧上の不便を醸成し、或は募債の不利を來すの虞なしとせず、豈に慎まざる可んや、然るに近年

増進及年割額變更の實況

我國の實況は學理の指導に隨はず吾人の冀望に伴はず繼續費の設置年に多を加へ而かも其變更の頻繁なる大に戒むべきものなしとせず、請ふ試みに其實況を左に表出せん

三十九年度	三二、一一五、一二一
豫算額	三一、二六五、四三九
五月現行	一三、二三二、七〇五
翌年度繰越額	一〇、一六〇、八五〇
不用額	

備考

- 一 翌年度繰越額の内には四十年法律第二十二號に據り帝國大學特別會計へ繰越たる拾五萬四千九百九十七圓を包含す
- 一 不用額の各年度に比し多額なるは鐵道建設及改良費、北海道鐵道敷設費に屬する殘額を豫算編製上の結果繰越を要せざりしによる
- 不用額は前例に依り豫算額に前年度分に於ける翌年度繰越額を加へたる

ものより現計及翌年度繰越額を差引きて算出せり

第一表

繼續費各年度割の現状

	繼續費各年度割の現状	變	更
四十一年度	一〇〇,二四七,七〇八,〇三七		
四十二年度	七五,八六六,七〇二,六四八	六三,五一三,一八七,六四八	
四十三年度	六〇,一〇二,九四二,五七五	五二,二八九,九四五,五七五	
四十四年度	八四,八四八,八六七,〇〇〇	五七,〇一四,〇八二,〇〇〇	
四十五年度	六七,二三九,二七一,〇〇〇	五四,二三四,六五〇,〇〇〇	
四十六年度	五七,〇三〇,六三六,〇〇〇	四八,七七一,四六二,八〇〇	
四十七年度	四五,八〇四,七九四,〇〇〇	四六,六四七,一四二,〇〇〇	
四十八年度	三二,二七一,七九九,〇〇〇	五四,三一五,一一四,〇〇〇	
自四十九年度	一八,〇一八,九二六,〇〇〇	六八,一六四,六七二,〇〇〇	
至五十四年度	五四,一四三,一五九二,二六〇	四四四,八九三,四二一,二二三	
總計			

繼續年額の變動に就き既往の實績夫れ斯の如し、而して其期間の延長甚しく其

間變更なからんと欲すと雖も豈に得可ん哉。諺に曰く、來年の事を云へば鬼が笑ふと、夫れ然り今若し十數年後に係る事項を論ぜん乎、只に牛頭馬頭の冷笑を買ふのみならず閻魔と雖も其威嚴を保つ能はず呵々大笑閻府爲に震動するに至らん、繼續費の事豈に夫れ注意せずして可ならん哉。政府も是に見る所ありて三十六年度提出豫算には其改正を試みたり、不幸解散の爲め其目的を達せざりしと雖も既に改正の端緒を開き、三十八年度提出豫算は本目所論の趣旨に基き編製せられしと雖も、惜ひ哉議會の容るゝ所と爲らず四十二年尙ほ改めず豫め搔て痒を待つ愚に陥り依然として舊式を存す、今事の解し易からんが爲め左に表を掲げ聊か看官の便に供せん

第二目 豫算外國庫の負擔となるべき契約

茲に又其素質趣旨を異にすと雖も其目的稍々繼續費に類し國庫後年の負擔を一齋に一年度に於て定むるものあり何ぞ哉、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲す事はなり、是れ帝國憲法第六十二條第三項に

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲す

は帝國議會の協賛を経べし

とあるに基りし學術教員の招聘出版物の繼續購入等の場合に適用するものにして立法の意蓋し國家をして支拂義務の履行に差支へなからしめんとするの注意に出るものにして其主題に於て固より間然する所なしと雖も適用其度に過ぐれば是れ亦多少後年を束縛するの結果なしとせず抑々議會は毎年之を招集し毎年度の費途を議せしむる者にして毎年の費途は毎年新に其議定する所と爲るを當然とす區々の事情の爲め後年の財政行爲を束縛するは憲法の要義に背き實際の運用に便ならず畢竟前記繼續費及本節所論の契約の如きは固より除外の便宜法なるを以て其適用は可成之を狹隘ならしむるを原則とす適用其度を得ざれば則ち財政の彈力を奪ふの虜れあり抑々歳計豫算は議會集會の始に於て之を提出すべきは會計法の命ずる得たり而して議會は毎年之を召集し其開會の始に於て豫算を議せしむる所以のものは立法の意先づ歳計を豫定し之に依りて一週年の謀を定むるを期するに在る哉歴然として疑を容るゝの餘地を存せず故に特別の必要なくして豫め後年の費途を定むるは法の精神に違ふものと斷言するを憚らず

豫め年度
に渉る
費用の
必要を
定むる

況や爾後數年に亘り其金額を定むるに於てをや

第七節 工事費及物品材料の供給

第一目 工事及物品供給の集中

前節記載の繼續費に依る所の大工事は勿論普通官衙の工事及物品材料の供給に就て尙ほ大に論ずべきものあり請ふ少しく之を述べん餘言は暫らく之を措き今中央に政府の工事及物品供給の任に當る所の一局を設け法規を嚴にし官紀を肅にし之をして建築大修繕及普通の備品消耗品供給の事を掌どらしめ各官衙の新營修繕備品消耗品に係る費用及之を掌る所の技師技手書記等の俸給を此中央機關に集め各官衙に於て新營修繕及物品の需要あるときは此の中央局に其設計計畫を依頼し又は物品の需要を爲し各應に於ては雨漏風防等の如き應急の小修繕のみに徒事し且つ各應に於て不用に屬する物品は之を中央局に復歸するものとせば變通の便大に開け多額の經費を節するを得べき哉疑を容れず英國の如きは中央に工事局なる者ありて各應の工事を掌り併せて物品供給の任に當る故に

各應は應
急に從事
す

目下は甚
だ不便な
り

事能く其目的に副ひ浪費濫用を防ぐ上に於て大効あり、往時我國に於ても工部省の設けありて土木工事を司掌したるの例あり、今少しく之が規模を擴張し砲臺艦船の建築等兵事秘密を要するものは回より除外せざるを得ずと雖も、内外古今の例に鑑み、前記の一大局を中央に設置せば之れを現制の如く各廳に分ち各々吏員を備へて之に當らしむるに比して其利害固より同年の論に非ざるなり、斯の如くせば各廳の建築大小精粗其分を得べくして事始めて其目的に副ひ使用の物品又其品等を均ふすることを得べし、方今各廳の建築修繕宜しく精なるべくして精なるを得ず、粗にして其目的を達するを得べきも壯麗結構共に分に過るものなしとせず、物品亦品等を均ふせず、或は封筒脆弱に失して郵務當局却て不便を感じ、或は紙質堅靱吏員開封に苦しむの例なしとせず、而して試験室の建築設備の不完全なるに代へ、講義室の美麗堅牢に驚くの場合なしとせず、斯の如き不倫の奇觀は中央工事局の設置忽ち之を醫するを得べし、加之現制の下に於ける技師、技手の配置は其當を得ず各廳に適任者を得ること難くして、一廳に敏腕熟練の士を得以て牛刀の威あるも、他廳に於て擔任の士其術に堪能なる能はざるの歎なきを得ず、又一廳

大口の購
買

外國の例

に於て事務閑散にして吏員脾肉の歎あるも他廳に於ては事務繁劇奔命に疲るゝの憂なしとせず、其間兼務囑託等の事行はれ多少事情を緩和すべしと雖も、之を一局に集むると其便否果して如何、智者を俟て後ち知らざるなり

政府の工事及物品供給の一局を設くるの便益瞭然争ふ可らざるは既論の如しと雖も、茲に又一他の便利ありて存す、他なし、仲人の使用を減じ需用物品を一齊大口に購入するを得るを以て口錢を省き割引を得隨て廉價を以て需用品を得る事是なり、物品の購買巨多なれば水陸運送費に於ても亦割引を得るの便あり、是れ經費を減少するの一端たり、面して仲人を省略するの利は只に口錢の關係のみならず、官紀取締の上、に於て間接の利益なしとせず、茲に於て哉、李國に於ては兵餉は成べく之を附近農民より購求すべし、又兵餉購入の爲には特に繰上支拂命令を發することを得るとの規定あり、夫れ國庫の計算は利子勘定の爲に拘束を受けず之が爲め特に大藏省證券を發する場合の外繰上命令國庫の爲め何かあらん露國に於ても兵餉を直接に農民より購入するの例あり、是れ農民保護の主意に出るものなりと雖も、亦以て仲人使用省略の一例たるを失はず、國家大兵を養ふに當りては

經費の節用と生産者保護とに鑑み一考の値なしとせず然りと雖も弊害は不測の邊に發す、一齊大口の購買亦常に弊なきを得ず弊一たび生ずれば小口競争の方法復た之を試みざるを得ず故に大口の購買を試みると同時に競争の方法亦之を廢するを得ざるは勿論なり夫れ國家の歲計は兵餉の大なるより紙屑の小なるに至るまで羅拉して以て漏すことなきを要す軍備の大を論じて紙屑の小なるに至るは財政其精を得たるものと云ふを得ず、故に各省の紙屑も之を取纏めて中央物品供給局に送附し、同局に於て之を漉き返して諸般の用紙に充るを好しとす、外國に於ては銀行と雖も尙且つ注意を紙屑に及ぼすものあり、一銀行にして既に然り政府紙屑の貴重なるを知るべき耳、豈に之を輕々看過するを得ん哉而して政府收入の大部分は固より税金より來るものなり、事細微に涉ると雖も、費用を節し納稅者の利益を保護せざるを得ざるは固より論を俟たざるなり

第二目 山林の利用

中央土木供給局に附屬し材料供給の事亦大に攻究せざるを得ず元來土木建築の事業は巨額の材料を要す、鐵道の枕木、電務の電柱に於ける孰れも木材を要する

大小漏す可らず

利用の方

夥多にして、其他各處の修築修繕に要する木材質に少しとせず、然るに是等の材料を普通の歳入を以て購入するが如きは計畫其宜きを得たるものと云ふを得ず國家にして山林を有せざらん乎、吾人亦何を乎云ん、國家若し豊富なる山林を有するに於ては何ぞ輪伐區域を定め自己所要の材木を自ら供給するの道を講ぜざる自ら其術を盡さずして民財を徵するが如きは固より策の得たるものに非ざるなり宜く國中須要の場所を選び數多の貯木所を設置し、伐截の好季に於て輪伐區より木材若干を伐出し之を貯木所に收容し自然の乾燥に人爲の乾燥防腐の術を加へ倉庫出納の爲には一の特別會計を設け以て出納を明にし各處は豫算額以内にて其需用する所の木材を倉庫に需め倉庫は木材を拂出し領收證を受け之を國庫に納付するときは一錢の現錢を要せず民財を徵せず、單に物品收入を以て國家の收入を増加し巨額の木材を供給するを得べし、而して餘材あれば之を民間に賣却し以て國家の收入を増加する亦可なり、物品收入の例は沖繩縣の砂糖琉球飛白、八丈島の八丈縞等にあり、之を行ふ實に易々たる耳、晚近歐米先進國に於て木材防腐の術大に行はれ則るに足るもの少なからず、以て大に利用すべきなり、而して森林

収入の事豈に木材に止まらん哉。竹材の如き亦其一要部たり。即ち治水工事に於ける蛇籠製造の如き竹材需用の大部を占むるものにして、舊幕府時代の如きは頗る之に留意し有名なる竹藏の設けあり、殊に艦材の伐截貯蓄に就ては最も周到なる注意を示せり。古人の國家經綸の衝に留意する深しと云つべし。輒近各國に於て建築造船等の材料として金屬を使用すること頗る多く、殊に鋼の使用夥しく、一見木材の使用を減ぜしに似たりと雖も、其實大に然らず。人口の増加と人文の發達とは木材の使用に愈々増加を來し、電柱、枕木、鑛山用杭柱、道路建築用片木、ブロック、摺付木軸、製紙原料、塞子用等往時に於て木材の需用甚だ少なく、又は全く之なかりし方面に於て其需用夥しく、年に其多を加へ、専門家の調査に依るに其消費高之を四十年前に比するに正に二倍を増加せり。是に於て各國銳意山林事業を經營し其結果頗る見るべきものあり。今其一二の例を擧ぐれば、西曆千九百五年度の豫算に於て、幸漏西の山林原野の収入は一億千九百六十五萬餘馬の巨額に達し、佛國の如き山林に名なき國にても尙ほ同千九百七年度の收入豫算高は五千七百五十一萬餘法にして、其林業の進歩の如きは近年殊に顯著なるものあり。西曆千九百九年度の巴里萬

木材の需用及外國の例

我國の山林は國のあり情に

外國に於ける森林の實況

國博覽會に於て佛國林業の出品は大に世界の人目を惹けり。抑々木竹材の伐截貯蓄は國家經濟の一部にして、輕々看過すべきの問題に非ず。宜しく古今内外の事例に鑑み學術の應用に怠らず、天然の利益に従ひ人爲の術を加へ、前述諸般の利益を收め以て國家の収入を援助し併せて森林事業の發達を期すべきなり。今我我國森林は殆ど睡眠の状態に陥り、四十三年度の豫算に於ては僅かに千七十四萬三千餘圓を見込み、森林資金繰入の約二百九十七萬圓の如きは臨時収入にして永久の者に非ず。漸次減少を告げ將に數年を期して皆無に歸すべきものとす。今試に英獨等森林經濟及其收入の一二の例を擧げて之を我國の現況に比するに、天淵管ならず、則ち英國の一貴族に屬する二百八「エイカ」「エイカ」は四反二十四歩強の森林地は、嶮岨なる山腹にあるも、方今一年「エイカ」二圓五十錢の地代を得るは實に易々たる事に屬す。故に今之を三十年基礎にて還元すれば、其價格は七萬五千圓となる。而して之に殖林して途中にて透切を爲し得る所の収入は約四萬五千圓なるべくして、五十年内に得る所は實に十九萬圓となり、「エイカ」に付約九百十圓を得べくして、殖林費は五十圓なりとす。又獨逸のハルツ山林收入は「エイカ」一年七圓、サイレ

ジャノギリアント山林は十圓にして、スウイツランドのツリヒ市所屬の山林に於ては純收入十五圓なり、而して獨逸の國有山林の收入は上級下級の平均一「エイカ」に付純收入五圓五十錢、面積は一千萬「エイカ」凡そ國土の二割六分、而して之に依り生活する者は約十萬人なりとす之を我國方今の一町步約一圓十五錢に比し實に同年の論に非らず進て純收入を見るときは實に云ふに忍びざる所のものあり（三十九年度の如きは前年度に比し十五錢前々年度に比し十七錢を増加せしに拘はず一町步の收入六十七錢雜費二十六錢を要せり）加ふるに我國人士の森林を愛せざる實に驚くべきものあり其濫伐盜伐の甚しきは論なく今之を清國漢口枕木貿易の實況に徴するに我國より輸入に係る者は概ね生木にして只に適當なる防腐術を施さざるのみならず乾燥不十分にして、蠹を生じ易く輸入總額一割の不合格品を生じたるの實例あり（是れ三十五年七八月頃の實況なり）爾來見るべきの進歩なく三十九年に於て日本産の枕木一本の代價は凡そ一圓二十五錢にして米國産、因に記すオンタリヲを於ける材木の價格は西曆千八百九十三年の「ロード」五十一立方尺弱八十志より同千九百七年十一月の百二十七志に騰貴せり、佛國産

に比較し六割乃至七割の低價なるも輸入者は尙ほ我國産を排して已まざるの勢あり。是れ他なし米國産の者は代價高しと雖も乾燥十分にして適當の防腐術を施し耐久力に於て我國産に三倍するを以て敷設後修繕等の手数を要する少きの利あるに由る（日本産は二年乃至三年木質に於て天然の不利あれば之を林業根底の改良に埃つの外なしと雖も、單に乾燥及防腐劑等に不注意なるが爲め此不利に陥り、彼の一本の伐木に對し我は三本を伐截せざるを得ず、剩さへ輸入品一割の不合格を見るが如きは實に吾人の遺憾とする所なり。況や輓近の報告に依るに検査輸入済のもの、と雖も尙ほ且つ蠹を生じ其使用を嫌惡するの情益々加にるの勢あるに於てを哉、其不經濟にして經濟宜を得ざるや論なき耳、然りと雖も我國森林の實力豈に今日に止まらん哉、其力能はざるに非ずして施設未だ其全を得ざるなり、前途の多望なる多辨を要せず、我政府も茲に見る所ありて三十八年度豫算に於て新たに國有林作業費なる一欸を設け、從來の立木賣却の方法を止め、伐木製材の費用として二十八萬餘圓を請求し、議會亦之を可決したるは、林産物利用の爲め一步を進めたるものと云ふを得べし、爾來少しく經營する所なしと雖も四十三年度の森

林費豫算は四百七十一萬餘圓にして國有林野經營費は約二百九十七萬圓なるに對し収入は前記の如く尙ほ僅かに千七十四萬三千餘圓に止まり頗る不振の成績たるを免れず右の外北海道に約四十萬千圓の森林費あり

第八節 臨時収入と經常費との關係

第一目 總論

國家の歳入歳出に經常臨時の區別あり我會計法風に之を認め其第六條に歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし

と規定し經常費は國家保存の爲め要する恒久の費用を支辨し臨時費は一時特定の事件又は事業の費用支辨の爲に要する者たるは世人の熟知する所なり夫れ然り然らば即ち臨時収入を以て經常費を支辨するの不可なる知るべき耳抑々財政の鞏固を保たんと欲せば出納の實況管に經常収入を以て經常費を支拂ふを得るのみならず臨時費と雖も其幾分は經常収入を以て之を支辨するを得るの域に在

らざるを得ざるなり何となれば日進の世運に際會しては事物の改良進歩の爲め頻年臨時費を要し其素質に於ては依然臨時費たるを失はずと雖も事實上經常費用と其選を異にする能はざるもの多ければなり而して一國の財政にして經常収入を以て臨時費の大部分を支辨するの地位にあるを得ば夫れ之を財政の鞏固を保つものと云ふを得べし財政基礎の鞏固と財政經理の完好とは自ら別殊の事に屬す看官請ふ之を諒せよ

第二目 臨時収入の實質

經常歳入の臨時歳入の實質は世人の熟知する所にして之を噉々するを要せずと雖も今試みに臨時歳入の著しき者を舉れば國債募集金、諸種の寄附金、官有財産の一時若くは年期刊の賣却代價、森林の臨時伐木賣却代、不用品賣却代等なり而して外國より受る所の償金の如きは時に或は巨額に達する場合なきに非ずと雖も是れ固より臨時中の臨時に屬するものにして財政金融の問題に於ては之を論外に措かざるを得ず臨時収入の實質夫れ斯の如し之に依り經常經費の支辨を計るの不可なる論なき耳

第三目 恒久の費用支辨は臨時収入に依頼す可らず

經常經費は經常收入を以て之を支辨せざるを得ざるは論を俟たず、今個人の場
合を以て之を例せんに茲に一家主あり其恒産より生ずる收入を以て一家の計を
爲さず借金若くは所有財産の賣却代價を以て其費用を支辨せば期年ならずして
倒産するは多辯を要せず其の他人の寄附を待つが如きに至りては愚に非ずんば
即ち狂固より一顧の値なし國家の事豈に之と異ならん哉自ら生産を増さず他國
の購買投資を待つ豈に危ふからずや西曆千八百四十八年の佛國の革命たる其原
因種々ありと雖も當時財政頗る困難にして數箇年の間短期公債を以て之を彌縫
し終に情願はれ勢屈して如何ともする能はず是に一大破綻を生ずるに至りしは
其一大原因にして之を史乘に照して明かなり慎むべく惧るべきの至なり

臨時収入を以て經常費を支辨する事の不可なきは大體に於て既論の如し然れ
ども國家に事變あるは猶ほ個人に災害疾病あるが如し幸にして事變小なるとき
は或は經常費を節して之を應ずるを得べきも事變少しく大なるに至れば到底其
費用を經常收入のみに取ること能はざるは數の然らしむる所にして終に臨時收

國家の事
變を以て
臨時収入
を以て其
費用を支
辨す可ら
ざる

戒めざる
可らず

入に依らざるを得ざるは固より數の免れ能はざる所なり國家の事豈に變通の策
なからん哉然りと雖も事苟くも臨時の素質を帯ぶれば其費用は必ず之を臨時收
入に取るべしと云ふが如きは固より失當の事に屬す臨時費と雖も鐵道電信築港
運河等の如く事建設的の計畫に出る者の費用は成べく之を經常收入に取り累を
後世に貽さざるを好しとす若し失れ兵亂騷擾天變地殃等の如く豫想するを得ざ
る者に對しては臨時収入を以て之に應ぜざるを得ざるは蓋し已を得ざるの數な
りとす然れども運輸通信事業等の如き大工事に向つて漫に後世を利するを名と
し公債を起し事の成敗利鈍を慮るに精ならざるときは後世は其利を收むる能は
ず却つて其負擔の重きに苦しみ其發達を妨げらるゝに至るなきを保せず後世は
後世相當の負擔なきを得ず然るに之に加ふるに祖先失策の結果たる餘殃を以て
せば夫れ將た何を以て乎其發達を期するを得ん慎まざるばある可らず

第四目 我國の近況

一國の經常收入の狀態が大體に於て佳良にして苛征收斂の跡なく優に其經常
費を支辨し尙ほ多少の餘裕を存し臨時費を償ふの餘力あらば其財政は則ち安然

第一章 預算の編製及執行 第八節 臨時収入と經常費との關係 第三目 恒久の費用支辨は臨時収入に依頼す可らず 第四目 我國の近況 三七

鞏固なりと云ふを得べし、我國財政の近況は明治廿七八年戦争前の如く寛裕なるを得ず増税の必要を生ぜしこと一再に止まらず債額亦頗る増加せしと雖も、經常費臨時費の關係は近年までは財政の鞏固を保つを證せり、請ふ左に明治卅一年後の實況を表出せん

第三表

年 度	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
三一 (決算)	一一三、八六九、三三五	一一九、〇七二、一四四	八七、一八四、七九一	一〇〇、六八四、四二四
三二 (全上)	一六七、六二七、二六七	一三七、五九〇、四一七	八六、六二七、二五七	一〇六、五七五、一一九
三三 (全上)	一八〇、五〇九、五一八	一四九、一三四、一六六	一四五、三四五、三四九	一四三、六一五、八九二
三四 (全上)	一九〇、三六四、八三六	一六〇、三六三、五八二	一八三、九九四、二一三	一〇六、四九三、二四一
三五 (全上)	二〇九、五九一、七三三	一七一、〇五九、八〇七	一八七、七四九、六八八	一一八、一六六、九二八
三六 (全上)	二〇九、二八八、〇〇〇	一六七、七二一、二四六	一四七、五一一、二四七	七九、七一一、二四七
三七 (全上)	二四七、四〇六、九四四	二二六、九六三、七八九	一八〇、〇五九、九九一	一五〇、〇九一、八九三

年 度	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
三八 (全上)	二七三、五八四、六五一	一五六、六八一、四〇三	二六一、六七一、七四〇	二六四、〇五九、八〇一
三九 (全上)	四四四、八九八、二五一	三三九、九五四、二三四	一八五、五四九、五五五	一二四、三二一、三〇五
四十 (決算)	四九二、二八七、〇三六	三九八、五六八、一〇五	三六四、七九六、七七九	二〇三、八三二、八五二
四十一 (現計)	五〇九、八六四、九七六	四〇九、二四五、九二一	二八五、〇七四、二七四	二二七、一一五、九二一
四十二 (豫算)	四七〇、三五四、一三六	四〇四、七〇〇、五一六	四八、五七五、一四七	一一四、二二〇、五九五
四十二 (全上)	四八六、六六七、八七六	四一七、六三八、三五八	四三、七七一、六九七	一一二、八〇一、二一五

(軍事費は略す)

由是觀之我國財政は往年に於ては頗る順況を示し明治三十五年度は經常歳入出の間に三千七百餘萬圓の差違あり、三十四年度の如きは經常費を以て臨時費總額の凡そ一割七分を支辨し得るの好況を呈し、三十六年度及三十七年度の豫算は不幸にして不成立となりしと雖も、臨時議會の結果に依り之を見るに前記の如く尙ほ三四千餘萬圓の差違を示し、三十八年度決定豫算に於ても亦巨額の差違を存せり、而して此事たる固より數字上の事實にして所謂骸骨的事實に屬し毫も修飾の之に加はるなし、當時世人財政に向て喟々嗷々せしも是れ見易さの事實と數字

とに就て研究の勞を取らざるに坐せしものにして幸に事實に適合せざりき然りと雖も三十九年度以降は大に其事實を異にし同年度より各種の臨時増税を永久税と爲し之を經常歳入に編入し、四十年度に至りては臨時軍事費の殘餘を以て繰かに收支を彌縫す所謂足を削りて靴に適し頭を殺ぎて冠に便するの譏を免れず、四十一年度は依然として舊套を脱するを得ず四十三年度に於て少しく改むる所ありしと雖も固より根本の改新に非ず今にして大革新を加ふるに非ずんば近き將來に於て困難なしとせず寒心の至りなり

第五目 露國財政の近況

一 歳出及國債の増加

又露西亞の財政は一種不可思議の現象を呈し往々世人をして其真相を窺ふ能はざらしむるものあり請ふ少しく之を述べん

抑々露國の歳計豫算は國會開設以前にありては皇帝に對する大藏大臣の一報告書にして毎年露曆一月一日を以て發布するものとせり今試みに西曆千九百二年の該國財政の報告を見るに歳入凡そ二十一億三千百三十六萬圓歳出凡そ十九

億七千八百三十八萬圓歳入殘餘凡そ一億五千二百九十八萬圓なり其所謂借貸政策中に斯の如く巨大なる歳入殘餘あるは頗る異數の感なきを得ず而して歳出の増加に至りては更に驚くべきものあり即ち西曆千八百八十五年と同千九百二年とを比較するに前者に於ては歳出九億一千三百十四萬圓なりしに後者に於ては前記の如く二十一億圓以上に増進し實に十三割三分を増加し西曆千九百四年度の決算は更に増加して約二十七億三千八百萬圓となれり然るに西曆千九百五年十一月に發表せられたる決算に據れば歳計の不足額三億千七百十萬圓に達し前年度中に募集したる國債は悉皆編入濟なり累年追送して同五年度に於ても約四億の短期公債を起して之を彌縫し同六年度に於ては豫算に於て臨時部に四億八千百十萬圓の不足を示し西曆千九百七年度の經常歳入は二十五億圓を豫算し臨時費は前年度剩餘と當年度收入の自然増加に依頼せり大國財政の經營素より容易の業に非ざるなり方今四海の大勢歳出の増加は邦家の免れ能はざる所なりと雖も露國の如きは蓋し稀れなり而して其國債の増加の如き殆ど人をして信據し能はざらしむる所のものあり即ち西曆千八百七十七年七月露上戦争の初期に於

ける十九億六千七百萬圓(内十七億六千七百萬圓は外債)より急に増加し三十七八年戦役前既に世界の第三位を占め西暦千九百九年に至り九十八億留(内五十八億留は外債にして三十五億留は佛の應募せし者なり)の巨額に達し第二位に進み元利子拂の爲め約四億留を要するに至れり。元來西暦千八百八十七年より同千八百九十九年即ち第十九世紀の終に於て歐洲大陸は一般に太平を樂みしに露國は其間國債を増加すると十七億五千萬圓の内十二億一千萬圓は鐵道敷設に使用し一露哩(凡そ我九丁にして英哩の三分の二)の建築費平均十萬九千五百留の巨額に達し之を隣國なる瑞典の五萬四千五百留に比して甚だ高く、世界有數の高價國を以て目せらるゝ。北米合衆國の六萬三千七百留に比するも尙ほ凡そ六割の高價を見るの實況なり。是れ主として内國製の鐵を使用し爲に費用を増加すると約三億留に達せしに由らずんばある可らず、合衆國亦非常の保護國なりと雖も終に露に及ばず、而して鐵道の延長及其收支等を見る更に驚くべきものあり、即ち西暦千八百九十二年より同千九百二年に至るまでの十ヶ年間に二萬八千八百露哩より五萬三千露哩に延長し費用十億五百萬留を要せり、然るに前後の總計を合すれば都合

十五億留となる。今専門家の説に據るに若し外國の鐵と勞力とを使用するとせば凡六億留を以て同線を複線と爲すを得べきとの事なり、其差違甚だしく信を措く能はざるに似たりと雖も露國政府は西暦千八百八十四年乃至千八百九十五年に鐵道の爲め内國鐵を使用せしこと一億三千萬、グロドにして爲に費用を増加せしこと九千二百萬留、爾後同一原因に依り三億留の費用を増加せし事實に徴すれば夫れ或は信を措くに近からん乎、而して其損失額は前記十ヶ年間に鐵道の爲め起りし公債元利の支拂を除き六億留にして西暦千九百三年には收入不足七千三百萬留、戰爭の初年には四億留に達し(軍事輸送よりの收入は差引く)第二年の額は更に大なるべきも露の近情最も錯雜にして其真相を得るは内外の共に難しとする所にして事實に近き精數は殆ど之を得る能はざるなり

二 疑の點

斯の如くして露國政府は西暦千九百年より同千九百三年までに外債のみにて都合三億五千六百萬圓を増加せり、事件發生以來の増加は前章記載の如し、同國公債の増進實に驚くべきものあり、而して當時露國の財政は表面上非常の好況を呈

し其豫算決算は常に殘餘を示せり。是れ前記募集高と鐵道資金高との差違五億四千萬圓を經常部に繰入れ歲入殘餘の外觀を裝ひ露國公債の價格を維持するに努めたるものに非ざるなきやの疑は世人の胸中に蟠る所にして敢て無理とも云ひ難し然れども孰近露國歲入の増加は著しき現象にして英人デロンの調査に據れば西曆千九百二年を以て終る所の十三ヶ年の間に其増加實に九億三千七百九十五萬餘圓の巨額に達せり

三 露國收入増加の真相

今其内容に入り之が項目を見るに増加は主として酒類專賣二十九留十「コベツクス」の酒類に二十一留の專賣收入を含有す。鐵道收入、民業とすれば收入は民の懐に入るものなり其を國庫へ移せしのみ、造幣局收入、御料山林收入及關稅にありて他は微々として論ずるに足らず。即ち西曆千八百八十九年には是等の收入五億二千七百三十七萬餘圓にして同千九百二年には十二億三千三百四十五萬餘圓に増加し同時に租稅收入は四億四千七十九萬餘圓より六億七千二百三十萬餘圓の増加に止まれり。而して其増加も亦自然の増加に非ずして稅率の増加に依るもの頗

る多く即ち燐寸稅の増加十割六十五「コベツクス」の燐寸代價中に三十五「コベツクス」の稅金を含む。砂糖稅の増加十割六分二十七留十一「コベツクス」の糖價中に七留の稅金を含むの如きは其最たるものなり。抑々砂糖は露國人民の最大需用品にして他國に比して一層缺く可らざるの事情あり、然るに現行輸入稅は砂糖一本(百二十英斤)に付二十九志七片にして精糖同上三十九志五片なり。而して近年倫敦市場に於ける糖價は中物一本最高十三志九片なるに依り露國に於ては稅金のみにて英國の市價より遙かに高價たらざるを得ず。故に砂糖の消費は英國の一人一年は六十九英斤に對し露は僅かに十四英斤六三に止まり世界の第十一位に居るの實況たり。兩國人民生計の難易實に同年の論に非ざるなり。坤第二編第一卷第十二章第四節第二目參觀又試みに其隣國なる獨逸に比較するに露國の麥酒及煙草稅は獨の其に三倍乃至四倍し。砂糖稅及石油稅は一倍半乃至一倍四分の三に達す有名なる石油生産國にして此實ある誠に異數の感なきを得ざるなり

今一步を進めて露國財政の要領を適述すれば極端に民力を徴し又官業を努め毎年約一億六千二百萬圓の殘餘を得ると雖も、鐵道其他の臨時費の爲め約二億六

露國遊金の真相

露國財政の奇観

千四百萬留を要し少くとも其不足約一億二百萬留は毎年之を借入れざるを得ず、依て前記十二ヶ年度中に總計約十七億五千萬留を借入れ臨時費として約十二億四千八百萬留を使用せり(前記不足額と略々符合す)而して其差違凡そ三億留は之を蓄積す、有名なる露國國庫遊金なる者即ち是なり、已ぬる哉其名美なりと雖も仔細に其實を窺ふときは是れ借金の使用残にして之を露の有と云んより事る佛の有たるの觀なきを得ず、而して露國は其死藏金に對し利子支拂を辭せず一種異様の財政と云はざるを得ず

四 歳入不足並に外債

斯の如して義和團匪の亂の比までは僅かに瀕幾し來りしも終に支へず近年は毎年約三億留の不足を生ずるを常とす其他前記十二ヶ年度中私設鐵道會社の外債にして政府の保證に係る者約十億五千萬留ありて西曆千九百四年の上半期に於ては是等露國政府の責に歸する者と純然たる國債とを合して既に總計八十八億九百萬留に達せり、由是觀之輓近露國の財政經濟にして外資を以て支へられたるのも約二十六億留の巨額に達す、而して之に加ふるに日露戰爭の爲に起りし外

露國の外債

露民の麥の消費高

債六億八千餘萬留内債六億留あり斯の如く露國は常に平價以下にて九十三乃至五なり(四分若くは五分を以て外債を起し之を以て金を購入し國庫遊金を積むを以て能事と爲すが如し、而して今其結果如何を見るに其利子は物品の輸出超過を以て之を拂はざるを得ず、今哉露國外債の總高は約八十七億圓(前記鐵道會社の分を除く而して佛より借入れたる高六十二億五千萬圓なり)にして之が爲め要する所の利子は約四億圓なりとす、其他露國が外國へ支拂ふべき運賃、保險料等は之を詳かにすることを得ずと雖も國債外の外資の利子約三千萬圓、而して露國人が外遊の爲め費す金額は凡そ七千萬圓たるべしとは世人の信ずる所にして露國が貿易外に外國へ支拂はざるを得ざる金額は少くとも年々約五億圓なり、此巨額を支拂ふの財源は穀類及材木の輸出總輸出高の八割を占むとサイベリヤ金坑産出高約四千萬圓との外他に之を求むるを得ず、然るに輓近露國の麥作は一人に付二十二「ブート」(四「ブード」は四貫三百六十八匁餘なり)なり、今諸國に於ける一人宛麥の使用高を見るに北米衆合國は六十一「ブード」九にして丁抹は五十七「ブード」佛國は三十三「ブード」六なりとす、故に露國は其民をして食に飽かしめんと欲せば單

に麥の輸出を止むるを以て足れりとせず、進て巨額の穀物を輸入せざるを得ず、然るに實際は前記の如く麥の輸出年に増加し外債の利子拂の爲め過去十六ヶ年間に約六十億留の代價を以て約七十億「ブード」の穀物を輸出せり民に菜色ある偶然に非ざるなり

茲に又曾て露帝の信任を忝ふし露都に於て「ウヒードモスチー」と號くる新聞の主宰たるウクトムスキ公と稱する一貴人あり、西曆千九百二年三月十三日の同新聞紙の社説に掲げて曰く

既に露國は獨逸に比して一人當り麵麩の消費三分の一を減ず、利さへ獨人は露人よりも多く馬鈴薯及麥を消費す露人をして國民と同様の營業を得せしめん欲せば露國は其穀類を輸出すること能はざるべし

是れ其真相を得たるものに似たり、果して然らば露は國民に食料を與んと欲せば外債利子を拂ふを得ず、國民に相當の食料を與ふれば一國の最も神聖なる義務を履行する能はざるの地位に在るもの、如く至難の狀況を呈するものと云はざるを得ず、然れども是れ只門外漢が種々の經濟事項より推測する所に過ぎず、其内容を

歳計の明瞭を缺く

の詳細を知らば大に安ずべきものなしとせざるべきも惜ひ哉露國の事情は多く秘密に屬し西曆一千九百年の豫算中にある七千三百七十三萬二千百九十四留の巨額の如きは諸費豫期せられざる費途、豫備其他等明示し難き科目の下に編入せられ其内容を知る能はず、豈に遺憾ならずや

五 食料の不足並に獨佛との關係

今概近露國政府の調査に據るに露民は肉食すること極めて稀にして其食飼は主として之を植物質に取るを以て一人一年の食料に少くとも農産物馬鈴薯共二十「ブード」是れ所謂饑饉率なりを要し、馬匹は一頭一年に燕麥四十「ブード」を要す、然るに歐洲露領五十縣に於ては一人の平均生産高十六「ブード」六を超過せず即ち三「ブード」四の不足を示す果して然らば農夫一人の生産力は以て一兵を養ふに足らず、况や無数の僧徒官僚を養はざるを得ざるに於てをや、其困難なる多辯を要せず而して農馬一頭に對しては二十三「ブード」六即ち十六「ブード」四の不足を示し、農産物の最高はベッサラビヤン地方の三十七「ブード」八にして最低は北部の九「ブード」七なり、燕麥は之に反し最高は東北部の四十六「ブード」にして最低はベッサラビヤ

ンの五ブード七十なり而して農民總數の七割七厘は食料の不足に苦み其數四千五百三十五萬八千七十八人に達し二割四厘の人は饑を感ぜざるも馬匹に十分の食飼を與ふるを得ず人馬共に饑を覺へざる者は僅かに八分九厘に止まる斯くの如くなるを以て毎年十一月比に至れば無數の農民貴族に向て哀を請ひ貨幣と食料を借入れ纒かに來るべき春を待つは決して例外の事に非ず却つて普通の事に屬す故に貴族輩は此弱點を利用し普通農夫勞銀の半箇以下にて彼等を自己の田園に使用し剩つさへ農馬農具等も彼等に自辨せしめ自ら之を有せずトムモツ地方に於ては貴族地にて農馬及農具を有せざる者總數の二割六分リーベンデアンスクに於ては三割三分キサノフに於ては三割リーベッキに於ては四割ありて其他枚舉に違あらず斯の如くして農民は殆ど自己の土地を耕へすの暇なく貴族地と雖も勢ひ相當の注意を以て耕へさす農業の進歩は夢にだに見る事を得ず大に退歩を促すは自然の勢なり斯の如くにして農民は二三年分も前借し居る者少からず壓制に堪へ兼ね地主の眼を掠め遁逃を企る者あり現に脱走してコナツク村落に投じ水飲と成つて働勞し居る者少しとせず斯の如くなるにも拘はらず世の

一部人士殊に獨佛多數の論者が頻りに露國財政を樂觀し其鞏固を説くは一見頗る奇異の感なきを得ずと雖も少しく之が眞想を觀察するときは是れ亦た怪むに足らざるなり則ち佛國の露國々債に投入せし金額は約百億法外に凡そ同額の商事的投下ありの巨額に達し佛國財産の總額二千四百四十億法中千億法は不動産にして千四十億法は動産なり故に露にして倒産せば佛國は其動産價格の殆ど一割を失ふべく獨の露國々債へ投入したる金額は二十五億馬にして獨の財産總額は二千五百五十億馬外に商事的投入十億馬あり内不動産千億馬動産千五百五十億馬なりとす今此二十五億を失ふのみにても非常なる損失なるに獨露兩國は貿易の關係最も深密にして前者は其勃興する所の工産品を後者に糶し後者より其農産品を糶するの必要ありて露國總輸入額(西曆千九百十六年)の高六億千九百九十餘萬留中獨逸よりの輸入二億六千七百餘萬留にして獨の總輸入高八十億二千八百八十九萬餘馬中露より輸入する者約十億八千八百萬馬に達し兩國の輸出入中の主位を占む是れ所謂惡縁にして其間斷んと欲して斷つ能はざる所のもの存りて存す獨佛兩國の一部人士が露國財政の爲め喋々喧々する亦故なきに非ざるなり然りと

雖も大勢の向ふ所固より人爲を以て廻らす可らず惟近露國の國債頻りに下落し之を十年前即ち西曆千八百九十七年に比するに倫敦市場に於て正に左の如き差譯を生ぜり

第四表

公債の名稱	西曆千八百九十七年最高	同千九百七年五月
鐵道五分	一〇七、〇〇〇	九三、五〇〇
大陸鐵道三分	九五、〇〇〇	六四、五〇〇
一八分四分半	一〇五、二五〇	七五、五〇〇
	一〇二、八七五	六五、五〇〇

實に非常の差違と云つべし夫れ公債價格は一國の信用を表示す漫りに人爲を加へて市場を迷はす可らず抑々人爲は極まる所あり其馬脚を露はすに至りては一層の不信を招く鑑みずんばある可らざるなり近者少しく恢復し五分は平價以となり四分も九十四の好價を示す四十二年未乏を他國に比し尙ほ大に及はざるものあり事情斯の大くなれば近時佛國輿論の一角に於ては新たに英佛露三國同盟

を結び英佛二國の資本を以て大に露國の富源を發達し經濟上政治上三國の利益を計るべしとの説を生ぜり獅子王の之に耳を傾るや否や智者を埃つて後を知るべきに非ざるなり然り而して露國は將來尙ほ國家經營の爲め巨額の費用を要すウイッテ氏の説に據れば露國をして一等國の地位を保たしめえと欲せは今後六十二億五千萬留乃至六十六億六千萬留の資金を要すへし然るに佛國側の觀察は(ラレター新聞)八十三億留を要すと爲す其何れか是なるは未だ劇かに斷言す可らずと雖も斯の如き豫測は概して不足するを以て通患と爲す故に暫らく後者を以て比較的眞に近きものとせざるを得ず知らず双頭の鴛四浪の水を搏て以て龍を喰ふを得るや否や然れども喰はざれば則ち大鵬鷓胡に若かす歐洲大陸財界の調和亦難い哉抑々露國公債は其目的明瞭ならずウイッテ氏在职十一ヶ年中佛國より借入れたる十八億留の如きは一部は舊債償還の爲め一部は國庫準備金積立の爲め使用せられ一部は露清銀行へ附與せられ其他は鐵道建設の爲めに用ひられたり依て英國の輿論は常に露公債へ投資するを戒む予の憂聞なる未だ輿論の一變せしを聞かざるなり

六 露國農地の生産力

又露國に於ける「デシヤチン」(一町一反四畝八歩)の穀物の生産力を他國に比するに左の如く孰れも著しく劣等の結果を示す

第五表 (数は「アード」なり)

露	獨	瑞 典	合衆國	キヤナダ
小 麥	二八、二	七七、〇	一〇〇、〇	六〇、三
大 麥	三二、八	五六、四	七五、九	四二、〇
燕 麥	三九、〇	七三、二	八三、二	六三、二
英 國	小 麥	大 麥	裸 麥	燕 麥
二九、九	二九、九	二九、九	三二、五	四一、〇

第六表 (西曆千九百五年を以て終る五年間の平均收穫)

獨 逸	二八、二四	二二、八四	三二、八一	三九、三九
佛 蘭 西	一九、二二	一六、〇〇	二二、一八	二六、六〇
匈 牙 利	一七、五四	一五、九二	二〇、九四	二四、八四
ルーマニア	一六、二四	一四、八八	一六、三五	一九、九七
勃 牙 利	一四、〇〇	一三、二二	一七、六二	
歐洲露西亞 (波蘭を除く)	九六八	一一、三三	一二、六四	一六、二五

七 露國保護政策其他の影響

今一步を進めて露民の負擔を見るに露農は穀物二百二十英斤に對し二十二錢を負擔するに反し「バイエルン」の如きは歐洲中高税の國なるに拘はず僅かに十錢に止まる中央及東部露國の如きは最も甚しく西曆千八百九十年より同千八百九十九年の十年間に農民が負擔せし直税金額約四億一千万圓に達し農民其重きに堪へず政府は終に約二億圓を拂戻すの奇觀を呈せり

元來西曆千八百六十一年の農奴解放令は其名甚だ美なりと雖も農民は之に對し巨額の賠償金(通例一年約八千萬留戰爭の初年の如きは八千六百萬留に達せり)

を支拂はざるを得ざるを以て概して之を好まず之に反抗して起りし所の一揆千百回の多きに達しカザン地方の如きは五千の農民蓆旗を翻へし動兵の必要を生じ殺戮せられし者五十五人傷けられし者七十一人に達せり。今其執行の順序を見るに農民は當初二年間は絶対的服従の義務を負ひ其期間に貴族地主等の爲すに任せざるを得ず、次の二年間を過渡の義務期とし其間貴族等は農民の上に警察権を有し農民支配役の任命黜陟を擅にし賠償金支拂濟に至るまで之を繼續するものとせり、而して賠償は小區域に重く大區域に輕して上向遞減の法を採り、小區域の者は勢ひ賠償を爲すを得ず、剩つさへ大區域の幾分を高價を以て借地せざるを得ざるに至らしめ農民をして萬劫を経るも終に貴族等の土地を去る能はざるの苦境に陥らしめ、坐ながら農民を壓し巨利を得不當の榮華に驕る者少しとせず、是れ露國農民の困弊に陥りし一因なり加之輸入税は年に高まり今哉三十八年露農は綿布三十六英斤を得んと欲せば之に對し裸麥三十二ブードを與ざるを得ず、彼の保護税を以て最も有名なる獨逸に於てすら尙ほ僅かに十一ブードを以て足れりとす露國農民の境遇亦難哉。又露民の必要品なる製茶を以て之を比較するに獨

民が九ブードを以て得る所の茶に對し露民は九十三ブードを與へざるを得ず、懸隔も亦甚しと云つべし。諸般の鐵品器具亦保護の爲め大に其代價を増し之を隣國に比し二十乃至三十割の高價を保ち農具隨て騰貴し農民の生計に一層の困難を加ふ、而して其他住家の卑矮なる死亡率の多き千に付四十六、四に達する所あり、露國農民の困難は財政の困難と年に増加するの勢あり、然に農民の智力を進め根本的に之を救済するは露國當局の好まざる所にして、西曆千八百九十七年の國勢調査に據るに文字なき者の數カールス地方に於て八割九分二厘セントピートルスホルグ管内に於て四割四分九厘なり、其他之に類す、曩にウキツテ氏大に工業策を講じて成らず轉じてサイベリキ滿洲の鑛業を試み進んで鷄林に採鑛伐木を以て巨利を得んと欲して復た成らず終に拾收す可らざるの勢に陥れり、軍勢に曰く造作過制雖成必敗と况や成るべきの數存せざるに於てをや鑑みずんばある可らざるなり

八 十二年前と今日との歳入歳出の比較

以上の計數はデロン氏の調査に據るものにして露國歳入の増加一見頗る大

なりと雖も租税額の自然増加に至りては殆ど見るべきものなし、今又西暦千九百六年の豫算に掲ぐる所の數と十二年前即ち西暦千八百九十四年の主要なる租税收入とを比較するに其實況左の如し

第七表

	西暦千八百九十四年	同千九百七年(實收)	同千九百八年(豫算)
直税總額	一二七、五九九、二〇三	一八三、三三二、〇二六	一八二、八二三、二五九
煙草税	四六、〇八九、五六二	五四、〇五〇、一六一	五四、〇〇〇、〇〇〇
砂糖税	三五、七七五、八一三	一〇一、四六七、二六三	九三、二三六、〇〇〇
關稅	二〇六、九八五、四三九	二六〇、四七七、三〇一	二六〇、四八七、二〇〇
印紙税	四五、七六五、六一一	五九、二五一、八三五	五九、一七七、〇〇〇
財産移轉税	二二、七五〇、〇九〇	二五、五〇〇、〇〇〇	二五、五〇〇、〇〇〇

過去十二三ヶ年間租税收入の増加斯の如く其著き増加を見るものは砂糖税關稅の二目なり、即ち前者は約十割六分の増加を爲し而して後者近年の増加は世の熟知する所にして國力發達の結果に非ざるは多辯を要せず今試みに露國に於ける

最近の輸入税率増加の蹟を見るに左の如く實に驚くべきものあり

第八表

年次	食糧品			未製品及粗製品			製造品		
	輸入價格	收税額	百分比例	輸入價格	收税高	百分比例	輸入價格	收税高	百分比例
一八九九	八七、六	二七、六	三二	一八九、五	九、四	五	一六一、九	一四、九	九
一八九九	八九、八	三六、六	四一	二七五、三	二八、二	一〇	二二七、四	一八、七	一五
一八九九	五三、九	三三、二	七二	三三八、〇	四四、八	一九	七三、六	二〇、五	二八
一八九九	七〇、八	五四、二	七七	二八九、九	八八、〇	三〇	二〇〇、七	五三、九	二六
一九〇〇	七七、一	六三、六	八二	二九三、九	七三、九	二五	一六五、一	四三、六	二五
一九〇一	八一、四	七四、七	九二	二七三、六	八六、一	三三	一四〇、〇	三七、一	二七
一九〇三	七九、三	七五、九	九六	二八三、八	八九、一	三二	一一九、九	三六、三	二八
一九〇三	八四、四	七五、三	八九	三〇〇、三	〇〇、六	三〇	一四九、〇	三九、四	二六
一九〇四	八九、〇	八一、〇	九一	三二七、四	八八、八	二八	一三四、三	三四、七	二六
一九〇五	八八、五	八四、三	九五	二九七、〇	八一、五	二七	一三三、九	三四、七	二六

第一章 課税の編制及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第五目 露國財政の近況 五九

然る其間歳出の増加は驚くべきの巨額なり即ち西曆千八百九十四年には經常費總額約九億八千萬留なりしに西曆千九百六年度の豫算に計上する所の高は約二十億七千五百萬留にして其増加十割を超過し官業及官有財産收入の増加に由る即ち西曆千九百六年度の精算に於ける此種の金高は經常收入總額約二十二億七千八百二萬留中約十三億八千萬留を占め其半額を超過す露國財政の基礎斯の如く頗る異常にして始ど中古の状態を見るの思ひあり而して歳出の増加亦容易ならず即ち

第九表

	經常費	臨時費	合計
西曆千九百三年度決算	一、八三〇、〇〇〇	三三四、八四二、〇〇〇	二、一〇七、八四八、〇〇〇
同 千九百四年度決算	一、九〇六、八四七、〇〇〇	八三〇、八四九、〇〇〇	二、七三七、六九六、〇〇〇
同 千九百五年度決算	一、九三五、一七六、〇〇〇	一、三二九、五七七、〇〇〇	三、二六四、七五三、〇〇〇
同 千九百六年度決算	二、〇六一、三四〇、〇〇〇	一、二五一、五六三、〇〇〇	三、二六二、九〇三、〇〇〇
同 千九百七年度決算	二、一九五、九八八、四四五	三六六、六四〇、〇三三	二、五八二、六二八、四七八

同 千九百八年度豫算	二、一〇〇、〇〇〇	六九、一五〇、〇七八	二、七九一、一五〇、〇七八
同 千九百九年度豫算	二、四七三、一〇〇、〇〇〇	一五九、三〇〇、〇〇〇	二、六三二、四〇〇、〇〇〇
同 千九百十年度豫算	二、五二〇、〇三六、三三〇	二一九、九九六、四一〇	二、七三九、〇三二、七四〇

なりとす收支同額亦一奇觀を呈するものと云つべし

今西曆千九百七年十二月十日露國大藏大臣が國會議場に於て爲したる説明に據れば八年度は之を前年度に比し國防の爲め五千五百五十萬留(内四千三百五十萬留は陸軍、千二百萬留は海軍)の増加を要し其他遞信事業の爲め四千五百萬留、農務の爲め千二百萬留、教育費六百廿萬留、内務、大藏、司法三省の爲め六百萬留の増加を要し多少の困難あるは最も賭易さの數なりとす、而して臨時費の主要なる者は戦局の爲め要する六千六百萬留、鐵道建設の爲に要する五千九百四十萬留、救荒費千四百三十萬留、東清鐵道會社債券の爲に要する七百五十萬留、釀造及蒸溜權收の爲め要する三百六十萬留、短期公債償還の爲め要する五千三百萬留なりとす、然るに是等臨時費中一億九千五百萬留は之に對する歳入なく新債を起して之に應ずるの計畫なり、西曆千九百九十年に於ても同様の情況たり

然るに近年露國に於ては贖田上納金を全廢し酒類專賣收入目下約六億九千八百萬留なりも節酒獎勵の結果無限の増加を望む可らず、釀つて歲出の方に於ては假令海軍復舊案は既に議會を通過し陸軍の擴張補充等の費用は之を辭する能ざるべく將に明年度より大に之に着手せざるを得ざるべしとは露國の輿論にして頗る費用の増加を要するものあり。加之運輸通信事業等戰役の爲め已を得ずして繰延に附せしものも今哉整理進暢の道に就かざるを得ざるべく、教育衛生等亦多少の新費用を要するものなしとせず、露國財政亦多忙なる哉、而して露國歲計の豫算と決算との間に著しき差あるは是れ亦健全の情態を示すものと云ふを得ず、則ち西曆千九百六年度經常費の豫算は約二十億三千三百萬留にして決算は約二十億六千百萬留、臨時費に至りては最も甚しく約四億七千八百萬留の豫算に對し十一億五千一百萬留の決算高を顯出せり、八年度の結果此轍を蹈むなくんば洵に多幸と云つべし、就中其増加中約四億四千五百萬留の如きは國庫債券の償還の爲め要せしものにして全く之を豫算に見込まず突如として決算に顯はれしは頗る世人の耳目を驚かせり

九 近來の増税

是等の費用を償はんが爲め露國政府は煙草税を増加して千四百萬留、瓦斯及電燈税にて二百萬乃至三百萬留、蠟燭及紙税にて七百萬乃至八百萬留を得んとす、是れ所謂擲頭主義にして曩にウキツテすらも忌避せし所の方法なり、而して西曆千九百四年度の收入決算は二十億千八百萬留、内租稅收入は六億五千七百萬留にして總收入と經常費を比較すれば約一億二千五百萬留は收入超過を示し一見甚だ好良なるが如しと雖も戰爭前の國債は既に約六十六億留にして國債費は約三億千二百萬留の巨額に達し内約三十二億留は二萬四千三百一哩の鐵道購入の爲に用ひられ、其他建設改良等の費用は五億留の巨額に達し、其他露國に特別なる國民の負擔は農奴解放の辨償金にして總額二十億留、中辨償濟額は三億五千萬留にして十六億五千萬留は尙ほ未來に於ける農民の負擔なり、斯の如く露國の財政は國は巨額の公債費を負擔し鐵道は收支相償はず、民は多大の國費を負擔するに搗て加へて尙ほ巨額の解放辨償金を支拂はざるを得ず、他國に比して一種異様の關係あるものと云はざるを得ず、然るに西曆千九百七年度の豫算に於ては酒類專賣收入

を増すこと約一億留、關稅、鐵道、砂糖、石油、營業稅等皆增收を見込み、露國方今の國情果して其増加を見るを得る哉頗る世人の注意を惹く所なり、然るに支出の方に於ては國債利子約四千六百萬留、鐵道事業費約三千萬留、軍隊給養費千二百萬留を増加し、其他臨時費に於て飢饉地方經濟費約六千萬留、短期公債償還の爲め五千三百萬留を要す、収入の増加は確實ならざるに支出は即ち確定し而して其經常費に屬する者の如きは永久に涉り寧ろ増加するも減少の望み甚だ少きものに屬す、進んで西曆千九百八年七月上旬露國國會は歳入不足の調査を執行し歳出約二十七億七千萬留に對し歳入は約二十六億留に止まり一億七千萬留の不足あるを發見せり、此不足は内債を以て補填すべしと定めたり、然るに其原因は主として海陸軍、軍用鐵道教育費等の増加にありて單に本年度のみに止まらず陸軍は五ヶ年間々々二億五千萬留を増加を請求し海軍は殆ど算なく鐵道には三億留を要すべく教育諸般の設備には十億留を要するの見込みなり、是れ一見信じ難しと雖も從前設備の不完全なる國土の廣濶なる夫れ或は此巨額を要するの事實ならん乎、果然過般決議せられたる西曆千九百九年度の露國豫算に計上せられたる經常費は二十四

最近財政上の情況

億七千二百萬留にして前年度に比して増加すること約一億六千萬留なり、此増加を來せしは主として陸軍省の四千二百二十萬留、逓信省の二千九百三十萬留、内務省の千二百十萬留、司法省の七百三十萬留、大藏省の二千三百八十萬留、文部省の千百萬留、農務省の千二百九十萬留なりとす、今一步を進め豫算總額に就て之を見るに露國に於て最も巨額を要する者は逓信省にして(國柄に由る)經常費五億七千萬留、臨時費六千萬留合計六億三千萬留を計上し實に總支出額の約四分の一を占む、露國に於ては郵便事業は常に收支相償はず、次は言ふまでもなく陸軍省にて(是れ又國柄に由る)經常費四億七千六十萬留、臨時費八千八百四十萬留合計五億六千四百四十萬留なりとす、其他大藏省は經常四億五千六百萬留、臨時四百五十萬留合計四億六千五百萬留、海軍省八千八百萬留、司法省七千二百萬留、農務省七千百萬留、文部省六千四百萬留、商工務省四千二百萬留、教務省三千六百六十萬留、宮内省千六百三十萬留、會計検査院一千萬留、外務省六百萬留、中央各官衙八百五十萬留、牧馬本部二百萬留、豫算外に臨時支出一千萬留を計上せらる、而して國債費は三億九千六百七十萬留を要し、經常歳出總額の約一割六分を占む

右の如く本年度歳出の増加は約一億六千萬留なるに歳入の増加は豫算通りの實收ある者とするも九千萬留に過ぎずして遙かに歳出の増加に及ばず、今試みに西暦千九百三年(戦争の前年)以來の歳入歳出増減の實況を掲れば左の如し

第十表

西暦	經常歳入(百萬留)	西暦	經常歳出(百萬留)	西暦	經常歳入(百萬留)	西暦	經常歳出(百萬留)
西暦一九〇三年	二、〇三一・八	西暦一九〇三年に比し増減		西暦一九〇三年	一、八八三・〇	西暦一九〇三年	一、八八三・〇
同 一九〇四年	二、〇一八・三		減 一三・五	同 一九〇四年	一、九〇六・〇	同 一九〇四年	増 二二・八
同 一九〇五年	二、〇二四・五		減 七・三	同 一九〇五年	一、九二五・二	同 一九〇五年	増 四二・二
同 一九〇六年	二、二七一・七		増 二二九・九	同 一九〇六年	二、〇七五・〇	同 一九〇六年	増 一九二・八
同 一九〇七年	二、三四二・五		増 三一〇・七	同 一九〇七年	二、一九六・〇	同 一九〇七年	増 三一三・〇
同 一九〇八年	二、三八六・〇		増 三五五・二	同 一九〇八年	二、三二二・〇	同 一九〇八年	増 四二九・〇
同 一九〇九年	二、四七七・〇		増 四四五・二	同 一九〇九年	二、四七二・二	同 一九〇九年	増 五八九・二
同 一九一〇年	二、五三五・八		増 五〇四・〇	同 一九一〇年	二、五一〇・〇	同 一九一〇年	増 六二七・〇

歳出入共に著き増加を示すものと云ふべし而して現年度の如きは一見歳入に多少の殘餘あるが如しと雖も臨時歳出一億二千萬留を要し之に對する臨時歳入は僅かに一千万留に過ぎず之に經常歳入殘餘約二千六百萬留を加ふるも、尙ほ全體に於て八千四百万留の不足を生ず、此の不足は新たに國を起して補填するの計畫なり大體の增收増支の狀況斯の如し今一步を進め西暦千八百九十九年と最近二箇年度の内譯を示せば左の如し

第十一表

	西曆一八九九年	同一九〇八年	同一九〇九年
陸軍省	三三四	四二五	四七四
海軍省	八五	七	八九
公債費	二七〇	三八六	三九六
内務省	八二	一四四	一五四
大藏省	三三三	四三〇	四五三
司法省	四五	六	七一
文部省	三九	五三	六四
逓信省	二八八	五三	五五三
農務省	三七	五八	七一
經常費合計	一、四六三	二、三二一	三、四五〇
鐵道建設費	一〇九	六〇	六〇
日露戰爭費(因一九〇八年三月ニ於テハ四曆)		六六	一七

軍用需品補充費

餓饉補助費

臨時費合計

軍用需品補充費	一〇九	二六九	一四五
餓饉補助費	二四	二四	六九
臨時費合計	一三三	二九三	二一四
直稅	一一四	二八三	一九四
關稅	一九七	二六〇	二七六
酒類專賣收入及酒稅	三六三	七四六	七五六
煙草稅	三五	五四	五七
砂糖稅	五八	九三	九三
石油稅	二四	三六	四一
郵便收入	四五	八〇	八三
鐵道收入	三三	五五〇	五四六
政府預金(合シテ)	一、四七三	二、四〇〇	二、四五九
國庫在企	八八		
歳入不足補充公債		二八一	一三六

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第五目 國庫財政の近況

由是觀之露國財政の裕かならざるは照々乎として其れ明かなり而して陸海軍費の多額なるは勿論露國財政の特徴は遞信費の巨大なると酒類收入の大なることと是れなり前者は版圖の廣大なるの結果にして已を得ざるの事情なきに非ずと雖も後者に至りては決して國家遠大の政策として喜ぶべきの現象に非ざるは天下自ら定論あり依て此所に贅せず

十 近年の貿易の實況

抑々財政は經濟の反響にして歲出の増進國債の増加生産的有効のものをして一般國運の發達に伴ふものたらしめば即ち可なりと雖も此間露國經濟の發達を見るに或は爲に寒心せざるを得ざるものなしとせず今外國貿易の成績に就き之を見るに西曆千八百八十三年には輸出十億三千七百二十三萬圓輸入九億一千八十萬圓同千九百二年には輸出八億九千三百三十萬圓輸入五億六千九百二十五萬圓にして即ち二十箇年間に輸出に於て年額四千五百九十三萬圓輸入に於て三億四千五百五十五萬圓を減少し西曆千九百九年に於ては出約十三億六千六百萬圓にして多少の増加を示せしと雖も輸入は約七億八千九百萬圓に止まり尙ほ往日に及

ばず是れ國民消費力の減少を示すものにして固より好兆と云ふを得ず而して其輸出の増加も既に供給裕かならざる穀物の輸出(約七億四千八百萬圓前年は三億七千五百餘萬圓に止まれり)に由るものにして是れ亦事實の順況と云うを得ざるなり

十一 農業の情況

又農業の情況に就て見るに西曆千八百七十年には穀物の收穫高四億ヘクトリートル(一ヘクトリートルは五斗二升八合四勺強)にして同千八百九十四年には五億千五百萬ヘクトリートルなりとす是れ一見満足すべき結果なるが如しと雖も此間露國の人口は七千萬より一億六百萬に増加せしを以て一人當の收穫高は五ヘクトリートル半より四ヘクトリートル九に減少したる割合なり(歐洲露領)此人口の増加と前記輸出入の減少とを對照するときは露國經濟に就き轉た寒心する所のものなしとせず

又輓近露國主要産物の産出高を見るに左の如し

雖も贅澤品と看做さるゝの情況にして收穫皆無の場合少からず饑饉は始ど慢性質となり國稅の重きは論なく地主にして對農民の徭役甚しく加ふるに鐵器類に重稅を課するを以て農民之が使用に堪へず、已む事を得ず木製農具を用ひ草菅穀に勝ち滿目荒廢般紂の野を見るの思ひあり、噫呼是れ誰の過ちぞや

斯の如き實況なるを以て露國に於ては饑饉は一の流行物となり西曆千九百六年の如きは殊に甚だしく「サマラ」地方に於ては「エイタル」の收穫高百英斤に止り種子の半を回復することを得ざるの凶作に陥れり、然るに該地方は人口三百萬餘を有するを以て如何ともし難く二箇月間に馬二十萬頭、牛八萬五千頭は或は屠殺肉食せられ或は斃死し家畜の損失二割乃至三割四分に達し、饑饉は廿五縣に廣がり一家五口内三人は壯年者より成立するものが一日五十錢以下の費用にて生活せざるを得ざるの慘狀に沈淪せり斯の如き有様なるを以て國民教育の如きは夢にだに之を見る能はず西露に於ては文字を讀み得るは百分の二にて中露にては百分の四なり、而して常食は馬鈴薯、胡瓜、黒パンにて纔かに饑を支ふるの有様なり、然るに寺院の祭祀日に於ては飽まで鯨飲馬食し大に健康を害し、イヌタ祭の後

には死亡率増加し小兒の如きは倍數に達すと云ふ、總て露は兩極端に走るを以て常と爲し一方農民の極貧に對し一方官僚僧侶の驕奢あり一方農民の斷食的生活は常に耕地の少きに苦しむ總て常識を以て律す可らざるは是れ露式なりとす、而して土地の割付も次第に減少し一人前の畑の面積は西曆千八百六十一年の四、デシヤチン「八より同千八百八十年の三、デシヤチン「八となり同千九百年には更に減して二、デシヤチン「半となり、同千九百一年には農民一人が耕し得る土地の五分の四以上を保有する能はず一人の生産高は其需用高に對し一割六分の不足を生し家畜一頭の需用に對しては四割一分の不足を生し、西曆千九百七年に於ては農民中自己生産物を賣却し能ふ者は僅かに總數の八分九厘にして七割七厘は自己食料に充つべき分量の收穫を得る能はざる窮境に陥れり、然るに過去三十年間に中部及南部に於ては地代四五倍上騰し、東西部に於ては二三倍となれり、第十一表に掲載するが如き結果を生ずる偶然に非ざるなり、生計情態斯の如くなるを以て農民中に文化の普ねからざるは暫らく已を得ざるとするも之と同時に地方官中の

教育の程度に至りては更に驚くべき者あり、即ち最近西曆千九百七年の調査に據るに露國地方官中等教育を受けたる者は僅に自分の二に止まり中等教育を受けたる者百分の六、精々小學校に登りし者十二人其他は曾て規律ある學校に學籍を有せし事なし、僧侶亦學識に富まず故に官寮及僧侶は國民教育の發達を望まず政令行はれず終に此情態を來せり、因に云ふ醫者も亦三萬人に一人の割合なり)

斯の如く露國上下の教育寒却せられ加ふるに歲入上の必要より飲酒は之を抑制するより寧ろ獎勵せらるゝを以て國民の身體智能に不良の結果を來し身體に就ては前陳の如く智能に就ては犯罪の増加大に参照すべきものあり、今最近司法省監獄局の發表したる犯罪者の統計に據り之を見るに最近十二年間の一日平均在監人員左の如しと

第十四表

西曆年次	人	西曆年次	人
一八九八	八四、六七六	一九〇四	九二、七〇〇
一八九九	八六、八六三	一九〇五	八五、一八四

收穫の景況

一九〇〇	八五、八五七	一九〇六	一一一、四〇三
一九〇一	八四、六三三	一九〇七	一一八、五〇〇
一九〇二	八九、八八九	一九〇八	一六六、〇六四
一九〇三	九六、〇〇五	一九〇九	一六九、三六五

(六月一日現在)

又最近ノ報告に據り露國穀物の收穫の景況を見るに西曆千九百五年には總高三十七億八千四百萬ブード(一ブードは四十英斤にして輸出六億九千七百萬ブードに達し同千九百六年には收穫三十二億五千七百萬ブードに減じ輸出亦五億九千萬ブードに減ぜり、果して然らば内國消費の爲に餘す所の者は二十二億六千七百萬ブード乃至三十億八千七百萬ブードに過ぎず今之を露の人口約一億四千萬に割當れば一人宛て十九ブード零五乃至二十二ブード餘にして平均二十ブード五五なりとす(凡我二石六斗四升其量人口を養ふに充分ならず、加ふるに酒類製造の爲め多額の穀類を費やさざるを得ず、而して燕麥の如きは多く馬匹の飼養に使用せざるを得ず、露民の生活亦憫諒すべきものあり、是に於て方今露國の死亡率は

諸文明國中に於て最大多數を占め千に付き三三、五の高率を示し之を其隣國なる獨逸の二二、二に比すれば實に同年の論に非ず、而して國民の體力健康亦大に減じ近年軍備擴張の爲め大に標準を降下せしと雖も徵兵不合格者年に増加し歐洲露領五十縣の實況を見るに其平均實に左の如し

西曆千八百七十五年乃至八十三年	六分四厘
同 千八百八十四年乃至九十三年	七分五厘
同 千八百九十四年乃至同千九百一年	一割三厘

然るに今哉四十年戰役前に比し兵數約十四萬人を増加す是れ露國臣民の負擔に一層の重を加へたるものと云つべし

斯の如く總收穫に於ても減少を示し又一人當りを以て算するも露國收穫物は一人に付き凡そ麥類二石五斗に過ぎず然るに同國輸出物の過半は農産物にして其價格年に三億乃至四億圓を超過す此金高の大部分は外債の利子支拂に必要にして他に之を求むるの道なく穀物の輸出は外債と共に年に増加し西曆千八百七十年七十四年頃には其高三百十三萬二千噸に止まりしも同千八百九十年九十四

出穀物の
との關係
保償

年頃には六百七十萬八千噸に増加せり是に於て國民漸やく菜色ありて其生産力年に減少を示し西曆千八百六十一年六十五年と同千八百九十一年九十六年とを比較すれば播種の石數に於て三割五分を減じ之を三十年以前に比し今日は土地の生産力に於て二割七分を減じ西曆千八百六十八年より同千八百九十五年まで飼養料缺乏の爲め農民が其馬匹を失ふこと四割八分の多きに達し妻子を驅りて馬耕に代ふるの實況たり今馬匹と農地との關係を示せば左の如し

第十五表

西曆年次	無馬農地	一馬同上	二馬同上	三馬以上同上
一八八二	二六九			
一八八八乃至九〇	二七八	二八六	二一九	二一七
一八九一乃至九六	三二二	二九一	二二二	一七五

評者曰く露國の如き粗放的農業に馬匹なきは小刀にして刃なきが如しと蓋し至言と云つべし加之馬匹の外羊豕其他の小動物も著しく減少し西曆千八百七十年には農地千箇に付き五千四百六十九疋を有せしに同千九百年には三千四百五十

九疋となり實に三六分八厘の減少を示せり、同時に土地の割付反別も大に減じ、賠償金増加し并に貴族地を貸付する爲めなるべし、歐洲露領五十縣の實況左の如し

西曆千八百六十年
同 千八百八十年
同 千九百年

四「デシヤチン」八
三「デシヤチン」五
二「デシヤチン」六

右は農夫一人に對する平均割付反別なり、割付は東北に於ては概して大きく東南西南に於て小なり最少は一「デシヤチン」四なり

十二 農民負擔の情況

加之農民の負擔は年に重を加へ今哉(三十七年)其收入の六分の一乃至三分の一甚きに至りては二分の一以上に達し農家食料の爲め僅かに一日約六錢を除すの極に達せり、今各方面よりの調査の結果を見るにモスコイ管轄の最好地方(名を脱す)の實況は一家の收入平均年四百二圓の内より直間税として七十二圓八錢、内間税は飲料税二十一圓六十四錢、茶税十圓七十錢を主要なる科目とし直税は二十三圓十六錢なりとす)を徴收し同管内のキリン地方は二百二十六圓五十八錢の收入

より七十七圓十四錢を徴し、サラトフ管轄のバラセフ地方に於ては百十七圓七十六錢の收入より六十二圓三十四錢即ち歳入の半額以上を徴するの割合なり、而して露領中最も富裕の名あるタウリダ(クリミヤ方面)の地方會議(ゼムストウオ)の調査に依るに該地方各家の所有地は平均凡そ十一「デシヤチン」にして直税十六圓三十七哥、間税六十八留七十八哥合計凡そ八十五留を負擔す、然るに收穫物の最も高價を占むるときと雖も賣却代價は七十五留に達すること難しと云ふ之を英國農民の收入が西曆第十七世紀に於て四十二磅十志に達せしに比し殆ど評言を求むるに苦しむ、怠納者の多き實に偶然に非ざるなり、又一ヶ年三百九十留二十「コベック」の歳入を有する農家が主要なる消費品の爲に使用する一年の金額と其消費品の負擔する税金との關係を見るに左の如し

第十六 表

物 品	價格	税金
酒	二九一〇	二二〇〇
砂 糖	二六八六	七〇〇

製茶	二二、一一	一〇、四〇
綿布類	一〇、八九	三、八
他の衣類	六、四〇	未詳
石油	四、五一	一、五
煙草	一、六八	〇、三〇
燐寸	〇、六五	〇、三一
合計	一〇、二二〇	四四、二一

由是觀之是等消費品の負擔する所の租税は約四割四分にして他の費用の爲め一年僅かに百八十九留「コベック」を残すのみ加之地租甚だ重く土地の生産力の四倍乃至六倍に及び甚しきに至りては十倍に達するものあり夫れ露農は土地を得て其貧を加ふるとは世上に喧傳せらるゝ所なり諺に曰く天に口なし人をして言はしむと蓋し誣言に非ざるなり而して地方指揮官ルーラル、コムマンドル及地方裁判所及巡査は人民を鞭撻の權を有し時に苛政誅求の讒なしとせず教授ジェンソン氏の調査に據れば西曆千八百七十七年ノヴゴロド州に於ける實況左の如し

- 一 従前の御料地農民の地租の負擔は其生産力の十割
- 二 従前貴族地全上 十六割一分
- 三 従前よりの個人農業者 十八割
- 四 過渡義務農 二十一割

然るに方今に於ては五十六割五分に達する者二三に止まらず抑々ノヴゴロドは露國に於ては有數なる富裕の土地なるに輒近同郡會の調査に據るに男子の三分の一女子の三分の二は純農にして他に收入を求むるを得ず其他は副業に従事し爲に得る所の一年の收入は百八十五萬五千留に達し一見富裕なるが如しと雖も、食料の不足の爲め三百萬留以上租税の爲め三百二十七萬八千三百三十六留を支拂はざるを得ず餘す所僅かに二百五十萬留のみ、試みに之を一戸に割當れば一手僅かに十二留六五「コベックス」を残すのみ、今一步を進め露國各地の土地收入と租税及地價賠償年額とを比較すれば左の如し

第十七表

管 轄 地

負 担 歩 合

セイントピートルスボルグ	一二八〇乃至一五〇五
モスコイ	二〇五〇(平均)
トフエール	二四四〇乃至二五二〇
スモレンスク	一六六〇乃至二二〇〇
コスツローマ	一四六〇乃至二四〇〇
ブスコフ	一三〇〇乃至二一三〇
ウラジミール	一六八〇乃至二七六〇
ウイアツカ	九七〇乃至二〇〇〇

實に異數と云はざるを得ず、而して殆ど信ずるに苦しむ、然れども是れ世に傳ふる所輕々看過するを得ざるなり

十三 租税の怠納

斯の如くして農民の生産力年に減少し西暦千八百七十一年より以降八ヶ年間の平均國税の未納高二割二分に止まりしと雖も其より漸次増加し同千九百年に

は五十三割二分に増進せり今金額を以て之を見るに西暦千八百八十五年には五千万留に止まりしに同千八百九十六年には一億四千二百五十万留となり爾來大増加を爲せしや疑を容れずと雖も其數を得ざるを遺憾とす、而して農民の市町村費未納高も亦大に増加し西暦千九百四年より國庫は年々二百五十七萬四千圓を支出し市町村費を補助するの已を得ざるに至れり而して此費用は露國軍令第三十八條の規定に依る所の貧窮從軍者の家族扶助に充るもの多きに居るを以て今後益々其額を増加するの傾向あり、露國財政に一困難を加ふるものと云つべし、元來怠納は露國政府の痼疾なるを以て今一步を進め租税と人口との増加歩合の比例農地「デシヤチン」一町一反餘の負擔額及缺損額救助額に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を辯ぜん

西暦千八百八十三年乃至同九十二年間に露國人口の増加は一割六分なりしに租税は二割九分を増加し西暦千八百九十三年乃至同千九百二年の間には人口の増加一割三分に止まり、蕃殖力の減少を示す租税は四割九分を増加せり、故に怠納は西暦千八百七十一年乃至同八十年は平均「デシヤチン」に付三十八錢なりしに

人口の増
加と租税
の増加と
の比較

次の十年間の平均は四十八錢となり、西暦千八百九十一年乃至同千九百年には一圓八錢に増加し強賣強徴頻々として起り農民は自暴自棄の境遇に陥り納税を努めず勤儉の美風地を拂ふて去れり(ベクチタエーフと稱する老實なる地主の調査に據る)

十四 缺損及救荒費

又政府側の調査に據るに増税の結果として過去十年間中央及本部九ヶ縣より収入すべき四億五千萬留中より實收し得しは四億七百萬留に止まり四千三百萬留は全く缺損に歸し、同時に政府は同地方に向て救荒補助の爲め二億三百萬留を支拂ひ純収入は法定の半額に達せざるの奇觀を呈せり收斂の弊斯の如し豈に戒めざる可んや

抑々露國は國民の最大多數を、人口の約八割五分占る所の農民を基礎とする所の帝國なるを以て其本を養はずんば國勢の隆盛を望む能はざるは論を俟たず、然るに彼のウキツテ氏は非常の熱心を以て工業政策を行ひしを以て其結果工場の繁榮は全く之を政府の注文に俟ざるを得ず政府の注文は國費の膨脹となり、國費膨

無理の
果を中
央銀行
へ持
込

脹の結果は民力の乾涸となり止む事を得ず新設事業の維持を外國市場に求めんと欲し、或は航海補助となり、或は輸出獎勵金の支給となり甚しきに至りては法律を無視し中央銀行をして此等事業に對して貸付を爲さしめ西暦千九百一年には四千百萬留同二年には七千五百萬留を貸出し其内九百萬留は既に缺損となり其後尙ほ段々増加するの勢あり而して西暦千九百三年には貸出高一億留に上れり、其本亂れて而して未治まる者あらじの例に漏れず當局非常の苦心も終に破れて水泡に歸し坤第二編第四節第四目に於て記載するが如き結果を來せり、經濟の事情斯の如くにして財政の擴張を試みる又難からず哉而して輓近各種の報告に就て之を見るに西暦千九百七年度の如きは經費の増加甚しく其總額の經常歳入を超過すること十億留に達し殆ど信ず可らざるの情況を呈せしに尙ほ進んでウキツテ氏の有力なる反對あるに拘はらず八億留を投じて極東に不生産的鐵道を建設するの決議を爲し自ら巨額の公債を起さざるを得ざるの苦境に陥れり、而して保護政策は物價の騰貴を致し一旦之が爲め市街に集まりし人民は業を失ひ急に田舎に歸り食品燃料(寒國には大關係あり)の價格大に増加し納税負擔は前記の如く

無類に重く食品缺乏して政府は殆ど年々救荒の爲め巨額を支出し問題は最早其當不當論を超へ何時まで斯の如き情態を繼續し得る哉にありて存す、又佛國資本家の好意も無限なりと云ふを得ず、倫敦經濟雜誌の如きは今哉露國の爲めに採るべきの策は只經費節減と重き租税を減ずるにありと論斷するに至れり當らずと雖も蓋し遠からざるべし

第六目 獨逸の情況

露國財政の景况斯の如し然るに其隣國なる獨逸の財政亦靜穩と云ふを得ず、西曆千八百八十八年度の帝國總歲出額は約七億四千萬馬なりしに其より十年を經過し同千八百九十八年度には既に十三億八千萬馬に増加し更に十年を經過し同千九百八年度に到りては實に約二十七億千八百萬馬と成り殆ど信ず可らざるの巨額に達せり、此二十年間獨逸帝國の人口は三割を増加し能く世界最高の増加率を保つも歳出の増加は實に三十六割七分餘に達し其速かなるに驚かざるを得ず、國債の増加亦實に夥し請ふ之を左に表出せん

第十八表

西曆年次	債額 <small>單位 百萬馬</small>	一人當り
一八七七 ^{三月三十一日}	七二、二	一、六六
一八一全	二六七、八	五、九〇
一八八六全	四四〇、〇	九、三六
一八九一全	一、三一七、八	二六、五六
一八九六全	二、一二五、三	四〇、四六
一九〇一全	二、三九五、七	四二、二九
一九〇六全	三、五四三、五	五八、一四
一九〇七全	三、八〇三、五	六一、四八
一九〇八全	四、〇〇三、五	六三、七八
一九〇八十月	四、二五三、五	六七、三四
一九一〇全上	四、五五三、五	七一、三七

帝國公債の増加斯の如くなるに短期の大藏省證券發行高も亦大に増加し西曆

千八百八十一年度までは約四千萬馬を以て十分なりしに漸次に増加し同千九百八年度の發行見込額は四億七千五百萬馬の巨額に上り従て國債利子及管理費も大に増加し西曆千八百八十年度には六百二十萬馬に止まりしに同千九百八年度には一億五千五百五十萬馬に増加し九年度豫算に於ては更に増加し一億七千四百十八萬七千馬を計上せり而して國債尙ほ漸次増加せざるを得ざるの勢ありて明治四十二年三月更に三億二千萬馬を募集せり獨逸帝國財政改革の急務たる論を俟たず今日同國の上下之が爲に腐心する實に故ありと云はざるを得ず而して帝國の國債が斯の如き急劇なる増加を爲すと同時に列邦國債も頻りに増加し今帝國公債に其額を加ふるときは都合約百八十九億三千五百餘萬馬と成り英國の國債に超過し佛國の次位にあり今三國負債増加の程度を示せば左の如し(單位十億馬)

第十九表

西曆年次	獨(列邦債共)	英	佛
一八八〇	四、三	一五、五	一九、二

一八九〇	九、八	一三、八	一五、三
一八九五	一二、三	一三、二	二四、七
一九〇〇	一三、〇	一二、八	二四、四
一九〇五	一五、六	一五、九	二四、八
一九〇七	一七、〇	一五、七	二四、五
一九〇八	一八、八		

由是觀之英佛の如きは額頗る多きも寧ろ減少の傾向あり然るに獨の増加は奔流の如く矢既に弦を離れて挽回の力なきの勢あり若し夫れ國債のみを以て之を論せば更に驚くべきものあり

是等の増加を來せし所以のものは開明世界一般の趨勢に依るものなさに非ずと雖も主として獨逸の國情殖民地開發の必要ありて之に要する直接の費用は勿論伴ふ所の軍備殊に海軍擴張寧ろ新設の爲め巨額の出費を要するに依らずんばある可らず抑々獨逸殖民政略は其國土人口の關係上一國の生命にして西曆千八

百八十年之が計畫を定め費用を惜まざる來々として其經營を怠らず、經畫以前は陸海軍を合せて軍事費は四億六千萬馬に止まりしに其より十年を經過し同千八百九十年度には七億馬となり、同千九百八年度には十億二千萬馬となり、海軍最も増加し西曆千八百八十八年度の五千萬馬より漸次増加し同千八百九十八年度に於ては既に一億三千萬馬となり、爾後計畫を改め更に増加して同千九百六年度には二億四千萬馬、同千九百七年度には二億七千萬馬、同千九百八年度には三億三千萬馬となり尙ほ同千九百十七年度までの繼續費として毎年平均少くとも四億馬を要する計畫後に詳説すべしにして内七千萬馬は毎年公債支辨と爲すの見込みなり、殖民事業直接の費用も輒近著しく増加し二十六年前西曆千九百九年より以前までは殖民費なる科目は帝國豫算に顯はれず西曆千八百九十八年度に至り僅に千二百萬馬を要せしに最近五ヶ年度に於ては平均約五千萬馬を要し西曆千九百八年度の豫算には七千五百萬馬を計上す是れ行政、補給、平時軍事の費用なり、而して帝國政府が當初より西曆千九百六年末まで殖民事業に使用せし費額は主として東阿の爲め九千百萬馬、キヤメルの爲め二千五百五十萬馬、トリゴの爲

め四百萬馬、南海群島の爲め二百五十萬馬、サモアの爲め百四十萬馬、西南阿の爲め九千四百萬馬、新ギニヤの爲め七百五十萬馬、膠州灣の爲め一億馬にして都合約六億四千萬馬の巨額に達し、其他キヤロリン、マリアン及ペレウ島購買の爲め西班牙に支拂ひたる金額二千萬馬、東阿征伐の爲め三百五十萬馬、西南阿征討の爲め六億四千萬馬、都合約十二億八千三百五十萬馬の巨額を要せり、議會の特別委員の請求に依り政府の提出したる調書に據る、其他郵便船の補給、電信鐵道の費用、海軍費の増加等總て殖民地の爲め要する費用少なからず、殖民局本部の費用は別なり、是等を合するときは過去二十二年間西曆千九百六年以前なりに費やせし金高更に増加して約十七億六千萬馬に達するの計算なり、獨逸政府が殖民の爲に力を盡す又大なりと云つべし然るに白人の移住する者は西曆千九百六年には總計一万二千三十六人、東南阿の六千三百七十二人を最多とし、マリアン島の二十三人を最少とす而かも白人は獨逸のみに非ず、獨人は無論過半数なりと雖も官吏、宣教師等を除けば凡そ半数なり而して財政上の獨立は獨りトリゴあるのみ、收入は主として輸入税にて殖民地にて徵收したる税金は西曆千九百六年には僅に總額千九百二

十七萬馬に止められ、因に記す獨逸政府北清事件の爲め費やせし費額は四億六千六百萬馬なり我は僅かに約二千五百萬圓即ち五千萬馬に止まる彼我情態を異にする斯の如し」

獨逸帝國歳出の増加の概況斯の如し、今計數を以て之を見るに西曆千九百年の總支出高は二十億五千八百萬馬に止まりしに其より頻りに増加して同千九百年には二十八億五千五百餘萬馬に増加し同千九百年の豫算に於ては少しく減少せしと雖も尙ほ約二十八億五千三百三十萬馬を計上す、而して西曆千九百年年度の豫算に於ては八千萬馬の缺欠ありて次の五箇年間に八億四千萬馬の不足を生ずるの見込なり何となれば同時間に海軍に四億七千馬陸軍に一億二千五百萬馬、ホルチック運河擴張の爲め一億五千七百萬馬帝國鐵道の爲め五千六百萬馬文官々舎建築の爲め二千二百萬馬の臨時費を要し、其他帝國政府は殖民地鐵道の爲め一億五千五百萬馬の保證を引受けたればなり、此金高は全額を要するの見込是れ戰爭饑饉等の如き事變なく太平に居ての増加なり、右の外各列邦の費用も亦少なからず、獨逸國民の負擔亦輕きに非ざるなり、八年度豫算十三億七千五百餘萬圓」

西曆千九百八年年度の豫算

西曆千九百八年度に於ける獨逸帝國の豫算は之を昨年度に比し約一億五千三百萬馬を増加し内三千七百五十萬馬は陸軍、六千萬馬は海軍の爲に要し其他は主として役員給料増加の爲に要するものあり、而して陸軍増加の主要なる者は野戰砲隊の爲に要する千三百萬馬糧食費の爲に要する千百萬馬なりとす是等の増加は全體の擴張整頓に依る者なるべしと雖も抑々亦保護の結果原料及食料品の騰貴に由るもの少しとせず、而して歳入不足は二億六千五十萬餘馬にして之が補填は公債に依るの計畫なり、加之本年度に於ては南西亞弗利加秩序回復の爲め特に三千五百萬馬を要するの勢なり、抑々獨逸帝國は近年國勢大に張り費用從て増加し曩に西曆千九百六年増税を推行し一億八千萬馬を得るの豫定なりしに實收は一億三千萬馬に止まり殆ど租税の最大點を超過せしを呈し西曆千九百八年度の豫算に於ては新税の收入は一億三百萬馬以上を見積る能はざるの勢に迫れり、實に新税(西曆千九百六年の創始中鐵道切手税の如きは五千三百萬馬を得るの豫期なりしに實收は二千三百五十萬馬に止まり、因に郵便收入も二千萬馬の減少を示せり)支系遺產税の豫期高は四千八百萬馬なりしに實收は四千二百萬馬に止

まり賞與金ボーナス(税は一千万馬を豫期せしに實際は六百萬馬に止まり以て國費の増加を支ふるに足らず、當年度に於ては公債償還の如きは固より之を停止せざるを得ざるの勢なり)是に於てや新に酒精及「ブランデー」酒の專賣を試んとするの說當局に起れり、然れども其收入見込額は五千萬馬乃至六千萬馬に止まり一專賣事業と爲し之を國家に收め其自營に歸せしむるの價值あるや否や頗る疑なき能はず、煙草税増加も一部局に唱へらる、而して普魯西の豫算も亦連年不足を告げ本年も五千萬馬乃至五千五百萬馬の不足を告げ列邦分擔高も西曆千九百七年には一億九百萬馬なりしに當年は二億馬に達するの見込なり

斯の如く計畫豫期せられたる西曆千九百八年度の豫算不幸にして好結果を見るに至らず經常收入に於て一億八千五百十萬馬の不足を生ぜり、内主要なる者は關税の一億二千百萬馬の減少にして西曆千九百六年の關稅政策が如何に收入に影響せしやを見るに餘りあり、二千六百三十萬馬は郵便電信收入二千六百三十萬馬は鐵道收入是は商況不振に於て減少し其他遺產税、鐵道交通税、麥酒税に於ても多少の減少を示せり、歳出に於ても大に節約を加へ六千三百十萬馬を減少し國債

償還、寡婦孤兒保險料の繰入も當年度に於ては之を停止して純歳入不足は一億二千二百萬馬に減ぜり、然るに該基金には五千三百萬馬を繰入れざる可らず、列邦への分賦金は一億馬に上り西曆千九百七年度の分擔金は延納となり同年度の不足未償高尙ほ千三百八十萬馬を存するを以て西曆千九百八年度の決算も亦容易に非ざるなり

西曆千九百十年度の提出豫算は陸軍費を減じ海軍費を増加し、公債費を増加し殖民地補給費を減じて外面頗る改良の形を呈せり則ち

經常費は	二、六六六、八五八、〇〇〇
にして昨年に比し	六、八五八、〇〇〇
を増加せしと雖も臨時費は	一九一、三一八、〇〇〇
にして昨年の	二三四、六一六、〇〇〇
に比して	四三、二九八、〇〇〇
を減じ差引總計	三六、四四〇、〇〇〇
を減少し、海軍に於て	二八、三四〇、〇〇〇

を増加し陸軍に於て
 を減少し海軍總計を
 と計上し既定の繼續年割額
 を超過す以て繼續年割額の頼むに足らざる知るべきのみ
 而して陸軍總計は
 八〇七、四五八、〇〇〇

にして其減少は主として境界防禦にありて外交上多少頼む所あるに似たり海軍
 の増加は主として製艦費及之に伴ふ所の港灣改良船渠擴張なりとす

又、收入に就て之を見るに左の如し
 關稅及内地稅
 一、四四一、六二〇、〇〇〇

にして之を現年度の
 一、二〇三、二八〇、〇〇〇
 に比するに僅かに
 二三八、三四〇、〇〇〇

を増加す元來立法の當時は新稅の増收は之を四億五千萬馬と見込みたりと雖も
 實際豫算を編製するに當り二億馬以上を減ぜしは之を西曆千九百六年の經歷に
 顧み頗る志慮ある處置と云はざるを得ず其他は郵便電信鐵道收入、列邦分擔金等

を以て支辨するものなり

公債に就て之を見るに本年度に於て前數年度の歳入不足を補填し及列邦分擔
 金の滯納を引受んが爲め總額六億八千萬馬の追加豫算を提出し内四億三千万馬
 は公債支辨にして其他一億五千二百萬馬は明年度豫算の不足を補を爲め借入を
 要す。斯の如く公債増加するを以て利子總額は一億七千五百七十四萬馬となり現
 年に對し二千七百七十五萬馬の増加を示す一時借入の利子は七百萬馬にして現年
 度に比し一千萬馬の減少なり、果して然らば中央銀行は少しく其金融を緩ふする
 事を得べし、斯の如くにして本年十月一日には公債は左の如くなるべき見込なり

- 一 四分利公債 四一〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一 三分五厘利公債 二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一 三分利公債 一、七八三、五〇〇、〇〇〇
- 一 四分利大藏省證券 三四〇、〇〇〇、〇〇〇

合計 四、五五三、五〇〇、〇〇〇

右の外一時借入は常に中央銀行より借入るゝものにして金融市場を壓迫する

こと少なからず且つ斯の如く起債漸繁なるを以て獨逸の金利は常に他國に比して高位に在りて公債價格は軌近著しく降下せり今過去十五ヶ年間の経歴を見るに西曆千八百九十七年に於ては舊四分利付を三分半に借換ゆることを得たりしに同千九百八年四月に至りては四分付に立戻らざるを得ず同九年の五月には僅かに四分利を以て發行するを得るの否境に陥れり其價格を以て之を見るに西曆千八百九十年には三分半を百二半以て發行するを得しに昨年五月の三分半は稍やくにして九十五、六を以て發行するを得たり第一の三分利付は西曆千八百九十年に於て八十七の價格にて之を發行して後久しく其發行を見ず同千九百三年に九十二にて發行せられたり而して最近の三分利公債の價格は八十五、二なり今西曆千八百九十三年以來の毎五箇年期及昨年末の帝國公債價格の變動を示せば左の如し

第二十表

西曆年次	四分	三分半	三分
一八九三	106.80	106.80	86.10

一八九八	106.80	94.80	
一九〇三	101.10	81.80	
一九〇八	101.10	85.70	
一九〇九(十二月一日)	101.10	85.80	

又地方債の票本タル西曆千八百九十一二の兩年に於て發行せられたる三分半利伯林市公債價格の變動を見るに左の如し

西曆千八百九十八年々末	101.50
同千九百三年々末	100.30
同千九百八年々末	93.80
同千九百九年十二月初旬	95.30

由是觀之最近の事實は伯林市の信用は帝國の上にあり又奇ならず哉
今一步を進め本年度の決定豫算の詳細を示せば左の如し

獨逸帝國西曆千九百十年年度の歳入歳出豫算

第二十一表ノ一

經常歲出		計
議 會 費	永 久 費	一 時 費
帝國宰相府費	一、九七七、七五五	一、九七七、七五五
外務省費	三二四、四七〇	三二四、四七〇
內務省費	一八、四九五、四八八	一九、三五二、四八八
陸 軍 費	八二、六二七、三七二	八四、三八三、四九三
軍法會議費	七〇九、三七、九一〇	七八四、九五九、二九四
海 軍 費	六〇九、五五五	一、二四〇、三七五
司 法 費	一五八、〇五三、四八四	三三九、八八八、三五八
大藏省費	二、六七四、八六五	二、六七四、八六五
殖民省費	三〇、四三七、二六一	三五、八三四、四七三
鐵道廳費	二、八七八、六六六	二、五〇六、八七九
國 債 費	四八五、六四五	四八五、六四五
	三二五、六八三、四五七	三三一、四五八、四五七

四三

會計検査院費	一、三〇〇、五二二	一、三〇〇、五二二
恩給基金	二八、三六、七六六	二八、三六、七六六
廢兵院費	三三、六七、三七七	三三、六七、三七七
郵便電信費	六五、一七三、三〇〇	六四、一〇七、九七七
帝國印刷局費	八、四三三、七四五	八、八二〇、八二九
鐵道行政費	一〇一、四四〇、八〇〇	一〇六、三四六、二八〇
千九百八年度不足補填金	—	—
合 計	二、三二一、九六六、二〇八	二、六六〇、五六〇、五八六

第二十一表ノ二

經常歲入	
關稅及消費稅等	一、四四一、五〇八、六〇〇
諸賠償金	一一、四〇〇
郵便電信收入	六九三、二六、三五五
帝國印刷局收入	一三、三七、〇〇〇
鐵道收入	二、三二九、〇〇〇
銀行收入	一六、四八二、〇〇〇
雜收入	七、六〇六、四八三
廢兵院基金收入	三、九九八、九九七
聯邦貢金	二、六六〇、五六〇、五八六
總計	二、六六〇、五六〇、五八六

四三

保護事業収入	二九、四九、七三	官宅収入	二九七、〇〇〇
合 計	三、六〇、五〇、五六	不用要塞地賣却	一、九〇、六九六
臨時歳出		東亞遠征雜收入	六九四、一六七
内務省費	三三、〇〇〇、〇〇〇	トイゴ一殖民地收入	四七、二一八
陸軍費	二二、四九、一〇〇	鐵道收入	五七、六六〇
海軍費	二二、七六、四九九	郵便電信收入	三、〇四、六七
郵便電信費	三五、〇〇〇、〇〇〇	國債費減少	三、九〇八、九七
鐵道費	七、四六、七〇〇	減債繰入	一五、六七〇、九八
合 計	一九〇、七四、二九九	合 計	一九〇、七四、二九九
臨時歳入			

晩近獨逸帝國の財政斯の如き悲況を呈するのみならず議會及各列邦及帝國間の關係頗る複雑し前大藏大臣ステンゲル男爵も殆ど之に處するの術に困ふし終に冠を掛て去り普國出身たるジドウ氏入て氏に次げり抑々ス氏はハイエルン國出身の人にして同國に於て理財上の令名夙に高く聲に西曆千九百三年帝國財政

の漸やく困難の域に陥らんとするの兆あるに際し擢てられて帝國藏相の位に昇り爾來能く其任を盡せり然るに事茲に至る、寔に帝國銀行總裁コツホ氏の辭職あり今又此良相を失ふ幸にして好後嗣を得るも友邦の爲め愛惜の情なきを得ざるなり。這般八月初旬ザキソン王國大藏大臣は帝國財政の實況を明言して云く、晩近帝國財政は滿性的缺乏の状態に陥り毎年不足額約二億二千五百萬馬に達す、然るに西曆千九百八年度に於て新財源よりの收入豫期の額に達せざるを以て更に一億三千萬馬の不足を加ふべし、故に國債償還の如きは全然望み能はざるの實況たり

と是れ蓋し其真相を得たるものにして獨逸帝國財政の根本的改正を要するや疑を容れず、是に於て輿論亦之を促がしフランクフォルト、ツアイユング新聞等主として之を論ず、實に至當の事と云つべし。然るに之が實施は容易の業に非ず、國債は漸次に増加して今哉四十億馬を超越し、而して建國當時には關稅及内地間稅は之を帝國に收め直稅は之を列邦に委し、帝國歳入の不足にして國債を以て償ひ能はざる者は人口割に基き列邦之分擔し、列邦は關稅及内地間稅收入若干額を超過

するときは其割前を受くるの規約なりし然るに是等歳入の分類及歳出の分擔は當初より圓滿の結果を見ず、期年ならずして困難の狀を呈せしを以てビスマルクは保護製造事業に間税を課し、纒かに國用を充し西曆千八百七十九年乃至九十七年までは相應の收入を得、列邦の分擔額を減じ却つて剩餘金の割戻を爲すに至り圓滿の結果を見るを得たり然るに關稅の收入は保護政策の爲め豫期の如くなる能はず、國運の進歩と人口の増加とは獨逸をして永く中歐陸國の狀態を保つ能はしめず、海外殖民事業は其死活問題となり大に海軍擴張の必要を生じ爲に巨大の費用を要し、經濟財政の基礎茲に一大變動を生じ以て新紀元を書し新たに財源を求むる必要を生ぜり、今晚近獨逸帝國が海軍擴張の爲め腐心したる結果を見るに左の如し

獨逸海軍費累年統計

第二十三表

西曆年次	經常費	一時限り費	臨時費	合計	製艦費
千八百九十九年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
千八百九十九年	一、九七、七〇〇			一、九七、七〇〇	四、三、六〇〇

千九百年	七、九四〇	四七、九六〇	四〇、一〇〇	一六三、三〇〇	四七、九〇〇
千九百一年				一九三、五〇〇	七三、四〇〇
千九百二年				二〇四、六〇〇	七三、五〇〇
千九百三年				二一七、七〇〇	七三、八〇〇
千九百四年				二三一、一〇〇	六九、五〇〇
千九百五年	一〇五、三〇〇	九三、八六〇	四六、九八〇	二四六、一四〇	六七、三〇〇
千九百六年	一一五、三三〇	九三、一六〇	五〇、六四〇	二五九、一三〇	七一、九〇〇
千九百七年	一三六、八八〇	一三二、二四〇	五五、三三〇	三〇三、三六〇	八四、〇六〇
千九百八年	一三六、八八〇	一三九、〇四〇	八六、三三〇	三六二、九六〇	一一、九〇〇
千九百九年	一四三、七〇〇	一四三、八六〇	一〇九、七六〇	三九七、三六〇	一四、五〇〇
千九百十年	一五、〇三三	一七、七六六	一一、三二六	四四、一五五	一五、七六〇

獨逸の製艦費は西曆千九百十六年までの繼續費にして其大部は七億六千九百萬馬の公債を以て支辨せらるゝものなり、西曆千九百十年の豫算までにて製艦費總計は十億千八百二十四萬馬に上れり、英國は全く公債に據らず年々必要の金額を

豫算問題と爲すものとす兩國財政の差違躍如として顯はる豈に誣す可ん哉

實に獨逸帝國は面積二十萬八千七百八十方哩を掩有し國土小なるに非ずと雖も人口既に六千三百萬を超過し、而して其増加率は方今約百分の一半なるを以て佛のポリュエー氏大家シユモーラ氏等の説に據れば百年の後は二億に達すべく獨逸の海外殖民地を求むるに孜孜汲々たる故なきに非ざるなり、果して然らば舉國力を海軍の擴張に傾く是れ當然の結果のみ何を乎怪まん然るに其費用を要すること亦莫大なるは論を俟たず、獨逸帝國の財政の實に容易に非ず、四海の市場に於て今日獨逸の信用伊太利の下位に在るは又是れ已を得ざるの數なりとす、然るに獨逸の地位たる陸軍も亦之を減ずる能はず、西曆千八百九十九年には約六億四千五百萬馬に止まりしに同千九百八年には八億五千四百餘萬馬に増加し同千九百十年には少しく減ぜしと雖も尙ほ八億七百餘萬馬を計上す、今之を英國と比較するに更に一驚を添ゆるものあり、即ち同時英國の陸軍費は四一三、〇〇〇、〇〇〇馬より五六〇、〇〇〇、〇〇〇馬に海軍費は五二四、〇〇〇、〇〇〇馬より六五九、〇〇〇、〇〇〇馬に増加せり、英國の數は九年までの數なり。

西曆千九百三年ステンゲル氏就職の當初に於て遭遇せる困難は關稅及内地關稅は之を帝國に保有せしと雖も其高若干以上に達するときは其超過額は之を列邦に分配すべきもの（フランケンスタイン規約に基く）なるを以て是等財源の増加は帝國の収入増加と成らず頗る困難を感じ規約を變じて帝國は關稅及煙草稅の全額を保有し、列邦へ分配すべきは印紙稅及火酒稅の剩餘のみに止むる事に改定せり、然れども斯の如き姑息の變更は以て大勢に應ずるを得ず、關稅收入は保護の爲め増加を妨げられ、列邦は極力分擔額を増加するを拒み固く直稅獨占主義を採て動かず、進て關稅の増加を執行せんと欲すれば急進黨ラヂカルの反對する所と爲り政府黨ブロック亦四分五裂するの情況を示し殆ど術の施すべきものなきの窮狀を呈し、十分の經畫を爲すを得ず已むことを得ずして西曆千九百六年姑息なる折衷案を成立せしめ増加を直間兩稅に採り遺產稅（直系相續は免除を設け間稅には運輸通交稅を設け自轉車稅を加へ、麥酒及紙卷煙草稅を増加せり）急進黨及社會黨は素より之に反對せり、是等新財源の收入を一億七千二百萬馬の豫期なりしに實收は一億千八十八萬馬に止まり、通交稅の如きは四千二百萬馬の豫期なりしに

其徴收に向上率を用ひしに由り上級旅客大に減じ人民旅行を見合はするの勢を生じ實收は千九百二十萬馬に止り、遺産税は四千八百萬馬の見込なりしに實收は二千六百三十萬馬に止り、其他舊税に於て收入減五千萬馬に達し其他の減少を合し總計一億三千萬馬を減少し新經畫に係る實收概ね減少を示し、其他尙ほ二億二千萬馬の起債を見るに至れり、然るに前記の如く來年度には尙ほ多くの不足を生ずるの見込なるを以て火酒の卸專賣及葉卷煙草税の増加を經畫すると雖も尙間熟の機に至らず、直税の大部分は依然列邦の獨占に任ず

ステンゲル氏既に其職を辭し二月下旬遞信省次官ジードウ氏擧げられて以て藏相の任に就けり、抑々氏は西曆千八百八十三年甫めて遞信省に入り累進して同千九百一年次官の位に昇り帝國立法事項に通曉し曾て萬國無線電信協會に獨逸代表者として出席し夙に能吏の聞へあり、今回の拔擢亦故なきに非ざるなし、而して氏が帝國大藏大臣たると同時に普漏西内閣に列せしは、無門大臣として帝國と列邦との系統を一層深密ならしめ統一の域に一步を進むるものと云ふを得べし、元來方今獨逸財源困難の最大原因は海軍擴張に在るは勿論なりと雖も、帝國と列

邦との間に成立する收入の分割法亦之が一大原因たらざるを得ず、加之立法行政の重複機關は徒らに費用を尨大ならしめ、バイエルン統計局長官教授ツアニン氏の調査に據るに獨逸國の歳入は帝國及各列邦を合して當時既に約七十七億馬の巨額に達せしが爾後頻りに増加し今や八十三億六千餘萬馬の巨額に達す、之を露國の約五十億馬、英の三十億馬、佛の三十二億馬に比するに頗る過大なりと云ふを得べし、勿論獨逸に鐵道及山林等政府事業の收入頗る多く之を西曆千九百六年の實況に徴するに南獨逸のみにして三十八億馬に達し、奧伊、佛、露、英の五大國の同種の收入の合計に四億馬を超過すと雖も、獨民の負擔亦輕きに非ず、況や是等政府事業は之を民間に委するときは國民の收入と成り納税力を増加すべきものなるに於てをや、獨逸國經濟財政の情態亦夷々坦々と云ふを得ざるものあり、又前記ツアニン氏の調査に據るに方今西曆千九百六年英佛獨三ヶ國の直間及關稅收入の一

第二十四表

	直 税	國税及間税
獨(帝國)	八一八	二六、五二
英(アフリカ)	一八、四二	四八、六六
佛	一二、三八	五〇、八二

にして表面獨に輕きが如しと雖も租税負擔の計數上の輕重は直ちに探て以て其國財政難易の唯一の標準と爲すに足らず賦課徵收の情況課税物件の種類亦大に調査を要すべきものあり獨の食品税及原料税の如きは大に國民殊に細民の納税力を減ずるの結果なしと云ふを得ず況哉又前陳の如く官業盛大にして民業の立脚地を狹窄するの實あるに於てや新藏相の苦心亦鮮少に非ざるべし

輓近獨逸財政の困難なる事既説の如く夫れ甚しく大に四海の耳目を惹き内外の新聞雜誌等每號之を論ぜざるもの殆ど稀なり今各方面の調査成績に就て之を見るに其原因は軍備擴張にありて主として海軍費の増加にある哉疑を容れず其概況を述べれば左の如し(年度は四月一日に始まる)

第二十五表

獨逸財政
の過去現
在及未來

西曆年次	支出總額	海 軍	陸 軍	海陸合計
一九〇三	二、三五、三〇〇、〇〇〇	三、八、〇〇〇、〇〇〇	六、六〇、〇〇〇、〇〇〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇
一九〇四	三、〇六、〇〇〇、〇〇〇	二、八、〇〇〇、〇〇〇	六、四六、〇〇〇、〇〇〇	八、六四、〇〇〇、〇〇〇
一九〇五	二、一九、四〇〇、〇〇〇	二、三六、〇〇〇、〇〇〇	六、九六、〇〇〇、〇〇〇	九、三二、〇〇〇、〇〇〇
一九〇六	二、二五、五〇〇、〇〇〇	三、五九、〇〇〇、〇〇〇	七、二二、〇〇〇、〇〇〇	九、〇四、〇〇〇、〇〇〇
一九〇七	二、五九、六〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇、〇〇〇	七、九六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九、〇〇〇、〇〇〇
一九〇八	三、七五、〇〇〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇、〇〇〇	八、五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一八、〇〇〇、〇〇〇
一九〇九	二、八五、四〇九、〇〇〇	三、九九、〇〇〇、〇〇〇	八、五四、七八四、〇〇〇	一、二五、〇〇〇、〇〇〇
一九一〇	二、八五、二九五、〇〇〇	四、四二、五五四、〇〇〇	八、〇七、四四八、〇〇〇	一、二五、〇〇〇、〇〇〇

由是觀之海軍費の増加と共に陸軍の費用も亦増加せり是れ中歐に國を建る獨逸帝國の決して免れ能はざる所の運命なり而して是等の金高には費用多き軍事的殖民地費用及膠州灣設備諸費西南阿弗利加及北清事件の費用を包含せず而して海軍繼續費も亦頗る巨額を要す請ふ之を左に掲載せん

第二十六表

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第六目 獨逸の情況

西曆年次	經常費	臨時費(國債支辨)	合計
一九〇八	二四九、一〇〇、〇〇〇	九〇、一〇〇、〇〇〇	三三九、一〇〇、〇〇〇
一九〇九	二八七、七〇〇、〇〇〇	一一七、八〇〇、〇〇〇	四〇五、五〇〇、〇〇〇
一九一〇	三三三、八〇〇、〇〇〇	一二七、〇〇〇、〇〇〇	四四〇、八〇〇、〇〇〇
一九一一	三三七、二〇〇、〇〇〇	一二四、五〇〇、〇〇〇	四五七、二〇〇、〇〇〇
一九一二	三四九、七〇〇、〇〇〇	九九、四〇〇、〇〇〇	四四九、一〇〇、〇〇〇
一九一三	三五八、七二〇、〇〇〇	六一、六〇〇、〇〇〇	四三〇、三二〇、〇〇〇
一九一四	三六八、四〇〇、〇〇〇	四八、三〇〇、〇〇〇	四一六、七〇〇、〇〇〇
一九一五	三七四、四〇〇、〇〇〇	二七、三〇〇、〇〇〇	四〇一、七〇〇、〇〇〇
一九一六	三八七、四〇〇、〇〇〇	二二、三〇〇、〇〇〇	四〇九、七〇〇、〇〇〇
一九一七	三九九、四〇〇、〇〇〇	一八、三〇〇、〇〇〇	四一七、七〇〇、〇〇〇

獨逸帝國海軍の爲に要する繼續費斯の如く夫れ巨大なり、然るに實際は尙ほ之より以上の費用を要することあるを期せざる可らず、抑々繼續費なる者は現在を以て未來を推す者なるを以て時勢の進歩不時の出來事等の爲め之が増加及組替を

要するは之を過去の經歷に徴して殆ど疑を容れず、我國に於て屢々之を経験し又獨逸に於ける西曆千九百六年の海軍繼續費と今回の經常豫定額組替高とを比較するに思半を過るものあり、請ふ其差違を左に表出せん(總高の差違は更に大なるべしと雖も經常費のみを以て比較する方國民負擔の真相を見るに便なるを以て經常費組替を以て比較す)

第二十七表

西曆年次	一九〇六年の豫定高	今回の増加額
一九〇八	二三五、八〇〇、〇〇〇	一三、三〇〇、〇〇〇
一九〇九	二五〇、八〇〇、〇〇〇	三六、九〇〇、〇〇〇
一九一〇	二六二、七〇〇、〇〇〇	五一、一〇〇、〇〇〇
一九一一	二七四、八〇〇、〇〇〇	六二、四〇〇、〇〇〇
一九一二	二八六、一〇〇、〇〇〇	六三、六〇〇、〇〇〇
一九一三	二九六、七〇〇、〇〇〇	六二、〇二〇、〇〇〇
一九一四	三〇五、一〇〇、〇〇〇	六三、三〇〇、〇〇〇

臨時費の増加

一九一五	三三三、七〇〇、〇〇〇	六〇、七〇〇、〇〇〇
一九一六	三二四、一〇〇、〇〇〇	七三、三〇〇、〇〇〇
一九一七	三二一、一〇〇、〇〇〇	七八、三〇〇、〇〇〇

由是觀之將來に於て復た増加的組替を必要とするなきを保せず況や獨逸は保護政策を以て國是と爲すに於てをや其大體の得失は此所に論ずべきに非ずと雖も之が爲め材料物資を高價ならしむるは論なき所にして隨て經費を増加するは疑を容るゝの餘地なし果して然らば他日復た一層の困難を添ゆるの憂なしとせず獨逸財政の概況斯の如く而して臨時費の増加尙ほ止まず試に西曆千九百七八兩年度の内譯を見るに左の如し

第二十八表(金高百萬馬止)

西曆千九百七年度	同千九百八年度	同千九百十年度
内國政務費	一九	二四
陸軍	五二	五六
海軍	五七	九〇

四六

西曆千九百七年度の收入

殖民局	八
郵便電信	四五
帝國鐵道	三八
東亞領地 <small>(在留獨人六七五名)</small>	七
南東阿同上 <small>(全上五、二七六名)</small>	四〇
合計	二五八

抑々臨時の増加は經常増加の因を爲すは財政の通患にして深く注意を要するは論を俟たず而して本年度に於て東南阿洲領地の爲に臨時費を見積らず是れ豫算に於ては已を得ざる事に屬すべきも一週年を通じて無事なるを得るは蓋し望外の仕合なるべし然るに増税は最早國民の堪ゆる所に非ず曾て西曆千九百六年或新聞の調査せし所に據れば伯林に居住する一年千九百四十馬四十八片の收入を有する一印刷職の負擔する直間税總額は市税を除き百三十五馬に達し英國に於ける同情態にある者の約四倍(英では三十一馬なるの事實を示せり)

獨逸帝國財政の情況凡そ斯の如く殊に西曆千九百七年度に於ては各列邦の分

擔高も約三億二千萬馬に達し定規の數に超過すること約一億二千四百萬馬に達し列邦の財政亦裕かなるを得ず、就中普漏西の如きは歳出年に増加し本年度の如きは其高約三十三億六千二百萬馬に達し鐵道改良の爲め二億四千二百萬馬の借入を要し其他ポロランドの土地強買役員の俸給増加等の爲め尙ほ五千八百萬馬の増加を要するの勢なり而して輓近發表せられたる西曆千九百七年度同八年三月に終るの收入精算を見る大體豫算に對し三百五十萬馬の超過ありと雖も豫算各目に對し増減頻繁殆ど百折の黄河を航するの思あり則ち關稅收入は實收豫算(豫算は六億百萬馬に超過すること四千二百萬馬、内地消費稅中火酒稅は實收約一億千三百萬馬にして豫算に超過すること約千萬馬にして前年度實收に比し約七百八十萬馬の超過を見るの好況を呈し之に反し釀造所稅は約三千二百二十一萬馬にして豫期に對し六十萬馬の差減を示し紙卷煙草稅は約千二百六十七萬馬の實收を得豫算に對し百二十萬馬創始年度に對し約六百萬馬の増收を得、砂糖稅は實收約一億二千八百萬馬にして豫期に達せず、鹽稅は豫期豫算は約五千八百萬馬に對し二百四十四萬馬の増收を得、鐵道收入(エルザス、ロートリンゲン線に豫算約一

億千八百萬馬に對し實收三百三十萬馬の増加を示し郵便及郵信收入は實收五億九千七百八萬馬に止り豫算に對し千三百萬馬の差減を生じ、新發行證券登錄稅は二千百三十萬馬の豫算に對し實收千三百九十四萬馬に止まり株式及債券の讓渡稅は千九百六十萬馬を得るの豫期なりしに實收は僅かに九百四萬馬にして半額に達せず、交通稅鐵道切符に賦課するものは三千萬馬の豫算なりしに實收は千八百六十萬馬に止まり同稅設立當時(西曆千九百六年)の豫期四千五百萬馬に對し莫大の減小を示せり、而して新設の自動車稅及會社支配人賞與金稅は豫期の半額に達せり、然るに船荷證書稅の如きは豫算額千三百七十二萬馬に對し千五百四十六萬馬の實收を得又前年度の實收千二百二十萬馬に比して著しき好況を呈し直系遺產稅は三千六百萬馬の豫算に對し實收に二千五百六十五萬九千五百萬馬に止まり、其他花籃稅の如きは頗る奇態の狀況を呈し州立に於ては豫算に及ばず私設は却て豫算に對し千萬馬の増加を示せり是れ或は弊習の社會下層に充盈するの表示にあらざらんか頗る注意すべきの現象なり

收入の實況斯の如く所謂擲頭流の弊に陥り一大改革を要する哉論を埃たず進

んで所得税を増さん乎列邦多くは之を守持し帝國の干渉を欲せず彼等自己の財政亦帝國の爲め費用を分擔するの餘地なく南北又水陸の利害を一にせず帝國は軍備及郵政改良等増費を要するものにして足らず事態斯の如く今日の問題は管に財政に止まるに非ずして帝國の基礎に關し頗る重且つ大なるものありと云つべし是に於て帝國大藏省と列邦大藏省との間に協議を重ね西曆千九百八年七月中旬伯林に於て帝國大藏大臣之が會長となりて列邦大藏大臣の協議會を開き大に商量する所ありしに似たり會合は僅かに數時間を過ぎず其内容は固より秘密にして門外漢の知り得べき所に非ずと雖も世評は専らブランド麥酒煙草税の増加及直系遺産税の賦課に關するものとし頗る世人の注意を惹く所と爲れり而してジードウ氏は電氣税を主張するも反對多く殊に南獨は大に之に反對し其他兵役免除税新聞紙税等の説あれども勢力旺盛ならず

事態斯の如く帝國政府も終に已を得ず年々四億馬の不足を生ずべきを公認し其他列邦分擔の額を正當額に引直すには更に二千五百萬馬を要するの事實は最早蔽ふ可らざるに至れり而して役員の増俸獨の下級官吏は甚だ薄給なり國債償

還及砂糖税廢止の補填の爲めに少なからざる金高を要し廢病文武官及孤兒寡婦給與基金の是まで他に流用されし者少からず是等も夫々補填を要し新財源を要すること實に燒眉の急となれり然るに守舊黨は増税は之を間税に止むべしと主張し自由黨は之を直税にも及ぼすべしと爲し獨り社會黨は増税を賛し諸説紛々亂れて麻の如く今哉守舊黨と自由黨とは或事情の爲め合して政府黨を爲すと雖も増税問題に於て早くも分裂の兆を呈せり而して政府は遺産税は間税なりとの説を主張し守舊黨の歡心を得んことを力めしと雖も農業黨は絶対に幼者に遺産税を課するに反對せり

抑々獨逸農業黨は帝室黨の中堅なるに拘はらず此反對ありしは獨逸政界の變兆なりと云つべし而して急進黨ラッカルは總て酒類煙草の如き消費品の税に反對し自由黨は帝國所得税及一般財産税を主張すと雖も守舊黨は絶対に之に反對し四分五裂國論孰れに歸する哉豫め知るを得ずして無數の混雜を惹起せり又彼の免除税の如き埃國及スウィツランドに其例あり其理由とする所は例へば方今獨逸に於て年々新に募集するを要する壯丁は約二十二萬人にして國中壯丁の約

半數を占む故に壯丁の過半は纔かの體格の不備又は全く必要なが爲め兵役を免る故に之を免れたる者は他に盡す所ありて國家に報ゆるは相當なりと云ふにありて固より一應の理なきに非ずと雖も、之が爲め兵役は名譽に非ずして金錢を以て之に代ゆるを得べき者なりとの觀念を惹起するときは大體に於て大に不利なる結果を生ずべきに依り獨逸に於ても反對甚だ多し是れ吾人の意を得たる者なり、免れたる壯丁は服役者の家族を助けて彼等をして内顧の憂なからしめ國民が兵役を苦と爲さざる様に力むるは甚だ肝要なり、斯の如くして服役者と免役者と分業し以て國を守るは至善の事と云はざるを得ず、此道あるに免役税を課するは策の得たるものと云うを得ず、事態斯の如く紛糾を重ねつゝあるに實地の事情は大に費用の増加を要し陸軍に於て千十八萬馬、海軍に於て四百九十六萬馬、國債費に於て千七十一萬一千馬、外務省に於て百十九萬五千馬、内務省に於て九十一萬四千馬合計二千七百九十六萬馬の不足を生じ多大の差違を生ぜり

西曆千九百七年度の結果既述の如く而して西曆千八百八年度其後を受けて復た頗る振はず、四五、六三ヶ月間の實況既に豫算に對し歳入實收五千六百萬馬の減

少を示し、取引所税に於て最も甚しく年度初の三ヶ月の結果より之を推すときは豫算は年額四千四十萬馬なるも實收は三千四百馬に止まるべきの傾向あり、昨年の實收は五千萬馬に登れり是れ米國恐慌の影響を受け商業沈滞より來るの結果なるべしと雖も豫算に於て既に前年に對し減少を見積りしに實際の減少は豫期に超過す、是れ市場の不振を表示するものにあらずして何ぞや、是に於て帝國政府も公然年々の不足額五億馬を下らざることを承認し、不足の原因は主として海軍擴張にありと雖も、増俸減債、孤兒寡婦扶助資金及文武官不具、不健康者救助基金の缺乏の補充も亦之が原因たり、新たに財政計畫を立て西曆千九百八年十一月三日を以て帝國議會へ提出せり、其計畫の大體は

- 一 新たに火酒專賣業を起し 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 二 壘子入葡萄酒税を新設し 二〇、〇〇〇、〇〇〇
- 三 煙草税を増加し 七七、〇〇〇、〇〇〇
- 四 麥酒税を増加し 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 五 電氣及瓦斯燈税を新設し 五〇、〇〇〇、〇〇〇

- 六 公告税の新設し
- 七 遺産税を擴張し
- 八 列邦分擔高を増加し

三三、〇〇〇、〇〇〇
 九二、〇〇〇、〇〇〇
 二八、〇〇〇、〇〇〇
 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

合計

を得んと欲するにあり然れども此全額を得るは設備完成の上にある其期は西暦千九百十三年の見込なり。今哉四海浪静かにして風枝を鳴らさず國家太平を樂む三十年然るに此缺乏を生じ此増加を必要とす。獨逸の運命亦容易ならざるものあり請ふ今一步を進めて少く各自に就き説明する所あらんとす

- 一 專賣業實施の上は現行の酒精及「ブランダ」税は之を全廢し方今の蒸溜業者は相當の賠償を受け其業を政府へ譲り政府は此際公債を起し賠償に當て其償還は專賣收入を以てす依て當初十箇年間は之が爲め專賣業の總收入は一年二億二千萬馬なるべしと雖も十箇年經過後は二億四千萬馬に増加すべきを期す
- 二 麥酒税は西暦千九百六年の財政改革に際し新設せられ六千七百萬馬の收入を得るの計畫なりしが議會の修正する所と爲り大に其率を減じ收入二千九百

萬馬に減ぜり此度は麥酒に課税し醸造事業の大小に従ひ其率を異にす(原料税及進税共に好良と云ふを得ず)

- 三 方今酸酵質(是も二箇年前の新設なり)を除くの外葡萄酒には國税なし本税は累進税にして價格に従ひ一壺十獨片より三馬に至る
- 四 煙草税も累進法に據り葉卷は六級に分ち千本四馬より九十六馬に至り紙卷は七級に分ち千本一馬半より二十四馬、刻は一キログラム八十獨片より十二馬八十片に至る、他の煙草は一キログラム半馬より二馬に至り最下等は免除せらる而して葉卷は小賣相場の一割乃至一割三分、紙卷は一割五分乃至二割、輸入税は百英斤(メツリツク、カウト)毎に荒刻及嚙(チユイン)煙草三百馬、葉卷及細刻七百馬紙卷一千馬に増加す
- 五 電氣及瓦斯税は事業點燈税にて装置の如何を問はず苟も燃料を是等に採る者は皆課税せらる而して其三割二分は電氣の負擔たるを期す切に望む獨民更に近眼を加ふるの結果なきを
- 六 公告税は新聞、張出等に課するものとす、日刊の新聞紙は其出數の多少に依り

廣告料の二分乃至一割を負するを期し、週刊其他は一定に一割を課す諸張出は其費用の一割を支拂ひ、廣告塔電柱其他使用料を支拂はざる場所に於ては市の廣袤に従ひ一千「サンチメートル」毎に一二又は三獨片を支拂ふものとす

七 遺産税は二箇年以前の施設にして現行は遺言に依り支系に傳ふる場合のみに止まる、然るに今回は之を直系相續に擴張し二萬馬以下の財産には之を免除し累進法に依り百萬馬以上に三分を課するを以て限度と爲す、而して遺傳者が兵役を免除されたる者なるときは一分五厘の附加税を負擔し三等系以下は遺傳の權利なきものとし、特に遺言なくして相當の遺傳者なきに於ては其財産は國家に歸すべきものとす

八 列邦分擔高は西曆千九百六年の財政方策に従ひ人口一人に付四十獨片と定めしと雖も前記諸収入の不足を補はんが爲め之を加倍するものなり
爾來之に對して無數の物議を惹起し議論八箇月に亘り政府原案は殆ど其係を留めず西曆千九百九年七月初旬議會は左の如く議決せり

一 麥酒税の増加 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

- 二 火酒及酒精税の増加(專賣は否決) 八〇,〇〇〇,〇〇〇
- 三 煙草税の増加 四三,〇〇〇,〇〇〇
- 四 地價自然増加の新設 四〇,〇〇〇,〇〇〇
- 五 茶及珈琲輸入税の増加 三七,五〇〇,〇〇〇
- 六 繼足紙税の新設 二七,五〇〇,〇〇〇
- 七 分擔金の増加 二五,〇〇〇,〇〇〇
- 八 動産印紙税 二五,〇〇〇,〇〇〇
- 九 點燈税の新設 二二,〇〇〇,〇〇〇
- 十 憐寸税の新設 二〇,〇〇〇,〇〇〇
- 十一 商業手形及小切手税の増加及新設 二〇,〇〇〇,〇〇〇
- 十二 醱酵葡萄酒税の新設 五,〇〇〇,〇〇〇
- 合 計 四四〇,五〇〇,〇〇〇

にして政府原案より一層の混雜を來せり請ふ、今一步を進めて前記各目の沿革及其性質取扱に就き陳述する所あらんとす

西曆千九百六年までは麥酒税は内地税及關税を合せ六千二十四萬馬に止まり

しが同千九百九年四月よりは一億馬となれり舊法に於ては麥酒税は麥芽に課するものとして釀造所の大小に従ひ之を十級に分ち造石高の多少に依り累進法に依りて課税し四馬乃至十馬の税を課せり而して其最高は七千クイントル「クイントル」は百キロにして凡そ三萬五千「ヘクタール」の麥酒を醸出す以上の製造所に課するものとせり今回の増税法にては釀造に用ゆる第一の二百五十クイントルの麥芽には税金を十四馬と爲し千二百五十クイントル以上の麥芽を使用する者には十五馬とし漸次増加して五千クイントル以上には二十馬と爲せり斯の如くして課税の平均は舊法にては一クイントルに付平均七馬三十六片なりしに今回は十七馬二十片に増加せり是れ則ち麥酒「ヘクトリートル」に付き税金二馬より三馬に増加せしものなり而して脱税を防がんが爲め酸製造用の麥芽には麥酒用麥芽税の三倍を課す又造越の弊を防がんが爲め西曆千九百九年一月以前に設立せられずして同年八月以降に釀造を始むる者及び二箇年の休業後に釀造を再開する者には西曆千九百十五年までは五割の附加税を課し同年三月一日より西曆千九百十八年までは之を二割五分のに減ずるものとせり元來獨逸に於ては麥酒税

は是に止まらず更に市町村の附加税あり其最高は一ヘクトリートル六十五片なりとす其他尙ほバイエルン、ウエルテムボルヒ及バデンに於ては麥酒の通過税あり是れ昔日の内地關稅の俵を残すものにして頗る奇異の思あり其金高は一ヘクトリートル二馬五十片なりしに今回五馬に増加せられたり而して輸入税は九馬四十四片と定められたり

獨逸は二十五年以來火酒及酒精税に就て大に之が研究を爲し種々に之を試験せり従前は聯邦其法を異にし大に不便を感じたるを以て帝國政府は西曆千八百八十六年一專賣法を議會に提し是に依て三億馬の收入を得併せて制度の統一を圖らんとせしと雖も不幸にして議會の容るゝ所と爲らず專賣案は殆ど滿場一致を以て破たり然りと雖も火酒税は税中の最良者たるは多辯を要せず此好財源を區々の制度の下に置くは財政上得策に非ざるを以て西曆千八百八十七年之を整頓し南北に於て蒸溜高を區分し北方は氣候寒冷從て其需用多きを以て蒸溜高を一人に付四「リートル」半「リートル」は五合五勺強とし南方に於ては之を三「リートル」と爲し制限以内の製造者には一ヘクトリートル「五斗五升四合四勺強」に付き税

金を五十馬と爲し、制限を超過する者には七十馬と爲したり、此制限は他日帝國政府が專賣を試みるの下地にして、政府は常に專賣を希望し、今回の増收計畫にも第一を主張せり、然れども議會の容るゝ所と爲らず、不幸にして復た破れたり、而して増税は一ヘクトリートルに付百二十馬一片にして、前記制限以内には殊に之を輕減して百四馬二十斤とす、酒精の輸入税は百キロ、二キロは二百六十六分六厘餘に付三百五十馬、樽入蒸溜酒は二百七十五馬、其他は酒精同様三百五十馬に増加せり、壘子入葡萄酒税は議院に於て之を否決し、醱酵葡萄酒のみに止め、西曆千九百九年八月一日以降は一壘四馬の者までは其税金を一馬とし、五馬までは二馬と爲し、其れ以上は三馬と爲せり、而して輸入税は百八十馬とし、一箱半場合に由り百三十馬にまで引下るを得るの機能を政府に與へたり。

煙草製造は獨逸に於ては可なりの大事業にして、大小の製造所一萬箇所ありて、二十萬の労働者を使用す、元來獨逸に於ける煙草業には種々の關係ありて、事情頗る複雑す、則ち帝國政府は歳入を得んが爲め、之を國家の手に收め、專賣事業を爲さんことを熱望し、社會民主黨は彼等一種の手段として努力して之に反對し、地主黨

即ち例の農業黨は煙草に關しては、彼等の地面に生ずる馬鈴薯、穀物及び甘菜より製造する火酒、アルコール及び砂糖の如く、熱狂せず、寧ろ之を冷眼視するの情態なり、然るに社會民主黨の煙草に對する諸税は、其性質上、群小の喜ばざる所にして、煙草問題に於ては、政府常に受太刀の地位に居るの不幸あり、元來獨逸の煙草税收入は、増税前は九千八百萬馬にして、人口六千三百八十萬の大帝國としては、頗る輕微なるものと謂つ可く、一人當り僅かに約一馬五十四片に過ぎず、之を佛國の三億餘馬一人當り七馬六十八片、英國の二億八千六百六十萬馬一人當り六馬四十斤、伊太利の一億四千八百萬馬一人當り六馬七十二片、奧斯太利の一億五千四百四十萬馬一人當り五馬四十片に比し、實に同年の論に非ず、又税額と小賣價格とを比較するに、獨逸に於ては、税額は小賣價格の一割三分八厘に止まり、英は五割九分、伊太利は七割九分、佛は八割二分、西班牙は七割、ホンガリーは六割七分、北米合衆國は二割二分五厘に達し、何れの方面より之を見るも、獨逸の煙草税は、猶ほ増加の餘地あるものと云はざるを得ず、帝國政府が煙草收入に腐心する抑々亦故あるなり。

獨逸に於ける煙草税は種々の變化を経、當初は耕地税なりしが、ビスマルク公は

之を國家の專賣事業と爲さんと欲して成らず一敗地に塗れ其後莫葉の量目税となり内地産には百キロ四十五馬とし輸入品には八十五馬と爲し而して輸入製造煙草には重加率を課せり西曆千八百八十八年專賣説ヲ再興せしと雖も復た行はれず一億七千八百四十萬馬の收入を見込めり同千八百九十三年政府は送狀價格に據り累進税を課するの議案を提出せしに議會は箱に貼用したる定價付に依り累進するものとし之を紙卷のみに適用すべしと議定せり而して西曆千九百七年の實況に據れば國民煙草の消費高約六億五千三百六十萬馬にして今回の増收案は之を標準とし他日專賣を行ふの便に供する爲め成るべく工場の場合を希望せり製造者も之を内外の事情に鑑み勢ひ増税の已む可からざるを察し量目税を以て多少の増税を忍ぶべしと覺悟せり然るに中央黨は累進重加税を主張し保守黨之に賛成し事情漸やく複雑せり然れども結局大に原案の收入額を減じ紙卷に關しては西曆千九百九年九月一日より其他は同年八月十五日より新法を施行するものとせり今回の新法は(一)素葉輸入税(二)葉組其他多少手入したる葉煙草及製品の輸入税(三)内地産葉煙草税(四)内地製品の増税の四部より成立し素葉の輸入税は

八十五馬百キロ砂拂葉分したる者及刻み粉煙草は八十五馬乃至百馬葉組以上の工を加へたる葉煙草にして半成品と稱するものには百八十馬乃至二百四十馬四片香氣を附したる葉には七百八十馬葉卷には二百七十馬(低に失す原文に誤植あるが如し)紙卷は千馬なり而して輸入煙草には更に船荷證書の價格に従ひ四割の從價税を課す(素葉と葉卷に限る)葉葉の輸入者は其本籍賣渡人の姓名等産地價格買入の日附等に付き申告を爲すを要す獨逸の中等煙草烟(プランテーション)の産出品にして其種類が問題となる時は同様の申告を要す賣渡人が外國に駐在するときは其送狀價格は其地に在る獨逸領事の證明を要す而して申告價格と送狀價格が符合せざるときは五割の附加税を課し申告が低廉に過るときは評價人を命ず帝國政府は申告價格に五分を加算したる價格を以て先買を爲すの權利を有す政府が先買を爲さざるときは輸入者は評價人の定めたる價格に基き租税を支拂はざるを得ず然らざれば二ヶ年以下の禁錮及十萬馬までの罰金に處せらる而して見越輸入を防がんが爲め外國品の内國にある者は盡く新税を課するものとせり今回の増税に於て内國産葉葉の葉組等の手入を爲したる者は従前の一クイ

ンタル四十四馬三十六片より五十六馬九十六片に増加せられ、又内國産に係る紙卷用の莨葉及紙卷は小賣價格に従ひ千本葉は千本分に付二馬乃至十五馬の累進税を負担し、輸入の紙卷用の莨葉は「キロ」に付八十片乃至七馬紙卷用の紙は千本分に付一馬を増加せり

政府提出の遺産税は全敗の運命に終れり、元來本税は今より三ヶ年前の新設に係り遺言に依り支系に傳りたる場合に限るものなり、依て今回は之を直系相續に擴張し二萬馬以下の財産には之を免除し累進法を採り百萬馬以上に僅々三分を課するを限度と爲し受遺産者が兵役を免れたる者なるときは一分五厘を附加し三等系以下には遺産を受けるの權なきものとし、特に遺言なくして相當の受産者なきときは其財産は國家に歸するものとし方法頗る穩當にして税額甚だ輕微なるものなりしと雖も不幸にして否決の運命に罹れり、然れども議會に於ても無責任の否決は之を爲すべきに非ざれば種々代用物の發見に腐心せり、然るに聯邦分擔金は多く之を増すを好まず、種々考究の上終に動産不動産の自然増價税を主張せり、蓋し自然増税とは財産が其の所有者の力に依らず社會經濟狀態の進歩に由り

て自然に増價するに當り其増價部分に課税するものにして税法の好良なる之が右に出るものなく實に一世の選を盡すものと云ふ可し、然れども之を動産に及ぼすは到底なし得べきの業に非ず、而して自然増價の度合に於ても土地の如き供給に限りある者に於ては固より動産と比す可きに非ざるなり、是に於て政府は之を動産(土地なり)に限るは妨げなきも動産に及ぼす可からずと爲し不同意を表せり、議會も之を諒し終に土地に限ること、爲し自然増價の一分の三分の一を以て率と爲し獨逸流なる賣買價格自然増價に課税すること、爲せり、然れども免稅の穩當にして且つ必要なる場合なきに非ず、依て多少の除外例を設けたり、其第一は帝國及び列邦の君主にして其他は遺傳の土地を分配するの目的を以て受産中に起る賣買交換、小兒及幼者への讓渡債權者が競賣に依り購買する場合及受産者數人ある場合に於て彼等が他人を交へず相寄りて其財産のみを以て有限責任の會社を組織する場合に於ては各々之を免稅と爲せり、而して建物付土地の場合に於ては二千馬建物なき者に於ては五千馬までの土地にして土地賣買を業と爲す者の間に土地が賣買せらるゝときは輕減を許し、又信託會社其他の法人に屬する土地

にして容易に賣買に附せられざる者は三十ヶ年に一回遺産税の爲に定められたる價格に従ひ其價格の一分の三分の一を支拂ふべきものと爲せり而して法律の發布より其實施までに投機的賣買受授を爲すの弊を防がんが爲め法律實施までに賣買移轉及信託に附する者には一分の三分の二を課す可きものとせり

茶及珈琲輸入税の増加は政府の提案に非ずして全く議會の創始に係るものなり元來茶珈琲の消費は砂糖の消費に關するを以て農業黨は之を好まずと雖も今回は國家の必要上終に増税是等に及びり則ち珈琲は従前は素品百「キロ」に付四十馬なりしに今回は之を六十馬に増加し、焙は六十馬より八十五馬に増加し、茶は「キロ」百馬と爲し法律實施までは國中の在庫品は珈琲は二十馬、茶は七十五馬の附加税を負擔すべきものとせり。繼足紙税は納税者に苦痛を與ふること少く好箇の一財源なり本税は債券の利札を用ひ盡したるとき例へば五十箇年期の債券に二十五箇年分の利札を附せしに之を使用し盡したるときは尙ほ其後の二十五箇年分の利札を要するを以て新たに本券に利札紙を貼付するの手續料として利札紙交付請求者が支拂ふものなり之を公債に用ふれば行政手續料となり、會社が爲す

ときは請求者は會社へ手数料を出し、會社は國へ納税する形となる實際は印紙を貼用するなり。此度の増税案に於ては内國の商業及土地債券は券面金額の二分、外國物は五分を負擔し、株券優先株には通付利札を附すは内外共之を一分と爲せり而して帝國及び列邦債には之を課せずと定めたり(免除の理由なし)。其他の印紙税は多大の修正を経たり、今其舊率、原案及決定の蹟を見るに左の如し

	印紙税	
	舊率	原案 委員の修正 議院の決定
内國株券	二分 ^分	二分 ^分
殖民地株券	無税	二分 ^分
外國株券	二・五〇	三・〇〇
商業及土地株券	〇・二〇	〇・三〇
礦山株券	一・〇〇	〇・五〇
内國債券	〇・六〇	二・五〇
列邦市町村債、外國鐵道債券及	〇・六〇	一・〇〇
他の外國債券	一・〇〇	二・〇〇
	一・〇〇	三・〇〇
	一・五〇	二・〇〇

其他小切手印税は通し十片にして約千三百萬馬を得るを豫期し、外國人間の商業手形、獨逸人が外國に宛てる一覽拂及び十日後拂は之を無税とし、二百馬までの小切手は十片、其より四百馬までは二十片、八百馬乃至千馬までは四十八片と爲す等の舊法は依然之を保存せり而して今回の増税は専ら三ヶ月以上の者に係り是にて七百萬馬を得るを豫期せり

電氣及瓦斯税は今回の増税案中困難物の一つにて反對四方に起り政府は終に之を撤回し其適用を點燈の一部に止め點燈器の類に據り種々に課税すること、せり燐寸税は政府の提案に據るものに非ずして議院の創始に係り三十箇入の箱には一片、三十以上六十までは一片半を課し、六十以上は六十を加ふる毎に一片半を加へ、蠟製は二十箇入一箱に付五片を課し、大箱は二十箇毎に五片を加へ西曆千九百九年六月一日以降に開設したる燐寸製造所及其以前に開業したる者にして其製造高過去三箇年の平均高を超過する者には法律施行の日より五ヶ年間は二割の税を加重するものとし、輸入品には三馬を賦課す(一箱なる可し)是れ亦非常なる不人望の税にして人民は其價格の高きを厭ひ(寧ろ憤りて)火打石を用ふるに至

り、製造所は燐寸の兩端に發火藥を付着するに至れり是れ或は増税不慮の結果にして物質經濟上多少の利益なきに非らざるなり

是れ有名なる獨逸財政改革改革に非ず増税計劃なり(の梗概にして同國政治家の苦心經營慘憺たるの蹟歴々として顯はる而かも猶ほ未だ豫期の五億馬を得るに足らず一旦廢止減少と決したる通行税(二千萬馬)及砂糖税(三千五百萬馬)は依然之を存せり而して其効果の如きは日未だ淺ふして何人も之を知るを得ざるも、之を西曆千九百六年の小改革に鑑み新税及増税の結果、或は意の如くならざらんを虞る唯だ之が爲め國民生活の費用及び生産費の増加は免れざるの數にして商工の發達に利あらざるは論なきのみ「フランクフォルト時報」の如きは法律通過の當時既に一家の經營に一箇月一馬四十八片を加へたりと公言せり豈に輕微なりと云ふを得んや

抑々獨逸は國情紛雜利權衝突して圓滿なる能はず提出以來一大紛擾を生じ改廢度なく終に地價差増税案を提出し(因に云ふ英國に於ても増價税は議院の問題と成り大多數にて下院を通過せり)事情増々複雑し殆ど收拾す可らず然れども方

今の情態は之を久よする能はず而かも此度の方策亦之を根治法と云ふを得ず假令無事今日五億馬の不足を補ふを得るも國家大體の組織を改むるを得ず依然として現狀を保つに於ては期年ならずして復た不足を生ずるは識者を待つて後ち知るべきに非ず堯水一たび去るも湯旱直ちに到らば夫れ何を以て天下を保たん哉切に望む傷春未だ已まざるに復た秋を悲むの患なきを今日獨逸の爲に謀る者は區々財源を求むるに非ずして其國家組織の基礎を定め併せて國土人口の調和を圖るにあり矢高麗を過ぐ誰か能く其落所を知んや幸にして當局多士濟々而して民情亦勤勉なり聊か以て人意を強ふするに足ん乎

獨逸帝國が今回収入増加の方策として發表せし所概ね斯の如し今一步を進めて國債償還の方法を見るに尙ほ未だ往時の減債基金法を夢見るに似たり即ち國債を額を四十三箇年にして償却するを期し毎年之が爲めに必要なる資金を積立て複利法を以てピット以前の英國の古智を學ぶにあり而して國債中鐵道電氣事業の如き所謂生産事業に屬する者は三十箇年陸海軍擴張の如き不生産的事業の爲に起りし者は二十二箇年に於て償却するを期す抑々斯の如きの償還計畫は其

形狀其趣旨は固より可ならざるに非れども國家百年を通じて平和を期する能はずして其功を奏すること甚だ難し而して償還基金を有するが爲め公債價格を騰躍し新債の利子を減ずる能はず市價を昇騰せしむるは元本を減じ新債を起さざるにあるは英國財政史の示す所にして方今の獨逸の如く將來五年の間に更に五億馬の公債を起すを期するが如き場合に於ては其効力甚だ微弱にして國家の信用を増進するに足らざるは識者を待つて後ち知るべきに非ざるなり公債の價格を増加せんと欲せば須らく大に新債の募集を慎み一般經濟の機能を發揚し收支の基礎を固ふし以て市場を整へ一般有價證券價格飛躍の道を閉くべし其是を顧みず千萬有價證券中獨り公債證書のみを高ふせんと欲し萬一奇術を以て之を爲すを得ば他の有價證券は之が爲に下落するは數の然らしむる所にして國家一般の信用を害ふこと甚だし況や數種公債中の一節を償還し其他の償還を後年に延長するに於てや同國發行同利歩の公債中其價格に著大なる相違を生ずるは蓋し已むを得ざる所の數なりとす抑々國債政策中元金多大なるの一事は患は則ち患なるも更に患ふべきは國債費の多大なるにあり償還固より力むるに足らずと云

ふに非ずと雖も更に努力すべきは一般の經濟財政の情況を發達伸張し以て借換を便ならしめ、組換を施行して財政を裕かにし、後進んで以て償還を爲すべきなり、而して其償還は毎年の豫算問題に屬すべきものにして之が爲め基金を設くるの不可なるは天下既に定論の存するあり、グラットストーン氏の組換、ゴッセン氏の借換の如きは近世英國財政史の光彩にして世傳へて以て美談と爲す、獨逸の當局是に做はずして彼に做ふ又奇ならず哉、倫敦經濟雜誌の如きも之を論じて獨逸政府は關稅及貿易政策の如きは往々第十九世紀初期の志想を保持す而して國債償還に至りては尙ほ未だ第十八世紀の舊套を脱する能はざるに似たりと結論す、是れ頗る吾人の意を得たるものなり、然りと雖も近年に至り我國亦減債基金の設けらるゝあり豈に他山の石視するを得ん哉

帝國財政の概況斯の如くなるに搗て加へて列邦の財政裕かなるを得ず其債額を以て之を見るも一驚に値ひするものなしとせず即ち西曆千九百八年末の現在高は總額約百四十三億六千二百四十萬馬にして内約七十九億六千四百萬馬は普瀋西に屬し同千九百九年には八十七億七千餘萬馬に増加せり、而してバイエルン、

サキソン等皆債額を増さざる者なくヘッセンの小なるも前記八年には三億九千八百萬馬の負債を有し、西曆千九百年乃至同千九百八年の九年間に約三割を増加し之を國民一人に割當るときは一人に付き三百六十二馬の負擔となり、普國は同時間に一割二分を増加し其一人當りは二百十四馬なりとす、然れども列邦の負債は軍事に關せず主として有利事業の爲め殊に鐵道敷設の爲に起り前記百四十三億六千餘萬馬中約七十二億萬馬は鐵道公債に屬し之に對する鐵道の資本價格は百三十七億馬にして收益亦七分以上なるを以て公債の負擔は外見の如く重からず、又西曆千九百八年に於ける普國の豫算を見るに公債利子は三億二千八百萬馬にして鐵道收入は二億九千二百萬馬なるを以て鐵道は公債利子の大部分を負擔する者と云ふを得べし、而して前記年度始に於ける普國の公債は約八十億馬なるに其内約七十一億二千萬馬即ち約八割九分は鐵道、礦山其他の有利事業の爲に起りし者なり、故に債額の大なるは一見驚くべきものもあるも公債の起因より之を見れば獨逸列邦は頗る好良の地位に居る者と云ふを得べし、市債其他の地方債は無論別なり、然れども大體に就て之を論ずれば列邦の財政亦安穩なりと云ふを得ず、

請ふ其最大なる普國に就て之を述ん

普漏西の經費は年に増加し西曆千九百七年度は歳出總計三十二億七萬三千九百三十馬なりしに同八年度の豫算には三十三億六千二百二萬一千六百三十六馬を計上し臨時費に於て約一億八百萬馬を減少すと雖も經常費の増加約一億七千一百萬馬なるを以て總計差引約一億六千二百萬馬の増加を示せり、是れ主として曩に計畫せられたる役員増俸の爲め生ずる者七千七百萬馬を編入したるに由るものあるも鐵道經營等の爲め逐年費用を増加すに職由するものにして臨時費の使用に注意せずんば他日經常費増加の因を爲すの好例と云つべし、同年度鐵道費の増加は昨年に比し一億二千二百六十八萬馬にして、収入の増加は一億六百九十九萬馬なり、收支の比例既に相償はず而して前記兩年度共歳入出の高に厘毛の差違なく全然同額を掲ぐ是れ亦財政上健全なる表示と云ふを得ず、又鐵道収入は前年度に於ては約一億馬の不足を生ぜしに西曆千九百八年度に於ては更に多額を見積り約二十億五千二百五十萬馬前年度は約十九億四千五百五十萬馬たるが如きは或は豫算不確實の因たるなきを保せざるなり、歳出の増加斯の如くなるに普

普漏西財
政の概況

帝國と列
邦との合
計

國國債も年に加はり西曆千九百五年の約七十二億八百萬馬より逐年増加し同九年には前記の如く約八十七億七千餘萬馬に達し尙ほ増加の勢あり即ち鐵道事業のみを以て之を見るも目下普國大藏大臣は改良費支辨の爲め二億四千二百萬馬の公債を起すの權利を保有す

今一步を進め帝國財政及列邦の歳入出を加へ獨國財政市町村は無論別なりの全體を見るに更に驚くべきものあり、今試みに西曆千九百五年度(六年の三月に終る)の決算を見るに左の如し

収入總額	七、七二七、〇〇〇、〇〇〇
内	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
は公債募集金	
經費總額	七、七四六、〇〇〇、〇〇〇
内	四一五、〇〇〇、〇〇〇

は臨時費にして西曆千九百八年に於ける列邦の負債總額は實に百三十五億馬にして而かも尙ほ逐年増加するの勢あり

普國の
下級
人民の
負擔

由是觀之列邦の負擔輕きに非ず、今試に普漏西の實況に就て之を陳んに同國は所得税を九百萬馬他は概して之より低し四百馬に下る所ありの歳入より始む今之を英の三千二百馬に比して固より同年の論に非ざるなり、故に英に於ては中流以下は所得税を免るゝと雖も獨に於ては然らず千八百八十四萬五千八百二十六人則ち人口の約半數四割九分七厘は所得税を負擔し之を英に比し十分の九の多きを致す而して普國の所得收入は西曆千九百七年法人の負擔する者を除き總額一億八百萬馬にして約九億六千五百萬馬即ち八割九分六厘は三千馬以下の收入の負擔する所なり、此階級に屬する收入の平均は千三百四十五馬なるを以て其多數は平均と最低即ち九百萬馬の間に在る者と推定するを得べし、而して三千馬以下の收入は家族同居人の收入を合計するものにして累進率は低しと雖も強もすれば役人が押上主義を採り之を大收入に比して多少不幸なる地位にあるものとす、然りと雖も是れ唯普國の徵する者にして市は又別に所得税を課す、西曆千九百六年の伯林市所得税の調査の蹟を見るに該市は所得税を八百六十馬の收入より始め人口二百四萬百四十八人中十四歳以下及兵役等の爲め免税せらるゝ者を除き百

伯林市民
の負擔

十二萬五千人の約半數は最低以下の收入を得る者にして課税を免れ、残り六十萬八百九十九人は所得稅負擔者なり、内八百六十乃至千四百四十馬の收入者三十一萬五千六百十人、其れ以上二千八百六十馬の收入者二十二萬六千六百七十八人、其れ以上は僅かに五萬八千六百十一人にて此内四萬六千二百六人は千八百六十馬、其れ以上九千五百二十馬までの收入者にして一萬八百十五人は其れ以上四萬七千六百馬までにして千百十四人は其れ以上九萬五千二百馬まで、四百七人は其れ以上九十萬四千馬まで、四人は其れ以上二百八十六萬馬まで、其れ以上は僅かに二人に止まる、普國人民の負擔固より輕きに非ず而して其大歳入の少き亦豫想の外に出るものと云ふべし

普漏西の豫算は頗る多額に上り西曆千九百八年度の決定額は歳入總額約三十三億六千二百萬馬内約一億八千八百萬馬は臨時費に屬し同九年度の歳入總額は約三億八千二百七十萬馬歳出總額は同額にして内約二億三千百萬馬は臨時費に屬す、而して同千九百十年度の豫算は收入總額三、八三七、四一二、九六二馬にして歳出は經常費三、七二五、〇一九、五四二馬臨

時費二〇四、三九三、四二一馬にして合計三、九四二、九四一、二馬なり故に九千二百萬馬の不足を生ず(各廳の請求通りにては二億千七百萬馬の不足を生ずべき所に大藏省にて大削減を加へ前記の額に止めたり故に各廳は決して満足して居らぬ他日の新請求は勢の免れざる所なり)此不足は主として官吏増給に原因し其高二億馬を超過す加ふるに西曆千九百八年度の不足は一億五百萬馬にして同九年度の不足は一億五千六百萬馬に達するの見込なりしも幸にして商況少しく恢復し請算上の不足は一億五百萬馬に止まるの見込なり、普國財政亦困難なる哉而して普國歳入の特色は官有財産及官業の多きこと是なり、森林收入の如きは總收入一億一千一百萬馬純收入五千八百萬馬、森林面積は僅かに二百八十萬「ヘクタール」二ヘクタールは一町二十四歩強の巨額を生じ、其他の官有財産收入は總收入は二千七百萬馬にして純收入は千七百萬馬なり、今兩國の總收入と純收入とを比較するに一見後者の方に利あるが如しと雖も前者は増加の傾向ありて後者は却て減少す、其實歴左の如し

第二十九表

西 曆 年 次	官 有 財 産	森 林
一八四九乃至六一	八二	四八
一八六八乃至八〇	七四	四三
一八八一乃至九〇	七三	三九
一八九一乃至九九	七二	四二
一九〇七乃至八年	六〇	五二

斯の如き差違を生ずる所以のものは造林、整理、利用の結果漸次に顯はれ森林の利用は國家歳入の爲め非常に有望なる者たるを示すものに非ずして何ぞや、之に反し他の官有財産は收入増加の術を施すの範圍甚だ狹隘なり其差違歴然として争ふべからざるものある固より偶然に非ざるなり、又森林收入増加の實況を見るに西曆千八百九十年には一「ヘクタール」の收入十馬四十二片なりしに同九十九年には十二馬十一片となり同千九百七十八年には三十九馬四十四片強となれり之を我國の一町歩(北海道を除き)も約一圓七十八錢に比するに固より同年の論に非

鐵道事業

ざるなり(此好財源に對し目下種々議論あるは甚だ遺憾なり)然るに獨逸聯邦中普漏西は尙ほ森業を以て誇るを得ずウルテムブルヒの如きは四十馬、ザキソンの如きは能く四十二馬を擧ぐ實に盛なりと云ふべし。普漏西の官業中是も盛大にして歳入最も多き者は鐵道にして政府は幹線約一萬九千「キロメートル」一「キロメートル」は九町十間支線一萬二千「キロメートル」を有し收入約十八億八千六百萬馬の巨額に達す、抑々普國鐵道國有は西曆千八百四十七年十一月二十八日の法律を以て其基を開き爾後數回の買收延長を經以て目下の幹支合計三萬一千「キロメートル」に達し、普國政府が之が爲め投下せし資本總額は八十億馬にして運賃率は自ら之を定むと雖も他に帝國鐵道廳なる者ありて其支配を受け現業費は總收入の六割八分乃至七割一分にして軌近多少増加の傾きあり、其他鐵山、鹽業等種々の製造業を營むも總收入都合二億四千四百萬馬にして費用二億二千八百萬馬に上り純收入は僅々二千六百萬馬に止まり財政上より之を見れば殆ど官業として存するに足らざるなり、然れども是等官業は各々特種の歴史、引繼、占領、契約等を有し西曆千八百九十九年五月一日の法律を以て其綱領を定め未だ劇かに之が存廢を定むる

普國收入の特質

能はざる所のものあり、其他富籤稅凡そ九百萬馬、溫泉所稅二百乃至三百萬、ジール・ンドルング(用達銀行)よりの償還金約四百萬馬、是は西曆千九百七年の數なり、諸會社の政府の持株より四分乃至六分の割賦を受く(會社の株金は五千萬馬あり、政府は大株主なり、是等の稅外收入頗る多く普國財政は尙ほ中古の状態を存す奇と云ふべし)

所得稅

租稅收入中最も緊要なる者を所得稅とす、西曆千九百七年度は二億二千二百萬馬と見積り九百萬馬の歳入より之が徵收を始め國民の半數即ち約千七百萬人は納稅者にして其内五百三十八萬四千人は家長なりとす、其他法人にして所得稅を支拂ふ者七千人被賦課財產高は百二十億馬なり、所得稅負擔者は自然市に多く田舎に少し、則ち市の人口千七百萬の中約千萬は之を負擔し、田舎人口千八百萬中之を負擔する者は八百萬人に達せず、今試みに收入の大小、收稅者人員及負擔金高の千分比例を示せば左の如し

第三十表

		西曆千八百九十七年		同千九百七年	
収入の大小	金	高	金	高	人 員
九百乃至	三、〇〇〇	二八六、〇	五二五、九	八九六、〇九	
三、〇〇一乃至	六、五〇〇	一六三、二	一五七、八	七一、九二	
六、五〇一乃至	九、五〇〇	九七、八	六八、二	一三、三六	
九、五〇一乃至	三〇、五〇〇	一八六、八	一六四、二	一四、七九	
三〇、五〇一乃至	一〇〇、〇〇〇	一三六、二	一三一、二	三、一八	
一〇〇、〇〇〇以上		一三〇、〇	一五二、七	〇、六六	
		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

由是觀之小収入を有する者多きは素より期する所なりと雖も其多數なるは思半に過ぐる者あり爲政治家の三省以て慮ならずんばある可らざる所のものなり。次はミケル氏の考案に係る補充税(エルゲンツングストエイエル)にして西曆千八百九十三年七月十四日の法律を以て創設せられ同千九百六年に修正せられたる新

新税

税なり本税は負債及營業費を差引き動産不動産の總額に萬分の五を課する者にして六千馬より始め西曆千九百七年度の豫算は三千九百萬馬を計上せり而して賦課財産の價格は凡そ七百八十億馬なりとす本税は總て財産に行き渡り率輕く費用と負債を控除するを以て事業の發達を防げず且つ彈力ありて頗る好評を博せり是にて地租を市に移せり

収入の大體は概ね斯の如し然り而して支出は年々増加し西曆千九百七年度の經常費總額は二十八億五千七百萬馬臨時費二億九千二百萬馬なりしが當年度は前記の如く三十九億馬に増加し約七億五千萬馬の差増を示せり昨年度の現計に據れば純然たる行政費は九億三千九百萬馬にして地方費補助四千七百萬馬東部諸洲殖民費二千二百萬馬は主としてポーランド人種を獨化せんとするの費用なり是れ獨逸が久しく試みる所の政略にして成る丈ポーランド地主を追ひ立て獨逸人を其跡へ殖付んとするものなり之が爲め西曆千八百八十六年には一億千馬を支出し同九十八年には二億萬馬と爲し同千九百二年には更に三億五千萬馬に増加せり而して同年以降は更に一億馬の新支出を爲しポーランド地方の地所を

移民の不
結果

購入し官營地及造林地と爲し之を普漏西政府の所有と爲すに力めたり。斯の如くして西曆千九百一年までに該地方に於て十六萬四千ヘクタールの地を購入し七萬六千ヘクタールを獨の移住人へ再賣せり。然れども其効果不良にして十有五年を経るも同地に於ける獨逸人口は尙ほ百分の一の増加を見ず。ポロランド人は土地を賣ること少なく賣却するは大地主が大區域の一部を賣るに過ぎずして獨人は却て賣却すること多く殊に政府より賣却せし土地の所有者が之を再賣するに投機を防ぐ爲め多少の制限を附したるを以て獲得者隨て少く政府も終に賣却するより寧ろ貸貸に付するを喜ぶの情を惹起し再賣の不自由なるより自然抵當借の増加を來せり。斯の如く移住策は全體に於て振起せず西曆千九百六年には東普漏西に於ては九萬五千四百ヘクタールの地面を處分し百七十七ヶ所の官有地及五十ヶ所の開拓地を見、ポロゼン地方に於ては三十三萬ヘクタールの面積を處分し四十三箇所の官有地と三百三十三箇所の開墾地を得たり。然れども費用は二億九千三百萬馬にして一ヘクタール約九百馬の割合なり。而して其全體に於ては獨人は賣買の結果右の二地方に於て却て二萬五百ヘクタールの土地を失へり。普

漏西の土地移民政略は斯の如く成效と云ふを得ざるも西曆千九百七年の豫算にはポロランド土地買收の爲め尙ほ二千二百萬馬を計上せり

軍事外交の費用は無論直接に普國豫算に掲ぐるることなし。依て次に財務の費用を述べ、財務費の總額は二億二千二百萬馬に達し主として文官、憲兵及其他の恩給(六千七百萬馬)、寡婦孤兒扶助料(二千五百萬馬)、徵稅費(六千二百萬馬)等なり。工部省六千萬馬、商工省千六百萬馬(主として專賣特許の費用なり)、司法省一億四千三百萬馬、内務省一億七百萬馬(主として警察、憲兵、監獄、及集治監、農林及官有地省四千八百萬馬)主として農學校、獸醫學校、教育及宗教省二億馬等是れなり

西曆千九百七年の帝國への上納高は一億三千九百萬馬。帝國よりの割戻高は酒精稅にて六千二百萬馬、印紙稅にて七千二百萬馬、合計一億三千四百萬馬にして上納高と殆ど同額なり。同千九百四年には上納高三億五千四百萬に對し帝國よりの割戻高は關稅收入及煙草收入にて三億四千六百萬馬にして彼是れ約同額を示せり。是れ獨逸帝國が其聯邦と表面負擔の平衡を取るの裝飾上已むなきの形式に據るものにして彼の帝國主義に於て避く可らざる繁文に屬するものなり。其の矯正を

要する論なしと雖も歴史上の關係一朝にして之を改むるを得ず、近時先覺の士大に論ずる所あるも事容易ならざるは智者を待て而して後ち知るべきに非ざるなり。一般財政の情況斯の如く而して國債及地方債の實況亦大に寒心すべきものあり。元來普國は非常準備に重きを置きフレデリック、ウィリアム王以來之を維持し今尙ほ其政策を襲踏し古來公債の少きを以て天下に鳴りし國なるに輓近内外無双の擴張を圖り爲に資金を要すること甚だ多く國債既に八十萬馬に達し地方債は後に説く所あるべし。其内容は三分半の確定公債五十八億九千五百萬馬、三分利付十六億千六百萬馬、短期公債三億四千五百萬馬、賣收鐵道株式及債券にして未だ國債に組替へざるもの及引受けたる舊ハノーヴルの公債三百萬馬等なり。是に於て西曆千九百八年度は利子二億七千六百萬馬に達し一方に募集の必要あるに拘はらず尙ほ四千七百萬馬の償還を見積れり。是れ即ち公債募集に際し其種類の選擇に注意せざるを得ず西曆千八百二十七年の英のグレンウィル主義の起る所以なり。則ち借りつゝ償還するは兒戲なり。償還の前には必ず歲入殘餘を得ざる可らず。元來普漏西歲出の大なるは鐵道を以て最とし國債の大部分も之が爲に起りしものなり。

り、是等の公債は重に四分なりしも第十九世紀の終には利子減少し幸に三分五厘に借替ることを得たり。市場斯の如くなりしを以て當局明なく未來に於ては利率は三分に減ずべしと信じ頗る樂觀の情態に陥れり。然るに世界の實況は米西戦争、南阿戦争、北清事件、日露戦争、サンフランシスコ及ワルバレイゾの地震及火災は大に世界の資本を蕩盡し尋て米國の恐慌となり西曆千九百五年まで平價を保ちし三分半の公債同千九百八年上半年に於ては九十二に降り七月に至り更に下落して八十二となり、同年八月には四分を以てすと雖も尙ほ募集に困難なるの情況を呈せり。是れ豈に多年の借錢政略茲に其の結果を顯はし世人之を危ぶむの致す所にあらざるなきを得んや。而して年初一月の六億馬の募集の如きは發行價格九十八半を以て先づ四分利半付と爲し西曆千九百十八年までは之を据置き其より利子を三分七厘五毛とし同千九百二十三年に至り之を三分半と爲し、在來の三分半利の面影を残し以て體面を保つものと爲せしは近來財政上の一奇觀と云ふべきなり。今之を本年三月バイエルンが六千萬馬を九十八、八五の價格を以て四分にて募集せしに比すれば普國の信用一見バイエルンの下にあるものゝ如し、是れ或は

募集金額の多さと同時に帝國も二億五千萬馬を募るに依るなきにあらざらん乎、又之を佛國の三分利公債は九十六英國の二分半利付は八十八、伊太利の三分半利付は百二の高價を保つに比すれば頗る不利なり、抑々市場に向て急に其價熱せざる多額の證券を發し且つ屢々募債を爲すの弊斯の如し慎まざるばある可らず、然るに四月に至り更に四分を以て五年毎に其幾部分を償還すべき短期公債二億馬を發行せり、是れ普國の慣用手段にして曾て西曆千九百四年に三分半を以て募集せし一億四千五百萬馬の一部分が同千九百八年十月に期限に達せり、斯の如きは市場を動搖せしめ財政の屈伸を缺き非常の不便を生ずるも普國は屢々之を敢てす、又是れ財政の一奇觀なり。

斯の如くして普漏西は獨逸聯邦公債總額都合百四十億馬の約三分の二を有し、帝國公債を合して全獨逸公債の半額を有す、今歸つて國民の貯蓄力を觀るに西曆千九百五年末には貯蓄銀行の預金者千六十四萬三千人、預金々額八十三億馬に上り、國債全額を超過す、然れども屢々市場に出で供給過多なる者は民の嗜好に適合せず、其價格割合に高きを得ざると一般公債も其運命を免れず、今一步を進めて貯金

放下の百分比例を見るに公債割合に少し其實況左の如し

一 市街地抵當	三七、〇一
二 郡村地街當	二一、六五
三 無記名證券	三六、二七
四 記名證券	一、九〇
五 手形割引	〇、九七
六 動産質	一、〇六
七 法人の貸付	一〇、二六
八 雜	〇、八八
合計	一〇〇、〇〇

國債の實況概ね斯の如し、然れども國民一般負擔の情況を詳にせんと欲せば進んで地方債の實況を見ざる可らず、今普國有名の都會に就て之を見るに其金高及市民一人當の額は左の如し

第三十一表

市 名	債 額	一 人 當
伯 林	四、二二三 <small>百方馬</small>	二〇七
フランクフルト	一、八三三	五四八
コローン	一〇九	二五五
シヤールロットムボルヒ	八一	三四〇
プレスラウ	七五	一六〇
ツッセルドルフ	六九	二七三
ハノーウル	六七	二六八
エルベフェルト	五二	三二〇
ケニヒスベルヒ	四九	二二二
キール	四一	二五一
アイスラシャッペル	二八	二二二

是等を始めとし主要なる獨逸の二十四都府(重に普漏西に屬す)が西曆千九百五年

乃至七年間に起せし公債は五億四千五百萬馬に達し其用途の百分比例を示せば
左の如し

- 一 蓄債償還 四、二五
- 一 瓦斯事業 一二、二五
- 一 病院費 一一、四八
- 一 運河事業 一〇、七〇
- 一 公道架設 九、二七
- 一 市街及地方鐵道 八、七七
- 一 學校 七、三五
- 一 土地買收 五、九五
- 一 水道 五、八一
- 一 電氣事業 四、二八
- 一 市場 三、一七
- 一 公共建物 二、七七

一 港への通路	二、〇七
一 港灣	一、六八
一 屠獵場	一、五四
一 公園	一、二三
一 水道用堀割	六、八三
一 劇場	〇、七七
一 試業基金	〇、七六
一 兵事費	〇、六八
一 雜	四、三六
合計	一〇〇、〇〇

にして頗る多岐に渉るものと云つべし、而して西曆千九百七年の獨逸の市町村債總額は六十五億六千餘馬の巨額に達し帝國公債を超過せり、然るに市の歳入は地租、職業税、營業税を主要のものとし、其他倉庫税あれども殆ど數ふるに足らず、第一の収入はミケル氏の改革に依り國より市に移せし者にして無建築物地四千二百

萬馬、内四百萬馬は市に屬し三千八百萬馬は田舎に屬す、有建築物地七千五百萬馬（内五千七百萬馬は市其他は田舎）第二は四千萬馬、第三は三百萬馬なり

普漏西財政の情況斯の如し、然るに費用は寧ろ増加するも減ずるの傾向なく、西曆千九百八年一月八日大藏大臣ラインバー氏は議會に告て曰く、當年度中には鐵道及農工事業の爲め六千五百萬馬の増費を要すべし、而して是等事業經營の費用は其収入の六割一分八二の豫算なりしに實際は六割八分を要すべく、來年度には鐵道の經常費に一億二千萬馬の増加を免れざるべし、臨時費の請求は實に一億八千八百萬馬に達すと帝國財政と共に普漏西財政も亦裕かなりと云ふを得ざるなり

又「ネエロピンゲン」大學の書記官の一人なる「ゲルロフ」氏の調査、西曆千九百年乃至同千九百五年間の實況を百八十家族に就て調べたるものなり、家族の數は平均四人二分にして、獨逸全體なりに據れば四千馬乃至六千馬の歳入は市及帝國を含まずの直税其四分に當り八百乃至千二百馬の歳入には減じて九厘五毛となり、八百馬以下は僅かに四厘九分に止まる、然れども間税に至りては正反對の結果を

頭はし下層に至り最も重し即ち四千乃至六千馬の歳入は一分四毛乃至一分四厘八毛を負担するに止まるも八百乃至千二百馬の歳入には増して三分六厘二毛乃至五分二毛となり八百馬以下には三分六厘四毛乃至五分二厘二毛となる故に肉類の如きは此級の最高者と雖も一家一週九英斤以上を食すること能はず八百乃至千二百馬の者は三英斤九、八百馬以下は四人二分に僅か一英斤四分の一に止まる、而して穀類は三十四英斤、四十英斤、二十英斤と云ふ割合となる、今之を一ヶ年一人宛とすれば上等肉百十英斤、穀三百四十一英斤最下等は肉類十五英斤四、穀類二百四十六英斤四と成り肉と穀との比例は上等一と三最下等は一と十六なる、其他獨逸労働者は養老年金として一年十馬乃至十五馬を支拂はざるを得ず是れ租税と其趣を異にすと雖も一時彼の負担となるは論を俟たず

國民下層の情况期の如し今又一歩を進めて富民の負擔如何を見るに是れ亦輕微なりと云ひ難し請ふ少しく之を説ん

茲にエッセン市に二百萬馬の財産を有する一製造家あり其内百萬馬は自己所有製造所の固定及流動資本と爲し二十萬馬は他の株式會社の株式に他の二十萬

獨逸富民の負擔

馬は更に他の有限會社獨逸では兩者に差ありに放下し他は住家其敷地及其他に放下せり、而して収入は製造業より七萬馬兩會社の割賦金各々七分、其支配人として得る所の賞與金各二千馬にして小計三萬二千馬其他の放下より二萬馬、住家の賃貸價格として八千馬外馬國では住家の賃貸價格は總て収入の一部として計算す都合十三萬馬なり、此収入に對し列邦の賦課する所の此階級の所得は四分にして五千二百馬なり、然るに市は國の所得税一馬に對し一馬八十片を附加するを以て市所得税は九千三百六十馬にして株式會社の割賦は三分半以下は免税と成るを以て七分と三分半の差に掛る所得税は二百八十馬となり他の會社の割賦には免税なく全部に掛るを以て五百六十馬となり所得税のみにて一萬五千三百四十馬と成る其他千分の五の一般財産税ありて之が一十馬と成り、帝國は賞與金に八分の税を課するを以て其高三百二十馬となり、而して二百人以上を使用する營業者は養老基金積立の爲め一年千馬を支拂はざるを得ず、其他交通運搬税及印紙税として少くとも五百馬を支拂ふを要す、果して然らば同國地方税一萬八千六百六十馬即ち収入の一割三分以上を拂はざるを得ず、而かも其高は關税及内地消費税を

包含せず。然るに彼若し伯林に居住するとせば市税は更に多を加ふ元來該市には「グウエルベ」税と稱し營業免許税に類する者ありて五萬馬以上の收入ある者には其純收入に百分の一を課す。然らば則ち彼が自己の製造所及他の二會社より得る割賦の合計九萬八千馬の一分九百八十馬を支拂はざるを得ず。其他伯林に於ては住家及製造所建築の賃貸價格の二分乃至四分に當る建物税を支拂はざるを得ず。其他新雜税を除き伯林に於ては市税のみが一萬二千百八十馬となり之に國稅帝國稅六千二十馬を加ふれば歲入の一割八分四厘七毛餘の強率を示し貧富を通じ此上の増税は實に不可能の事に屬す。然るに國家財政の基礎を定むる爲め尙ほ巨額の増税を要し目下増稅案の提出を見るは實に已む事を得ざるの勢あるに依らずんばある可らず。内外の耳目是に集る蓋し偶然に非ざるなり。

抑々獨逸の國情たる複雜夫れ斯の如く隨て其財政の情況亦雜然として殆ど端睨す可らざるものあり。故に今一步を進め總括的に之を達觀するは敢て無用の業に非ざるべし。請ふ少しく之を述べん。

歳入不足

輒近帝國政府は累年即ち西曆千九百年乃至同千九百八年引續き不足を生じ其

高積んで十九億七千七百九十萬九千馬となり一年平均約二億二千萬馬にして西曆千九百八年度の不足の如きは實に三億七千五百四十三萬馬に達するの見込なりしが實際は三億二千萬馬の公債を起して經常歲入の不足を償へり。然るに列邦の財政亦急を告げ普國は云ふに及ばず。バイエルン、ウエルテムホルヒ、ザキソン、バーデン等が其議會に請求せし新税は八億乃至九億法に達し之を曩に西曆千八百七十一二年佛國が敗後償金支拂其他軍備復舊等の爲め徴收せし税金六億法に比するに非常なる巨額と云はざるを得ず。然して西曆千九百七年度の帝國及列邦の豫算總高は約七十七億二千七百萬馬の巨額にして他國に於て未だ普て見ざる所の巨額に達す。然れども獨逸の歳入は帝國及列邦共借入金及各種の官業收入を含むること頗る多額にして是等を控除せざれば國民負擔の真相を見る能はず。依て今當該年度の借入金四億馬、郵便、電信、鐵道、森林及鑛山收入總額四十一億三千萬馬を歳入總額七十七億餘馬より差引くときは國民租稅の負擔額は三十一億九千七百萬馬と成る。然りと雖も前記諸業にして國民の手にあれば之れが爲め彼等の收入を増すも國有なるを以て其丈民業を狹窄し居るは片時も忘る可らざるの事

佛國との比較

實なり尙ほ其他獨逸には帝國と列邦との間に受授の計算ありて計數重複に涉るを以て之を差引かざるを得ず即ち列邦よりは帝國へ貢金として二億九千百萬馬を納付し帝國よりは關稅の割戻として二億二百萬馬を受けたり西曆千九百七年度故に今此割戻高を前記の約三十二億馬より控除するときは二十九億九千五百萬馬となり約三十七億法に當り之を佛國の總收入三十九億九千九百萬法に比すれば一見負擔の輕さを示すが如しと雖も佛國も郵便收入煙草專賣收入等の如き稅外收入あるを以て是等を差引くときは三十二億七千四百萬法となり獨逸の方却て重し况んや獨逸に於ては官業頗る多く國民の收入を得るの難易に於て佛國と日と同ふして談ずる能はざる所のあるに於ておや然れども一人當りの負擔高を以て之を見れば獨の人口は六千三百二十萬佛は約三千九百萬なるを以て佛は八十四法にして獨は五十九法に當り獨の方利あるが如し又煙草酒類より生ずる收入の一人當を見るに獨の方に利あり即ち當年度佛の煙草收入は四億七千萬法にして一人當り約十二法なるに獨は僅かに八千六百萬法にして一人當り一法四十參なり酒類稅は佛は三億二千二百二十九萬六千法獨は一億六千二百法に

未來の費用

て佛の一人當は八法獨は二法六十參に止まる然れども佛の一人當を獨の人口に乘じ直ちに之に相當する者を得べしと爲すは是れ皮相の見なり何となれば佛は世界の遊覽所にして煙草酒類の如きは旅客の消費に係る者殊に上等品多ければなり「カヒ」稅も佛は百「キロ」百三十六法なりと雖も獨は五十法に止まる然れども此品にも旅客の關係あり

帝國國債は既記の如く西曆千九百八年既に四十二億五千餘萬馬に達し同千九百十年には四十五億五千餘萬馬に達し尙ほ續々増加の勢あり今西曆千九百九年より同千九百十三年までの既定繼續費にして國債支辨に係る者を舉れば左の如し

内務所管	一五六、五〇〇、〇〇〇
陸軍所管	四四、一〇〇、〇〇〇
海軍經常費	九二、〇〇〇、〇〇〇
内上補充費	三七七、七〇〇、〇〇〇
帝國鐵道	五六、三〇〇、〇〇〇

支那方面

一五、三〇〇、〇〇〇

合計

七四一、九〇〇、〇〇〇

三〇

右の外第二期計畫に屬する者一億四千二百四十七萬法、及傳話其他の事業完成の爲め要する者若干あるを以て前説西曆千九百十三年までには、國債の増加七億餘萬馬に止まらず恐らく十億馬に達すべしとは世人の疑はざる所なり

第九節 國家の選擇事業に對する費用

支辨の注意

第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

古來邦家先天の職務は之を號けて必要職務と稱し統治機關の關係を正し、官省の制度を定め職務統治の職分を全ふし文武諸般の機關の効力をして強大ならしむるは國家先天の職分なり然るに又時勢の必要に應じ運輸、通信、勸業、土木等の事を經營するを國家の選擇事業とす。抑々國家が特別の目的を以て特殊の事業を經營するは固より妨げなしと雖も其選擇を慎まざるを得ざるや論を竣たず、元來國

國家の天職及選擇事業

家の収入は限度あり萬般の施設其完成を求むるときは固より際限あるものに非ざるなり有限の収入を以て無限の需用に應ずるは不可能に屬す果して然らば國家必要職分の費用を割て之を選擇事業に充てん乎、是れ順序本末を誤るものにして國政の調理上固より不可能の事たり臨時の費用は歳入の殘餘若くは臨時の収入を以て之に充てざるを得ざるは論を竣たず然れども事の當否は暫く之を論外とし市場の情況と元利支拂の難易とを顧みず漫に選擇事業の爲に國債を募集するも亦不可なり、何となれば斯の如きは市場の平和を破るの虞あると同時に國債費の支拂は忽ち經常支出の増加となり、甚しきに至りては經常臨時の關係を素すの患あればなり。上來論ずる所のものを以て之を觀れば經常費は經常收入に依らざるを得ざるは勿論、臨時費と雖も漫に之が爲め國家の債額を増加するの不可なるは瞭然として云ふ可らず、西諺に曰く公債を以て事を爲すは後世に對して手形を宛るものなりと譬喩眞妙の域に入るものと云つべきなり

財政上選擇事業の爲め漫に公債を起すの不可なるは既論の如し、而して其市場に影響する哉亦大なり幸にして金額小なれば實際上敢て多大の變を見ざるべし

選擇事業の多大なる

第一章 豫算の編製及執行 第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意

臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

第一目 巨大なる

三〇

るは市場
を來し損
失を來す
の虞あり

と雖も金額大なるときは市場の流通資本を吸収すると共に有價證券の価格を減少し其質物たるの價格に影響し甚しきに至りては増資の必要を惹起し金融の潤滑を妨ぐるの虞なしとせず、事業にして利益多く公債の元利支拂は其收入を以て優に之に應ずるを得べき場合に於ては結局累を後世に及ぼすが如き事なしと雖も、當初建設の際に於ては多少前記の結果を來すは免れ難きの理勢なりとす、況や收利の點に於て疑あるを免れざる者の如きに於てをや臨時事業中鐵道の如き有利の者にして經常歳入の殘餘を以て之を敷設する場合には收支相償ふて些少の利益を生ずれば即ち可なりと雖も、公債を以て之を敷設するときは其收益公債の元利を償ふに至らざれば忽ち經常費の負擔を増加す、例へば既設鐵道の收入が之に投ぜし資本に對して六分五厘に當るに際し平價五分を以て公債を募集するを得ば更に進で公債を募集し新線を敷設し舊線を延長し或は之が改良を圖るを得べきが如しと雖も、是れ新に放下する所の資本は既投資本と同一又は之より以上の收利を生ずべしと推定し得る場合に限るものにして線路延長の爲め工事漸く困難を増し又乗客貨物の數量は之を既設線路に比して不況を呈する場合に

於ては其延長は偶々以て純收入を減ずるに足り資本に對し従前の收入歩合を得る能はざるに至るは蓋し鐵道經濟上普通の事情たり一葉落ちて天下の秋を知る、事茲に及んては鐵道事業亦其秋に達せしや知るべき耳、豈に漫然新設延長をのみ是れ事とするを得ん哉、况や鐵道の收入は資本に對し六分五厘なるに平價六分五厘以上の割合に非ずんば公債を募集する能はざるの場合に於てをや、其當初より國庫の損失たるや論を俟たず勿論鐵道の如きは其關係する所至大至廣單に國庫の利害を以て其取捨を論定するを得ず殊に歳入殘餘を以て其改良延長を計るを得る場合の如きは少しく放念するを得べし

然りと雖も其費用を國庫に仰がざるを得ざる時の如きは財政と市場との關係前陳の如くなるを以て大に注意せざるを得ざるものあり、豈に輕々に看過するを得んや、而して鐵道問題の利害緩急を定めんと欲せば政略上の關係は暫く之を措き國土永久の地形上の關係も亦之を詳かにせざるを得ず漫に他國の例を以て之を論ずる能はざるなり、今之を概論すれば鐵道の効用最も多きは國大陸に位し海岸線少うして稍々圓形若くは方形の國土を有し而して繁榮なる大國の間に介

鐵道と地
形との關

在する者に之れを見る、半島國若くは島帝國にして幅員狭く國形細長にして大小箇數の島嶼より成立し水運の便利大なる國に於ては其効用比較的に微弱なり。歐洲大陸獨逸帝國の如きは前者の好例にして我國の如きは後者の最たる者と云つべし、宜なる哉我國鐵道の事業之を他業に比して遜色なしと云ふを得ざるものなしとせず、是れ經營の精巧深切ならざる資本の豊富ならざる等其他種々の原因なきに非るべしと雖も邦土自然の情況亦以て之が一因たらずんばある可らず、今試みに獨佛兩國を以て之を比較するに兩國は凡そ其開明の度を等し國土の面積亦伯仲の間にあり(獨二〇八、八三〇方哩、佛二〇四、〇九二方哩)而して西曆千九百七八年に於ける獨(七年)の鐵道延長は三六、二〇〇哩にして(內三千四百四十哩は私設)佛は三〇、〇二八哩(內四、九六八哩は地方線なり)にして其差違六、一七二哩なり、佛八年の地形敢て鐵道業の爲め不利なるに非ずと雖も四隣の關係之を獨逸に比して一籌を輸するものなしとせず、又英國を以て之を論ずれば其差違更に甚しきものあり抑々英國と普漏西とは其面積人口伯仲の間にあり、然るに鐵道事業に於ては左の差違を生ず則ち

第三十二表

國名	英(愛蘭ヲ除ク)	普
哩數	二二、〇〇〇、	二一、〇〇〇
資本	一、二八六、九〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	四三七、七〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>
純收入	四四、五〇〇、〇〇〇 <small>圓</small> (約三分四厘)	三三、五〇〇、〇〇〇 <small>圓</small> (納七分五厘)

由是觀之地形の以て鐵道事業に關する至大なりと云つべし、鑑みずんばある可らず(英普兩國に於ては鐵道の純益尙ほ公債利子の上にある)

第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情

臨時費支辨の慎まざるを得ざる夫れ斯の如し然り、而して我國今日の事情特に大に戒めざる可らざるものあり、請ふ少しく之を辯ぜん。輒近我國人文の發達實に驚くべきものありと雖も製造の業未だ盛大なりと云ふを得ず、而して鐵材亦未だ豊富なる能はず、故に一事業の起る毎に之に要する所の機械器具材料等は之を歐米の諸國に仰がざるを得ず、鐵道、造船、電務、築港等皆然らざるはなし是に於てか事

第一章 豫算の編製及執行 第九節 國家の運籌事業に對する費用支辨の注意 第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情 三五

業の擴張は忽ち物品輸入超過の因となり、爲替の逆戻となり正貨の輸出となり市場に影響すること少しとせず、物品輸入の超過必ずしも憂ふべきに非ざるべしと雖も債務國に於て其原因の存するは實に憂ふべきの甚しきものにして大に警戒を加へざるを得ざるなり是れ我國現今の特色にして又一大弱點なりと云つべし故に我國目下の策は選擇事業の擴張を戒め事業の進行は之を其源を養ひ整理を目的とする者に止め暫く進取の銳氣を收め他日大に伸ぶ所あるを期するにありて正に是れ尺蠖一縮の時なり書に曰く走て地を視ざる者は顛へると子房之を奉して漢家三百年の基を開く言凡なりと雖も實に至言と云つべし、我國經常費臨時費の關係は先年まで前陳の如く夫れ佳良なりしも近年に至りては甲年度の施設にして乙年度以降に於ける經常費増加の原因となる者少しとせず、今にして大に戒むる所なくんば他日臍を噛むの悔あらん、豈に慎まざる可ん哉

第三節 臨時費支辨の結果に關する注意

軍備の爲め要する製艦費、初度調辨費等の如きも其素質臨時費に屬し、一時の者なれば或は市場の好況に乘じ公債を募集し著しく市場を紊亂することなくして

目下我國
貨物の輸
入超過の
不可とす

之を支辨する事を得る場合なきに非ざるべしと雖も其維持の費用に至りては則ち經常費にして其増加は經常費臨時費の關係上不利なしと云ふを得ず固より軍事費の如きは周圍の情況如何に依り他動的に其必要を生ずることあるべしと雖も經濟的注意を要する、哉論を俟たず、又教育事業の如きも不經濟的に官設學校の數を増加の其設備のみは寄附金其他の臨時收入を以て之を支辨し得るも其經營維持發達の爲め要する費用は固より之を經常收入に求めざる可らず、其他或は勞に乘じ深く事實の真相を穿たず或は地方的事業に驅られ時未だ至らざるに官立學校を増設し、或は學制其法を得ず一級僅かに一二の學生あるに至り而かも其學ぶ所高等の専門科學に屬するが如きことあるは實に不經濟の極と云はざるを得ず、凡そ天下の事事大なりと雖も一時にして止み累を後年に及ぼさざるものあり、事小なりと雖も現在の一舉手一投足は大に未來の利害に關係するものあり、前者は猶ほ米麥の耕作の如く後者は葡萄開を聞くが如し、其將來の勞費豈に播種除草等に止まらん哉、須らく事物の關係を明かにし現在將來の調和を計り國家進運の道を開くべし、又功を急き時機の熟するを俟たず、猛然國運を開かんと欲し、大に負

債を起し臨時費を支出し事業より生ずべき豫期の利益を收むこと能はずして財政の困難を助長し大に經濟を紊亂せし者ありアルゼンチン共和國及伊太利(經濟史眼第三版第十七章參觀)の如き即ち其好例たり、輒逸該國の發達稍々見るべきものなきに非ずと雖も當初の施設或は經濟史學上の慮を缺くものなりとせず戒めずんばある可らず、臨時収入を以て經常經費を支辨するの不可なるは論を俟たず臨時収入を以て臨時費を支辨するは差支なきが如しと雖も其結果動もすれば延いて經常費の増加となり餘響の及ぶ所終に經常收入を以て經常費を支辨することを得ず臨時収入の力を藉らざるを得ざるに至るなきを保せず、果して然らば其實實に側り知る可らず、故に數言を重ね臨時費支出の増加を戒め以て寸毫の過千里の差違を生ずるの歎なからんことを期す看官請ふ之を諒せよ、

第十節 臨時費支辨の順序

第一目 一般の順序

經常費の支辨に就ては行政府は毎年度豫算案を以て精密なる順序方法を設け

立法府は熟考審査して之を決議し、行政府は之を受け慎重の注意を以て之を執行するを以て苟も大過なきを得べしと雖も、戰亂騷擾等の爲に要する所の臨時費支辨は事概ね咄嗟の間に起り其順序方法多くは意の如くなるを得ず、其施設勢ひ平日の如く整然たるを得ざるは殆ど其常なり、果して然らば是れ獨り當時を誤るのみならず、又永く禍害を後世に遺すべし故に平日に於て豫め之を研究し置くの必要あり、依て左に臨時支辨の順序を陳述せん

第一 非常準備金(若し之あれば)

第二 税 租

第三 短期公債

第四 長期公債

是なり、國家非常準備金を有するに於ては非常臨時費の支拂は先づ之に依るべきは多辯を要せず、然れども之なきときは今世の費用は今人之を負担すべしとの原則に據り、成べく税租を増徴し以て非常費の支辨に宛つるを至當とす而して其租税の選擇及徴收にも亦順序あり、請ふ左に之を辯ぜん

第二目 租税中の順序

租税の選擇は左の順序に據るべきものとす是れ易を先にし難を後にするものにして自明の理に屬し多く説明を要せず即ち

- 一 所得税の如き屈伸税(若し之あれば)の増徴
- 二 他に影響すること最も少き酒煙草の如き間税の増徴
- 三 民業に影響少き現行税の増率
- 四 新税の設置

是なり税中の順位夫れ斯の如し今一步を進めて前記屈伸税の實例を尋ねるに英國の所得税は實に之が好例たり方今四海富強の國少なからずと雖も富源の強大なるは先づ指を英國に屈せざる可らず而して其所得税の巨大なる實に恐るべきものあり故に少しく其率を増加するときは巨萬の歳入忽ち至る英國政府の如きは實に良財源を有するものと云つべし而して其徴收の方法は所得一磅に對し何片と云ふ如き特定數を用ひ百分の何と云ふ如き比例を用ひず力めて其徴收を簡便にす英國所得税の率は近年迄は一磅に付き八片にして同税の收入額は千八百

屈伸税の實例

萬餘磅たりき然るに輓近南阿戰爭北清事件等交も起り費用頗る増加せしを以て其率を増加して一磅に付き一志となせしに西曆千九百一一年三月三十一日に終る年度に於ては二千六百九十二萬磅同千九百一二年三月三十一日に終る年度に於ては率を十五片となし三千五百三十七萬八千七百磅の實收を得同年四月一日より始まる所の年度に於ては三千八百八十萬磅を得而して西曆千九百一三年度に於ては四片を軽減し八百三十萬磅の減少を見込みり英國の富源強大にして其財政操縦も容易なる實に羨むべきものあり

元來所得税は主として中流以上の人士の負擔にするを以て其増加は國民の生計に影響すること最も軽く此税は屈伸税として最も適當なるものとす然りと雖も凡そ租税の徴入に就き念頭常に忘る可らざるものは其効力如何にあり假令條理に於て完全なるも其收入にして國家必要の費用を支ふるに足らざるものならしめば之を以て民を煩はすは策の得たるものに非ざるなり我國所得税の如きは輓近多少増加の實なきに非ずと雖も其額英國の如く巨大なる能はず租税の効力を缺き未だ屈伸税として恃むに足らざるなり方今我國の財政上良好にして行は

我國の未
端納收の
納税の

我國の未
端納收の
納税の

れ、易き届伸税なきは一大缺點と云はざるを得ず。情々今日の實況を察するに我國に於て届伸税として選むべきは地租を措て他に之あるを見ず其實行は頗る難きも事情の之を許すあれば經濟上諸般の關係は地租を届伸税となすは之を他に求むるより有効にして害少きは論を俟たず。現に近來一部人士の物議を排し地租を以て届伸税とするの端緒を啓きたり、即ち二十七八年戰後經營の爲め費用多端なるを以て明治三十六年度を限り地租従前の率二分五厘を三分三厘に増加せるは世人の熟知する所なり當時頗る騒々の聲ありとし雖も、此増加の爲め東京遊觀者を減じ或は田舎の生計を困しめたるの結果あるを觀ず。然れども増税は國家の大車にして最も之を慎まざる可らず只國家必要の費用を支辨する爲め時に勢の已むを得ざるものなきを保せず、我國に於ては百難を排し地租を増すも其收入を増加すること英國の所得税率の結果に及ばざること遠し彼我財政の操縦に難易ある知るべき耳。然りと雖も我國收入の基礎を定むる固より望あり、即ち酒類税煙草收入の如きものとして十分に發達せしむるときは將來頗る有力にして且つ良好なる届伸收入を得るや疑を容れず借すに歲月を以てせば是等の事亦決して爲し

難きの業に非ざるべし、將に周圍の事物を改善し一日も早く英國の如き盛運を見るを期せざる可らず

左記は前記某氏の寄送に係るものなり頗る事實の真相を穿ち得難きの議論なりと云つべし

地租を課する田畑の決定の地價は其收穫の法定高三千八百四十七萬九千四百三十三石其法定地價十二億八千七百三十二萬五千九百二十六圓より起算されたるものなれば届伸税としては餘裕あるべし。只古來地租を唯一の資源とせし結果地目の區別細密に過ぎ肥極其他の取扱の繁雜なるのみならず民間の習慣も亦之に準じ漸く改むべきこととす

又新税を起すは難く現行税の率を増加するは比較的容易なるを以て易きを先にして難きを後にするを得策とす。然るに租税の收入は咄嗟の需用に應ずる能はず、殊に新税を課する場合には種々の施設を要し賦課徴收に多くの時日を要し且つ租税には概ね納期あるを以て急に税金の收入を得難し故に一旦急あれば大藏省證券の如き短期公債を起し以て其急に應じ他日税金の收入を以て其償還に充るは機宜の方便にして時に或は免れ能はざる所のものとす

租税の運送
の不便を
入るの運送
の便を
が爲す
期行する
期行する
期行する
期行する

第三目 公債中の順序

短期公債

今世の費用は今人之を負擔すべし之を後世に遺す可らずとは大體に於て服膺すべきの原則なりと雖も不幸にして事局漸やく廣大となり如何に操縦するも租税のみを以て費用を支ふること能はず重斂交々加はり弊端漸やく顯はれんとするに際しては即ち短期の公債に移るを以て其順序とす何となれば一年の負擔にして重大なるも之を數年に分擔するときは比較的輕少なるを得べければなり夫れ租税は國民一年の負擔を意味す短期公債は數年の分擔を意味す其多少投資力を寛うするは論なき耳然るに事局益々廣大となり三五年乃至十年の分擔も尙且つ其重さに苦しむに至りては將に最後の手段に出て長期の公債を起し以て其費用の負擔を後世子孫に分つの已を得だるに至るべし巨額の費用支辨の爲め短期公債の恃むに足らざる夫れ斯の如し其昔に恃むに足らざるのみならず短期公債は其償還期限短きが爲め災餘の勞民其償還の爲め負擔に苦むは勿論其募集に際し外國人之に應ずる者少く其大部分は内國市場に於て之を募集せざるを得ず果して然らば市場に影響し事業上に要する所の流動資本を減少して大に一國の

事局大なる時は短期公債に依るべき理由

經濟に障害を與ふる如き結果を見るの虞れあり抑々外國資本家は据置年限の長き確定公債に應募するも一時の浮金を他國の短期公債に投ずるを便とせず一時の投資額は自國の市場を選ぶを以て殆ど其常とす故に短期公債なるときは他の援助を受けること甚だ難く之を以て巨額の費用を支辨するは頗る難事に屬す是れ事局大なれば止むを得ず長期の公債に移らざるを得ざる所以なり

第四目 前記の順序は平時にも適用す

前陳費用支辨の順序は常に非常臨費適に適用すべきのみならず國家が運輸交通機關の改良を圖るが如き太平の事業の爲め巨額の費用を要する場合に於ても適用すべきものとす苟も然らざれば後世に巨大なる負擔を遺し大に其發達を妨ぐるの虞あり抑々國家は不滅體にして個人の如く死亡する者に非ず所謂百年の計は常に之を忘る可らず彼の鐵道水道等の如きは施設其當を得ば利益を後世に遺し子孫を益するものなりとせず故に多少後世に其費用を分擔せしむるも妨なきが如しと雖も一概に其負擔を後世に遺し以て差支なしと爲す可らざる事情あり今水道を以て之を例せんに人口百萬に供給するの豫定を以て之を築造せしに

第一章 豫算の編製及執行 第十節 臨時費支辨の順序 第三目 公債中の順序 第四目 前記 三

後世に
すべき
の注
意を
以て

爾後市街非常に發達して二百萬三百萬の人口に及ぶときは水の供給は半以上の不足を告るや必せり然れば其現在の人民は果して何等の苦情を訴ふべき乎若し水道なかりせば住民は不自由ながらも井水、河水、雨水其他幾多の方法に依り生活の用に供したらんに慙ひに百萬人に供給する所の水道を造りし爲め其水道は却て後世の新計畫を妨げ其改良に大なる障礙を來すことなきを保せず

由是觀之甲の事業は後世の爲たり乙の事業も亦後世の爲たりとし漫りに公債を起して其負擔を後世に遺すは大に慎むべき事にして其可なる所以を見ず今や歐米諸國の行爲を通觀するに例へば一の機械室を築くも其建物は輕便を旨とし而して最も力を其基礎に致し大に之を堅固にし何時と雖も其上に急に改良したる建物を築き得るの組織をなすを通例とす凡そ先進國は種々の事業をなし頗る前非に懲り所謂經驗に富み復た甚しき失策に陥らず宜しく他國の經歷に鑑み十分の注意を用ゆべし要するに臨時費支辨の事は實に財政上の大問題にして亦經濟上に大關係を有す須く大に研究すべきなり

第十一節 租税より短期公債短期より長期に移るべき時機及増税を止むるの標準

第一目 總論

臨時非常の費用を支辨するに當り租税及短期公債を以て始終する能はざるは既論の如し今一步を進めて租税より短期公債に短期公債より長期公債に移るの時機及標準に就て論究する所あらんとす是れ一見難きが如きも實に容易のことたり凡そ財政上經濟上の事は猶ほ理學界に寒暖計晴雨計等の器具ある如く種々の現象を觀測する標準自然に備はり寒暖計晴雨計の發明あらざる以前即ち天地の開闢以來斷へず存在す然るに實際は周圍の事情に驅られ知て而してこれを利用するを得ず又は不明にして事の順序を見る能はず遂に大錯誤を醸生するは所謂浮世意の如くならざるに由るものあるべしと雖も抑々亦研究練磨より生ずる所の自信自確の缺如するに生ぜざればある可らず豈に慨嘆の至りに非ず哉其實例は之を後に述べべしと雖も國債を以て施設する事は其負擔を後世に遺すもの

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租税より短期公債短期より長期に移るべき時機及増税を止むるの標準 第一目 總論

租税を前
由にする理

なれば當に慎重の慮を缺くの嫌あるのみならず徳義の點に於て亦疑なきを得ざる也西諺に所謂急來急去又は且つ拂ひ且つ行け等の語は千古の金言にして處世家の常に服膺すべき所のものにして即ち今世の事は今人が仕賄ふは當然のことなれば天下の事概ね此主義に據るを通義とす然れども凡そ浮世の事元と畫一不勤を以て始終すること能はず事變屢々起り費用巨大なるに及べば實際事の牴觸齟齬を生ずるは勢ひ免る可らざる所とす夫れ然り然りと雖も道理は萬世を経て動す可らず赫々として光を日月と争ふ則ち知る租税を以て負擔し得べき費用の爲め公債を募集するときは利子の爲に國民の負擔を重からしむ如上の順序を紊亂するときは第一徳義に背き第二計算上事實の不利を後世に遺すべし豈に慎まざる可ん哉

第二目 租税の最大點

凡そ經濟上財政上には前記の如く犯す可らざる標準あり是等は直に發見し得べきを以て固より違算あるの理なし然るに世人往々之を知る能はずとするは吾人より之を視れば却て疑なき能はず夫れ國費負擔の力に程度あるは論を披たす

苛征誅求以て民力の到底負擔し能はざる點に至るまで租税を強徴せん乎民能く之を忍ぶべくも近く今世に非常の困難を生じ今世の發達全く停止すべし今世の發達停止すれば後世の事何を以て待つを得ん元來租税なる者は或る程度まで増加すれば之より以上重て増加す可らずとするの終點あるものとす之を租税の最大點とす請ふ少しく之を述べん

夫れ徴税の法は調絃の如し絃緩なれば鳴らず絃急なれば聲絶ゆ緩急其中を得て律呂則ち普ねし蓋し租税の最大點とは一種財政論に説くが如く此點を超へて租税を賦課するも徒らに税率を上ぐるに止まりて實狀を増加せず甚しきに至りては實收は却て減少するに至るの點を云ふ試に之を説かんに例へば國家が或る品物に毫も課税せざれば素より其物品より歳入を得らることなし又或物に非常なる重税を課するときは其物の需用殆ど消滅し收入却て減少し甚しきに至りては皆無に歸するやも測る可らず又物品税重に過ぐれば代用品の起るありて課税品の需用大に減少し市場に其跡を絶つに至るの虞なしとせず賦歛重きの結果は當に國力の發達を妨ぐるに止まらず直に國家の收入を減ずるの不利あり實に

第一章 課税の編製及執行 第十一節 租税より短期公債短期より長期に移るべき時機及増税 三六
を止むるの標準 第二目 租税の最大點

償むべきこととす故に無税の物品又は事項に相當の租税を賦課すれば相應の財源となるを得べきも率を上る過度なるときは需用減じて税の實收額は却て減ずることあり例へば税率百分の二を増して百分の四とすれば収入は倍に至るべしと雖も百分の二十若くは三十と云ふ如き不當なる高率を課するときは収入却て減少し或は殆ど皆無となることなきを保せず故に無税と不當の高率との間に自ら中庸を得て収入最も多額に達するの點あり之を租税の最大點とす今少しく之を敷衍すれば税率を増加すること三分にして實收の増加亦二分を得更に進て二分を増加するも尙ほ實收二分の増加を得るが如きは是れ租税が最大點以下にあるの證なり然るに税率を増加する八分なるに實收高は六分の増加に止まることあれば特別の原因あるに非れば是れ明かに租税が最大點を超過したるの徵候なり斯の如きの事實あるを顧みず尙ほ依然として前率を以て租税を徵收するが如きは即ち是れ收斂請求の域に入るものにして經濟上、財政上の不利是より大なるはなし故に税率にして一たび最大點に達し若くは之を超過したるときは速かに其増徴を止めざるを得ず然れども一旦戰爭の如き事變起りたるときは半途隨意

に之を停止すること能はず尙ほ巨額の費用を要するを常とす事是に至りては公債に移るの外他に方策の存するなし租税より公債に移るは正に此時にあり

第三目 最大點外の諸標準

租税が最大點に達したるや否やに注意するは勿論又増税の前後を對照し後に於て特別の原因存するに非ずして國民の貯蓄の増加歩合減少し若くは其増加を止め甚しきに至りては貯蓄を引出し漸次其高を減することあらば増税は民の貯蓄を害するの度に達したるや分明なり其他此の關係に就き注意すべきは汽車汽船の乗客の數にして殊に下等旅客の數是なり其他の關係に變動なくして課税前に比較して是等旅客の數減少せん乎是れ増税の反應にして他に原因あるに非ず其他又東京遊覽馬喰町止宿人の數花見田舎客の數富士登山、大山詣て、日光、身延高野山、象頭山等參詣人員の増減及食品消費の狀況即ち米、雜穀及芋類消費の實況屠獸數の増減等種々據て以て觀測するを得る所の具體的標準甚だ多し是等は實に民間大體の金融及生計の如何を測量する無上の尺度にして他に之を求むるを要せず然るに世間往々之を軸象的理論に牽強し空論百出五里霧中に彷徨し強て例

種々の標準

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租税より短期公債短期より長期に移るべき時機及増税を止むるの標準 第三目 最大點外の諸標準 三三

を歐米に求めんとする者少しとせず何ぞ其れ誤るの甚きや古人曰く道は近に在て之を遠きに求むと宜なる哉、近く之を天下の事實と計數に照し靜に觀察する所あらば表裏の真相歴然として掌を指すが如し豈に趨向の迷あらんや是等の標準に據り其影響の如何を觀測し而して判斷決行するは實に容易の業にして彼の理學界の時計晴雨計、寒暖計等を見るよりも尙ほ一層容易なり、然るに世人茲に着眼せず憶測を擅まにし荆棘を踏み五里霧中に迷ふは吾人の探らざる所なり

元來寒暖計、晴雨計を以て天地の現象を觀測するは自ら専門學術の必要あるべく、又財政上經濟上の觀測をなすにも多少の學問あらざれば其現象を覺知す可らずと雖も、眼前の事業は凡眼尙ほ能く之を見るを得べく何ぞ深遠なる學理に埃つを要せんや近きにあるの道を捨て之を遠きに求む何ぞ其れ迂なるや、凡そ租稅が最大點に達し而して其の影響前記現象を示すときは已に國民一年の負擔能く之を堪ゆる所に非るを以て此所に於て短期の公債に移らずんば非常の困難を來すべし

第四目 長期公債に移るべき時機

短期の公債は比較的小事件の費用を支へ得べきも不幸にして事局大なるに至れば到底能く其費用を支ふるを得ず、事是に至りては已を得ず長期の公債に移るより他に良法の存するなし、而して其標準は前記と同一にして結局五六ヶ年乃至八九ヶ年の分擔も尙ほ能く堪へ得ざるに至れば長期間に其負擔を分つを以て最終の手段とす、又既論の如く短期の公債は外國より應募する者稀なるも、長期の公債は外資を招くの便あるを以て事若し大なるに至れば長期の公債に依るの外手段ある可らず、此理を理解せば何人も此順序と時期とを誤ることなかるべし、即ち時計、寒暖計又は晴雨計を見ると同一にして事甚だ分明なり、然れども熱病若くは寒胃患者にして寒暖計を見其度の下降若くは上騰を窺ひ寒暖計に誤謬あるとす、天下冷熱の實況を誤認する者なしとせず、甚しきに至りては已に冷熱の度を見る能はざるの重患に陥る者なきを保せず、健全にして素養ある者ならん乎、決して其觀測を錯るものに非ず、其之を誤る者あらば寧ろ之を怪まざるを得ざるなり

第十二節 非常臨時費支辨の實例

第一目 英のクリミア戰爭費の支辨

歐洲先進國に於ける實例も多くは誤謬に屬し時に甚しき批難を免れざるものあり然れども英國がクリミア戰爭に當り遂行したる事蹟は大體の順序を履みしものと云ふを得べし當時英國財政の衝に當りし人は有名なるグラットストン氏にして當初は極端の租稅論を試みたり即ち當時氏はアダムスミス傳染の德義論即ち今世の費用は宜く今人の負擔に屬すべく累を後世子孫に貽す可らず後世は後世當然の負擔あり祖先失政の費用と共に其當然の費用を負擔するは子孫の堪る所に非ず後世に遺す所の者は須らく今世の餘惠たるべし苟も餘殃を殘すは斷じて不可なりとの極端なる租稅論を唱へたり

斯の如く氏は當初極端の租稅論を唱へしと雖も實際は長く租稅を以て軍費を支ふること能はず開戰以來僅かに數ヶ月にして短期の公債を起し十有二月にして長期の公債に移れり夫れ英國にしてクリミア戰爭費を租稅のみを以て支ふ

ること能はざりし實例ある以上は其他の國が租稅のみを以て巨大の非常費を支辨し能はざるは推て知るべき耳詰ふ少しく之を説かん

當時歐洲大陸は蝸牛角上の爭鬪を是れ事とし時局平かなるを得ず隨て國用多端事業盛ならざりし然るに英國は此間に乘じ殆ど世界の工業を獨占し爾來非常に發達進歩し關稅の改革内地稅の改革財政行政の整理等着々根本的完全の改革を實施して殆ど餘蘊なく事ホキスソン氏に始まりグラットストン氏に至りて完成し西曆千八百五十年頃既に南阿戰爭以前に於けるが如き好況を呈し關稅内地稅共に大に整理せられ唯僅に舊稅率を復し又は舊稅を復すれば意の如き收入を得べく又所得稅の屈伸も十分自在なる域に達し増稅一も困難ならざる氣運に達しクリミア戰爭當時に於ては英國は軍費を租稅に依頼するの最好地位に居れり而して同國が此戰爭に出兵したる陸軍兵員は勢力市場に影響する程の多數に達せず且つ戰地は英國を去ること八百リリーグ(二リーグは三哩なり)以外にありしを以て戰爭は直接商業に影響せざるのみならず當時旭日冲天の勢を有せし佛國と同盟し土國亦裏面に握手し剩つさへ攻撃地點は水路續きのセバストポールた

當時英國
は増稅を
なすに最
好地位を
占め居れ
り

りしを以て英國の如き海軍國の爲には經濟上戰略上特に好地位に在るものとす、又露西亞の北海艦隊は全く封鎖せられ、黒海艦隊は決して英佛聯合艦隊の敵に非ざりしを以てセバストポールの港口に石を積みて其軍艦を沈没し以て防材の代用とせり、露西亞の行爲は頗る奇抜にして陸より襲はるれば祖先の舊都なるモスコイ府を焼て遁逃し毫も惜むなく、海より襲はるるときは港口に自己の軍艦を沈没する等頗る大國の度量あり、爾來サイベリヤ殖民及滿州政略の如き雄大な計畫を爲し以て世の耳目を驚かせしこと少しとせず、斯の如くして露國の黒海艦隊は全滅せられ、北海艦隊は悉皆封鎖せられ、外洋復た露艦の雙影を留めず、英國の商船は何等の故障なく、平時同様に四方に航海し、獨り巨利を占むるを得たり、然るに黒海を無謀に封鎖するは英國に於て一の不利あり、何ぞ哉、元來英國の經濟は麥の輸入を要し其供給を露國に仰ぐ者少しとせず、倏忽に麥船をオデッサに封鎖する時は其供給を他方面に求めざるを得ざるの不便あること是なり、故に當時英國は先づ同港より麥船を出帆せしめ、然る後直に之を封鎖せり、實に老練の行爲にして、商業國の真相を寫出せるものと云ふべし、其戰爭中の行爲と雖も尚ほ經濟と相離

特殊の注
忘るに居
れず治を

れざるは深く驚嘆せざるを得ざるなり、彼の露の奇抜と好一對にして各其特色あるものと云ふべきなり

戰爭も亦他の事業の如く人心に投ずる者あり、投せざる者あるは勢の免れざる所なり、其民意に反する者なるときは戰費支辨の爲め租税を増徴し新税を課するは甚だ難し、之に反して其民意を得たる者なるときは稍々重歛の感ある負擔と雖も著しき苦情なく、奮て投資するは古今の通例にして是れ往々軍資を求むるの順序を誤るの一因となる、慎まざるばある可からず

今クリミア戰爭に當り英國の民情如何を見るに、該戰爭は國民殊に倫敦商人に歓迎せられたること非常にして、彼等は當初より大に納税を決心したり、其故は此戰爭の起因は一説に天主教黨と希臘教黨との間に教祖の靈場に就き葛藤を生じ露佛の間に不和を生じたるにありとするも、斯の如きは齊東野人の口吻に過ぎず、其實此戰爭は露國が黒海に據り、ボスポラス及ダーダネルを扼して地中海に出てスウェエスを窺ふ間は英國の東洋貿易殊に印度の安寧上に大關係あるを以て露國の企圖を押へて自國の爲め東洋への通路を確固ならしむるの趣旨に出て人心を

クリミア
の關係と東
洋貿易と

得たる此戦争の如きもの蓋し稀なり加ふるに當時の財政主任者は例のグラッパ
 ストン氏にて學識經驗徳望技倆辯舌に於て缺くる所なく實に古今屈指の名相に
 して而かも英國財界の實況は前陳の如く夫れ佳良にして軍費支辨の爲め増税を
 決行するには非常の好時機に際會し他國の夢にだに見る能はざるの好地に在り
 しものなり然るに實際尙且つ租税のみを以て之を支ふる能はず開戦數箇月にし
 て既に短期の公債に移り十有二箇月にして長期の公債に移れり由是觀之巨額の
 臨時非常費は租税のみにて之を支ふこと能はざるや知るべき耳

第二目 英の南阿事件費の支辨

又近時南阿戦争及北清事件に關し英國が出費を要せしは二十二億八千九百餘
 萬圓其六割六分五厘は之を公債に取り二割六分二厘は租税六分一厘は公債償還
 の停止一分二厘は剩餘金より之を得増税新税及大藏省證券の發行に次ぐに短期
 の公債を以てし長期の確定公債を最後とし順序概ね其宜きを得たり其詳細は左
 の如し

第三十三表

租 税

税 目	税 率	租 税					
		内 國	内 國	租	税		
茶 税	一 封度に付二片			二〇、九一〇	一九、一七〇	二一、五〇〇	六一、五八〇
煙 草 税	同 四片			一四、一一〇	一一、八五〇	一三、三三〇	八九、二九〇
酒 精 税	一、ガヤロンに付六片			二、一七〇	二、一四〇	二、一九〇	六、五〇〇
砂 糖 税	一本(凡そ十三、實六百二十 十匁)に付四匁二片				六三、五〇〇	四八、五〇〇	一一二、〇〇〇
石炭輸出税 (前九年十一月に廢せり)	一噸に付一志				一三、〇五〇	二一、〇〇〇	三四、〇五〇
穀物税	一本に付三片乃至五片					二六、五〇〇	二六、五〇〇
合 計				三七、一九〇	一〇九、七一一	一三三、〇二〇	二七九、九二〇
麥酒税	一樽に付一志			一七、七八〇	一七、七三〇	一八、〇〇〇	五、五一〇
酒 精 税	一、ガヤロンに付六片			九、一七〇	八、五七〇	八、八一〇	二六、五五〇
所 得 税	(西曆一九〇〇年四月 一、一九〇一年四月 一、一九〇二年四月 一、一九〇三年四月)			七六、四一〇	一四一、三六〇	一七六、〇〇〇	三九三、七七〇
砂 糖 税					六〇〇	九〇〇	一、五〇〇

種 類	税 印紙 税		債 還 期 日
	小切手一件に付一片	NO	
大蔵省證券	140,550	277,970	三四一七三〇
大蔵短期公債	103,360	168,260	二〇八、七一〇
軍事公債	1,400,000	2,000,000	四八〇、三三〇
確定公債	1,400,000	2,000,000	七六〇、二五〇
合 計	1,400,000	2,000,000	
合 計	1,400,000	2,000,000	

第三十四表 公債募集額

種 類	摘 要	募 集 額	實 收 額	債 還 期 日
大蔵省證券	西曆一八八九年の大蔵證券條例に依る分	80,000	80,000	自西曆一九〇二年 至同 一九〇三年
大蔵短期公債	西曆一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	1,000,000	979,000	自西曆一九〇三年八月七日 西曆一九〇五年十二月七日
軍事公債	西曆一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	3,000,000	2,990,000	西曆一九〇一年四月五日
確定公債	西曆一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分	1,400,000	1,390,000	西曆一九二三年四月五日以後
合 計		5,200,000	5,239,000	

第三目 日本及佛國の例

佛國及我
國も順序
を誤まる

佛國の如きは一も當然の順序に依りし例なし、顧て我國は如何と云ふに亦當然の順序を履まず明治二十七八年戰役費用の支辨は先づ剩餘金に依り、次に國債に依り租税の如きは事後の整理の爲め甫めて賦課せられ之れに關して尙且つ多少の議論あるを免れざりしは世人の熟知する所なり、而して三十七八年の役に於ける事績は事尙ほ新にして之れを啜々するを要せず、之を學理に照し之を事實に徴して其得失自ら明瞭なり。元來此關係に就き議會政治の遺憾とする所は開戰の事あるや直に國會を召集して租税を賦課徴收する能はざる場合ありて政府は實際の上理論に遡ひ財政を施行する能はざるの事情あること是なり、要するに實地上頑固なる學者論の事に害あると同じく無學淺識の行爲も亦甚だしき禍害を及ぼすものなしとせず、故に其大體に學理に據り執行は事情を折衷し中庸を得、以て事局の宜きを制せざる可らざるなり

第四目 佛國の極端論

然るに佛蘭西の如きは國力裕にして人優に四海文化の筆領を以て自ら任じ人亦之を許すも精氣の溢る、所特に或は粗豪に流れ客氣に趨せ感情に走るの弊を

第一章 豫算の編製及執行 第十二節 非常臨時費支辨の實例 第三目 日本及佛國の例 第四目 佛國の極端論 四一

免れず極端より極端に馳せ無類突飛なる論を起すの例なしとせず例へば西曆千八百七十年の戦争後五十億法の償金を拂ふことになりしに當時議會に議論起り衆議院議員の或る二人は償金支拂の爲め負擔を後世に遺す可からず佛蘭西人民の財産は千億法なるを以て佛國人民に宜しく其二十分の一を出資し以て國家の災厄を救ひ併せて後世の負擔を減ずべしとの説を唱へたり畢竟斯の如き議論は感情に訴へて一聞耳を傾くるものなるべしと雖も決して實行し得べきものに非ざるなり今單に人民所有の財産二十分の一と云ふときは例へば二十圓の財産を所有する者は一圓を出せば足るものゝ如しと雖も元來國民の財産は悉く現金を以て之を有するものに非らざるは論なく其大部分は土地家屋船舶器具機械の如き固定資本なるを以て其二十分の一を國家に貢獻するは實に容易のことに非ざるなり然るに忍て之を執行せば大に一國經濟の基礎を動搖せしめ非常の紊亂を醸すは論を埃たず強て此事を行はんと欲せば土地家屋船舶機械製造所等の二十分の一を賣却せざる可らず物件の分割し得るものは尙且つ可なるも其分割し能はざるものに至ては終に之を如何ともし難し例へば複雑なる機械の二十分の一

財産二十分の一の不可出資は事

若し行はるいとせは非常に不利なり

を割くときは餘の二十分の十九は果して何の用を爲す手要するに此の如き事行はるるに於ては現金以外の財産所有者は其二十分の一の賣手となり若くは現金の借手となり現金所有者は現金以外の財産の買手若くは現金の貸手となり而かも前二者は納税の必要に迫られ現金を需要する最も多きに反し後二者は購買若くは貸付の必要なく兩者の間に需給の關係初めより自然の一致なく金利非常に暴騰し大に前二者の不利となるは多辯を要せずして明かなり若し然らざるも個人の信用は國の信用の如く厚からざるに人爲を以て個人に現金の需要を起さしむる時は其の不利一層多かるべきは分明なり故に此の如き事を爲さず前に國をして負債を起さしめ人民は後に徐ろに租税を支拂ひ以て其元利を仕拂ふを得策とす此説の不可行なるは前陳の如くなるを以て感情鋭敏の佛蘭西人も幸に之を排斥し採用せずして止めり

凡そ臨時非常の費用を支辨する爲に人民の財産に重税を課するの不可なるは已に論ずる所の如し而して其不可なるは管に税額巨大にして到底堪へ得べきに非ざるのみならず其根底に於て非常なる不公平の存するにあり今前記の説の如

重き財産
税は非常
なる不公
平を生ず

きは素より實行し得べきに非ずと雖も、假りに數歩を譲り之を行ふものとなし若し財産家のみに課税し労働収入に課税せざるときは後者は全く負擔を免れ甚しき不公平を生ずべし凡そ天下の事單に公平のみを以て推す時は理論は可なるも實際上却て不公平を生じ事實上不利の結果を生ずることなしとせざるも人爲を以て當初より殊更に一大不公平を作爲するが如きは最も避けざる可らず、事に害なき限りは固より公平を求めざる可らず、況哉租税の賦課徴收は表面上如何に公平なるも實際に於ては多少の不公平を免れざるものなるに於てをや、輒近佛國民の歳入はポリュエー氏の調査に據れば一ヶ年凡そ二百五十億法にして其五分の三は勞力より生ずる者にして財産より生ずるものに非らず、故に前陳の如き方法に據り財産の幾分を徴するとせば此巨額なる勞力より生ずる収入の如きは全く租税の負擔を免るべし、是れ大なる不公平と云はずして何ぞや、既に第三編に於て述べたる如く財産収入の如き既成財源より生ずる収入と勞力収入の如き身體を本元とする収入との間に輕重あるは當然なりと雖も同じく國民の義務たる租税にして前者は其全額を負擔し後者は全く之を免るゝは初めより不公平を期した

變通其宜
きを調す
るの必要

る行爲にして理世の道に背くものと云はざるを得ず、巨大なる臨時費支拂の爲め租税を以て始終するは無謀の極なりと雖も、亦始めより正に力むべきを力めず直に後世子孫に累を遺すが如き行爲に出るは慮の足らざるものと云はざるを得ず、畢竟天下の事物は自から争ふ可らざるの規矩準繩の存するあり然れども又書一不動なる能はず、多少の折衷は時に或は免れ能はざる所なり、然りと雖も全然軌道外に進行するは到底爲し得べきものに非ず、假令軌道の中心に依らざるも必ずや其左右に接して進行せざんばある可らざるは猶ほ日月が四季の別に由り正東正西より多少左右に偏して出沒し、星宿皆之に従ひ多少其位を異にするが如し、然れども其位置の關係は開關以來決して其順を亂すことなく、殊に北辰の如き常に其位を保ち衆星をして其趣く所を知らしむ大體の現象正に然らざるを得ざるなり、只時に或は流星ありて普通の軌道を脱するも天道之を問はず、人道亦然り、大勢已むを得ざる所のものありて時に軌道外の軌道を取る又豈に已むことを得ざる所のものなしとせんや、天象已に然り人間の學術應用に於て亦大に然らざるを得ざるものあり、砲術を以て之を例せば苟も彈路の測定に誤りなくんば百發百中は其

期する所なり、然りと雖も氣壓、風力等の外勢亦以て大に命中に關係なきを得ず、豈に折衷變通の道なからんや、天下の事情然り、大體を蹈て而かも周圍の情況に注意せざれば意外の誤謬を生ずるは必然の勢なり、故に臨時費支辨も亦當然の順序を履まざる可からず、其大體に於ては學術の指導を守るを便とする知るべき耳。

第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政

一 初年の情況

抑々戰爭の初年なる西曆千九百四年の露國歲計豫算は經常歲出十九億六千六百五十萬留、臨時歲出二億千二百二十萬留、是れは殆ど専ら鐵道事業に使用せられたるものなり、合計二十一億七千八百七十萬留にして、内十九億八千二百九十萬留は經常歲入及帝國銀行に於ける永久据置預金よりの收入に依り、一億九千五百八十萬留の不足額は國庫の自由資金に依り支辨すべきものとせり、其所謂國庫の自由資金後に説く所あるべしは同年の初に於て三億千二百萬留なりしが、此支出に依り約一億千六百萬留に減少すべきものなり、而して國債は年始に於て既に十六億三千萬留に達せり、又帝國銀行及國庫金在高は西曆千九百三年の終に於て

十億五千八百萬留にして、帝國銀行は舊曆千九百四年一月一日、十四日に於て金七億三千九百萬留及外國爲替一億六千九百七十萬を有し、紙幣發行高は五億七千八百七十萬留なりき。

二 臨時費支辨の方法順序

然るに露國政府は軍事費の爲め特別の豫算を調製せず、又西曆千九百四年の豫算にも軍事費を追加せず、戰爭中編製したる同千九百五年の豫算にも亦之が財源を計上せず、戰爭に關する豫算は同千八百九十年二月二十六日の法律に據て取扱はれたり、元來諸法律は戰時に於て編製すべき經常豫算は前年度豫算の基礎たりし現役總數を標準とし、軍隊經費を計算すべくして、動員部隊の經費及其他戰爭狀態に基因する一切の經費は臨時豫算外の費途に依り支辨すべきものと規定せり、是れ露の慣用手段にして、露土戰爭の際にも之と類似の方法を採用したり、而して戰時經費の配賦は前記法律の規程に基き一般の規則に據り、帝國參議院の審査を経ず、帝國參議院財政部長を首席とし、陸軍大臣、大藏大臣、帝國會計検査院長及海軍大臣代理者を以て構成する所の特設委員會の決議に依り、勅裁を経て之を執行す。

軍費支出
に關する
特設委員

るものとし、戦時民政部に對する臨時費例は鐵道輸送力増加補助、召集豫後備下士卒家族救授等配賦に關する審査も諸委員會の掌裡に屬せり、而して其財源は當初専ら國庫の自由資金と經費の節減とに依るものとし、削減の總額一億三千四百四十萬留に達せり、内前年度より既に支出し始めたる費目に關するもの千八百九十萬留、西曆千九百四年度の豫算に關するもの一億千五百五十萬留にして鐵道敷設に關するもの最も多く其高五千五百萬留に達し、其改良營業資本の増加、客車調辨等の豫算に於て二千萬留を削減し、河川商港軍港及道路築造の經費に於て二千七百萬留酒精專賣の經費に於て千四百四十萬留を減少し、殘額約千八百萬留は家屋の築造及購入の貸下金及補給金等各種の基金間に分配して之を削減し、小計約六千萬留は經常歳出に屬し、約五千五百五十萬留は臨時歳出に屬し、減削總額は總豫算に對し五歩三厘にして經常歳出の三歩、臨時歳出の二割六歩に相當せり、斯の如く削減を爲したる後臨時豫算中よりサイベリヤ鐵道の運輸費の爲め二百八十萬留を經常豫算に移用し、豫算を修正し、西曆千九百四年の經常歳出は十九億九百二十十萬留、臨時歳出は一億五千五百九十萬留、歳出總計二十億六千三百十萬留となれり、然るに之を西曆千九百三年の豫算に比し經常歳出は尙ほ二千九百萬留の増加を示せり

經費節減
と豫算の
修正

右の外皇室費に於て百萬留を減じ、國費中二百九十萬留を皇族會計部の負擔に移し、前年度繰入千萬留を編入し、以て國庫の自由資金の減少を防ぎ、其點を一億四千八百三十萬留に喰ひ留めたり、是れ露國の慣手段にして、西曆千八百二十二年に於ても總て公共の土木事業及び私人に對する資金は之を中止し、クリミア戰爭、土耳其戰爭及西曆千九百年北清事件の際にも豫算の削減を執行せり、斯の如く修正し、西曆千九百四年度の豫算を執行せしに幸にして、前年度即ち同千九百三年度に於て多額の剩餘金を生じ、四年度に於ては自由資金より軍費の爲め支出したる者四千七百五十萬留に止まり、平時豫算の爲め自由資金より六千七百萬留を支出し、精算に至り、戰爭の爲に使用し得べき國庫の資金に三億千四百萬留となれり

三 戰費の推算

右の金額は決して小額に非ざるも、戰爭にして永く繼續せば到底不足を生ぜざ

るを得ず、而して當時戦費の推算は甚だ區々にして或は一日陸軍百萬留、海軍五十萬留を要し一箇月軍費少くとも六千萬留を要すべしと推算し或は一箇月八千萬留乃至一億留と計算し或は戦闘の開始より其年四月五日までに既に九千二百五十萬留を要し六月までの所要額は二億留と計算し其真相を得難しと雖も、初年即ち西曆千九百四年に於て平均一箇月五六十萬留と見て大差なかるべし起債の要あるは必然の勢なり

四 内國市場の情况

然るに露國は當時西曆千九百年乃至二年に於ける恐慌の傷痍尙ほ癒へず加ふるに戦争の自然の結果として市傷は多大の困難を來し開戦初期に於て從來外國に在りたる巨額の露國有價證券は露國に逆輸入せられ内債を起すに便ならず、又軍費の少からざる部分即ち船舶、食糧品及各種軍需品の仕拂は外國に於て行はれざる可らず戦争に伴ふて外國支拂一層の増加を來し、陸軍の食糧及馬匹の非常なる需用は是等の輸出を制限するの必要を生ずると同時に軍需品の需用は輸入を増加し金貨流出の必要を生じ金貨本位の維持困難となり、帝國銀行及國庫は市場

内國市場
の情况

巴里市場
の情况

に向つて外國爲替の賣出を努めざる可らざる窮局に達せり。然るに此賣出しの自然の結果は對外貸方の減少を來たさざるを得ず實際帝國銀行の外國爲替及對外貸方の在高は舊曆千九百四年一月一日(十四日)の一億六千九百十萬留より五月十六日(二十九日)の三千九百九十萬留に減少せり是に於て露國政府は従前の關係より果然巴里に於て公債の募集を試みたり、當時佛國は南阿戰爭以降英國に向つて融通し來りたる短期の資金一時は四千萬磅即ち約四億留に達したりと云ふを回收し加ふるに合衆國よりパナマ運河に對する償却金約二億法を受け金貨流入頗る多く金融随つて緩漫なるにも拘はらず戦争其他露國に不利なる事項は露國の募債に應ずる條件をして著しく困難ならしめたり、則ち前年に於ては露國四歩利公債の相場は巴里市場に於て略々額面を保ち且つ一億七千三百萬留の露國四歩利付鐵道債券は額面にて發行せられたるに拘はらず四歩利付公債の相場は開戦後忽ちにして九十六に續いて四月末には約九十二に下落したり、然りと雖も軍要供給は公債の募集を要し露國政府は四月に至り巴里に於て公債募集の協議を開始し佛國銀行組合に向ひ事情已むを得ざる利率を承諾し且つ此公債の發賣に伴

ふ危険を償ふに足るべき條件をも併せて之れを承諾せり、之れを第一回外債募集とす

五 第一回公債募集

此新公債は總額三億留即ち約八億法にして其額面は百八十七留五十哥即ち五百法及千八百七十五留即ち五千法の二種にして拂込は三回同額にして期限は西曆千九百四年五月及九月及同千九百五年一月とす。而して利子は一箇年五歩にして舊曆千九百四年五月一日(十四日)より之を付し毎半期に之を仕拂ひ、元金は舊曆千九百九年五月一日(十四日)に之を償還し、之より以前に解約することなし。利子及元金は一切露國の租税を免除せらるゝものとし、尙ほ一二の特權を賦與せられ政府との物品供給契約及消費税關稅の保證として九割五歩以上の相場にて採納せらるべきものとす。而して其取有者は西曆千九百九年此公債償還の爲め募集すべき長期の公債に就ては勿論舊曆同年五月一日(十四日)までに佛國に於て發行せらるゝことあるべき總ての露國公債に就て優先權を有するものとす。

此公債の應募者は巴里及和蘭銀行、里昂及、ホツチンゲール、エー、コンパニー銀行

公債に關する諸條

の組織せし、シンデケートにして當初は募集額の一半即ち四億法は確實に之を引受けたり而して其公衆に提供せられたる相場は九割九歩にして、シンデケートに参加したる銀行は九割七歩五厘にして公債を引受け露國政府は同時に二歩の發行手数料を下付したるを以て結局露國政府の手取金は九割五分五厘にして之が爲め露國々債は約四分五厘を増加し國債費に一ヶ年千五百萬留を加へたり

六 第二回募集

第二回は内債を試みたり即ち露國政府は八月に於て内債の募集に着手し舊曆千九百四年七月三十日(八月十二日)の勅令を以て每號二千五百萬留より成る六號までの國庫證券即ち總額一億五千萬留の證券を發行したり。此證券は流通證券の性質を帯び短期にして國庫及帝國銀行は額面にて支拂の爲め受取るの義務を有し、保證金、政府への貨物納入又は請負事業の保證並に其他一般に政府との契約上の擔保として額面にて受領すべきものなり。元來露國政府は西曆千九百二年以來國債證券一億五千萬留を流通し三分利を付し來りしが、新に發行したる一億五千萬留の證券には三分六厘の利子を付し、期限を四ヶ年とし利子は所得税を免除せ

新債券の特質